

75-40

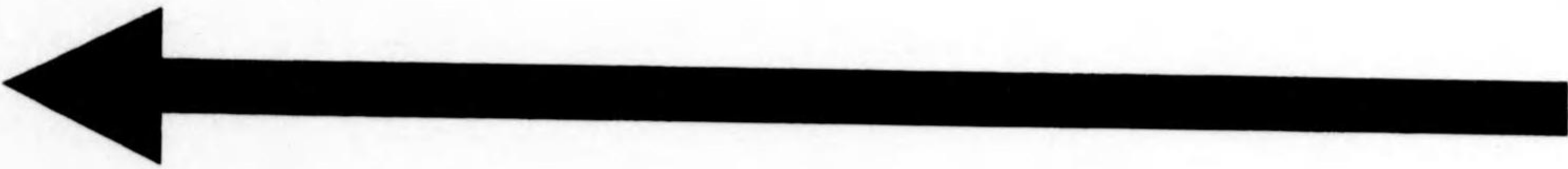


1200501289742

75



始



54R41

75
40



續福澤全集

第七卷



福澤先生肖像（文久二年寫）
和蘭にて



福新式主官像 (安久平喜)
味蘭コト

讀 筆 生 先 澤 福

人 平 不 出 論 平 公

來 戲 去 戲

人迹不出端平公
生欲去賊

三
金

歸新式生筆超

公平論出不平人

歸法歸來



諸
文
集

7540

諸文集例言

本集は福澤先生の筆に成れる諸種の遺文を編纂したもので、其種類は多岐多方面に互つてゐる。茲に其中の主なるものゝ來歴を左に略記する。○「西航記」 文久二年先生が舊幕府の遣歐使節に隨ひ歐洲諸國を遊歴せられたときの紀行にして、歐洲に於ける最初の見聞印象が記されてゐる。○「中津留別の書」 先生が明治三年母堂を東京に迎ふるため郷里中津に歸られたとき、一夜舊宅破窓の下にてこれを記し郷里の先輩桑名豊山に贈られたもので、先生の主義精神を見るべき文字である。○「西郷隆盛の處置に關する建白書」 明治十年西南戰爭の際、先生は西郷隆盛の處置に就て一篇の意見書を草し、舊中津藩士總代の名を以てこれを政府に建白せしめられた。總代等はこれを持參して京都の行在所に出頭し、三條太政大臣に其執奏方を依頼したのである。○「華族を武邊に導くの説」 明治十二年これを草して右大臣岩倉具視並に陸軍卿山縣有朋海軍卿川村純義に示されたものである。○「明治辛巳紀事」 明治年間の一大出來事なるいはゆる明治十四年の政變に就て、先生は大隈重信の謀主となり岩崎彌太郎が金主となつて政體改革の陰謀を企てたものと稱せられ、大隈は職を罷められ、先生はこれがために其身上に非常の迷惑を蒙られたばかりでなく、慶應義塾の出身者にも其累が及んだ。先生は此意外なる出來事に就て「身を處するは士君子の重する所、これを等閑に付す可らず」とて、當時の政界の有様より事の成行を記して家に遺されたものが、即ち此「明治辛巳紀事」の一篇であつて、本全集第六卷「書翰集」に收録せる伊藤博文井上馨兩人に宛てた長文の手翰を併せ讀めば其真相事情を詳

にするを得て、明治政史の缺を補ふに足るべき有力なる資料である。○「掃除破壊と建置經營」と題する一篇は先生の遺篋中に存したる未完の論文にして、先生が夙に洋學を講じて西洋文明の主義を鼓吹し又漢儒を排斥し門閥を攻撃し自由獨立民權論を首唱したる次第を述べられたもので、其文中に「此十五年間を顧みるに我輩の思想に於て蓋し初段は掃除破壊の主義にして第二段は建置經營の主義なり」とあるも、其第二段の事を説かれてゐないのを見ると、未完の草稿であつて恐らく明治十五年頃の執筆ならんと推定せらる。○「明治十七年朝鮮京城變亂の始末」明治十七年朝鮮京城に於ける金玉均の變亂の始末を記されたものであるが、これは、朝鮮獨立黨の領袖金玉均朴泳孝等が失敗後日本に逃れ來り暫らく先生の自邸に潜伏してゐたとき、親しく金玉均から聞かれた事實を記されたものであらう。

○「明治十八年十二月三國風聲始末」これは朝鮮人張殷奎なるものが我國に居る金玉均朴泳孝を暗殺せんとて朝鮮の王妃より多額の金を欺き取り、日韓の間を往來して様々の風説を放ち、これがために日支兩國政府の視聽を動かした一場の作芝居を、先生の筆を以て面白く書かれたものである。○「四方の暗雲波間の春雨」明治二十年頃世間に演劇改良の説が流行し、隨つて新作の筋書などを出すものがあつたとき、先生も其撃に倣ひ戲に書下された筋書で、固より未定稿のものである。

右は本集中の主なるものにして、尙ほ安政四年頃先生が大坂緒方洪庵の塾に在學中翻譯せられた「ベル氏築城書」(蘭人ベル著)數卷があるけれども、これは蘭學研究のため塾勉強の傍ら翻譯せられた未定の稿本であるから省略することにした。

附 錄

○「詩集」先生は素より詩人でない。たまたに詩を作られたるも、いはゆる餘技にして其數も百三十餘首を存するのみである。又先生は人に揮毫を求めらるゝ場合には大抵詩を書かれ、額面などには往々簡潔にして意義ある語を書かれた。しかも其詩も語も必ず自作のもので他人の成句作語を書かれたことはない。詩集の末に附記するものが先生の語である。

續福澤全集 第七卷 目次

福澤先生肖像

福澤先生筆蹟

諸文集

諸文集例言

維新前

西航記 文久二年……………一

或云隨筆 慶應二年頃……………四

兵士懷中便覽 慶應四年……………五

慶應義塾關係

慶應義塾之記 慶應四年……………七

目次

目次

中元祝酒之記 慶應四年 七

慶應義塾新議 明治二年 七

私塾生徒へ公費給與廢止の布達に對する上申書 明治五年 七

慶應義塾衣服仕立局 明治五年 七

慶應義塾教則變更に關する告示 明治六年 七

慶應義塾改革の議案 明治九年 八

慶應義塾會議講習會規則 明治十三年 八

慶應義塾生徒徵兵免役に關する願書 明治十七年 八

慶應義塾督買法 明治十九年 八

慶應義塾の小改革學生諸氏に告ぐ 明治二十年 九

慶應義塾紀事 明治二十二年 九

慶應義塾資本金募集の趣旨 明治二十二年 九

金卷名譽錄 明治二十四年 九

明治二十五年一月二十五日慶應義塾幼稚舎にて 九

慶應義塾基本金募集の趣旨 明治三十年 一〇

偽版取締關係

偽版取締に關する願書 一三

偽版取締を訴ふる文 一六

偽版に關する訴訟書類 一七

「明六雜誌」 明治七年三月—同八年十一月

征臺和議の演説 一五

内地旅行西先生の説を駁す 一五

男女同數論 一五

明六雜誌の出版を止るの議案 一六

「民間雜誌」 明治七年二月—同八年六月

智惠の指南民間雜誌 一〇

發端 一七

農に告ぐるの文 一七

目次

舊發明の器械……………一七五

人の説を咎む可らざるの論……………一七六

未來平均の論……………一七九

外國人の内地雜居許す可らざるの論……………一八〇

國權可分の説……………一八六

「家庭叢談」

明治九年九月—同十年四月

緒言……………二〇三

字を知る乞食……………二〇四

家庭習慣の教へを論ず……………二〇六

女子教育の事……………二〇九

力のない有力者の説……………二二二

人の言行は情慾に制せらるゝこと……………二二五

商牌トレードマークの事……………二二八

釣合の事……………二三二

要知論しらねばならぬ……………二三三

賣藥の事

賣藥の事……………二三八

宗教の必用なるを論ず……………二三一

學校資金の内に藝娼妓の寄附を受く可らざるの論……………二三四

青物魚類市場の事……………二三五

宗教論の辨解……………二三七

新橋横濱間の鐵道を切賣す可きを論ず……………二三九

「滔々たる天下横著者の遁辭」を讀みて感あり……………二四三

故緒方洪庵先生懷舊集の文……………二四四

因果應報の妨げらるゝ由縁を論ず……………二四五

進歩と變化との區別を知らざれば大なる間違を生ずるを論ず……………二四八

系統論……………二五三

過去現在未來の關係……………二五四

漫りに森林を伐倒すの害……………二五六

繁を省くは今の世帯の要事なるを論ず……………二六一

朝鮮は退歩にあらずして停滯なるの説……………二六三

雇主と被雇者は利益を一にするの説……………二六五

三種人民の長短所を論ず……………三六
 國民三種論 二……………三七〇
 汝自から之を爲よ……………三七三
 明治十年三月十日開成學校講義室開席の祝辭……………三七四

再刊「民間雜誌」 明治十年四月—同十一年五月

私の利を營む可き事……………三七八
 小學維持の事……………三八〇
 著述の説……………三八三
 門閥論……………三八五
 上國某氏に贈る……………三八八
 天理人儀生力建白願……………三九〇
 明治十一年三月廿七日東京府廳議事堂演説……………三九四
 婦人養生の事……………三九六
 民間雜誌社告……………三九八
 内務卿の凶聞……………三九九

護衛を設るの説……………三〇〇

「交詢雜誌」

交詢社發會の演説 明治十二年……………三〇三
 明治十三年二月七日東京築地壽美屋に於て演説……………三〇六
 明治十三年二月二十九日愛宕下青松寺に於ける交詢社定期小會演説……………三〇八
 明治十三年四月二十五日兩國中村樓に於ける交詢社第一回大會演説……………三〇九
 交通論 明治十三年……………三一〇
 明治十四年一月二十五日木挽町明治會堂に於ける交詢社第一紀年會演説……………三一四
 明治十五年四月二十二日木挽町明治會堂に於ける交詢社第三回大會演説……………三一五
 明治十六年四月二十一日兩國中村樓に於ける交詢社第四回大會演説……………三七七
 商工社會に所望あり 明治十七年……………三八八
 明治十六年十二月九日熊谷町談話會に於ける演説……………三四四
 坐して窮する勿れ 明治十七年……………三七七
 明治十八年四月二十五日兩國中村樓に於ける交詢社第六回大會演説……………三八八
 人生の壽命の事 明治十八年……………三三〇

交詢社に新年を賀す 明治十九年 三三
 明治十九年四月二十四日兩國中村樓に於ける交詢社第七回大會演說 三五
 明治二十四年四月二十六日兩國中村樓に於ける交詢社第十二回大會演說 三七

序文

窮理捷徑十二月帖序 明治五年 三九
 豐橋煙火目錄序 明治十年 三九
 開牧五年記事序 明治十一年 四三
 道聽途說序 明治十二年 四三
 簿記活法序 明治十九年 四三
 蘭學事始再版の序 明治二十三年 四四
 三十年史序 明治二十四年 四六
 開口笑話序 明治二十五年 四七
 金子彌平宛書翰集序 明治三十年 四八

碑文弔詞

福澤氏記念之碑 明治六年 三四九
 伊藤猛太郎氏墓誌 明治十二年 三五〇
 岡田泰次郎氏墓誌 明治十二年 三五〇
 初代堀越角次郎君墓誌 明治十九年 三五二
 肥田濱五郎君墓誌(未定稿) 明治二十二年 三五三
 和田義郎君墓誌 明治二十五年 三五四
 小泉信吉君を弔す 明治二十七年 三五四
 中村貞吉略歴 明治二十八年 三五六
 二世堀越角次郎君を弔す 明治二十八年 三五六
 二世堀越角次郎君墓誌 明治二十九年 三五七
 馬場辰猪君八周年祭追弔詞 明治二十九年 三五八
 山形縣北村山郡山口村開田記念碑誌 明治三十年 三九九

廣告文

箱根塔の澤溫泉旅館福住の案内文案 三六一
 慶應義塾幼童演說會廣告文案 三六三

南洲西郷隆盛翁銅像石碑建設主意……………三三

福澤諭吉接客の廣告……………三三

演説豫告の揭示文……………三六

株式仲買店の廣告文案……………三六

「日本國會緣起」掲載社告……………三五

大地震に付義捐金募集廣告……………三五

時事新報の實業論……………三六

表誠義金募集……………三六

救災義金募集……………三七

「福翁自傳」掲載社告……………三七

雜纂 其一

丸屋商社之記 明治二年……………三七

肉食之説 明治三年……………三五

取締の法 明治三年……………三八

中津留別の書 明治三年……………三九

士族の世祿處分の議 明治四年……………四〇

日々のをしへ 明治五年……………四〇

京都學校之記 明治五年……………四一

彗星の辨解 明治五年……………四一

「子供必用日本地圖草紙」題辭 明治六年……………四一

商法講習所設立趣意書 明治七年……………四一

教育の力 明治八九年頃……………四二

明治八年五月一日三田集會所發會の祝詞……………四二

西郷隆盛の處分に關する建白書 明治十年……………四三

通快丸進水祝詞 明治十一年……………四三

華族を武邊に導くの説 明治十二年……………四三

儉約示談 明治十二年……………四三

國會開設の儀に付建言 明治十三年……………四三

教育論 明治十三年……………四四

貿易商會開業の演説 明治十三年……………四四

明治辛巳紀事 明治十四年……………四五

掃除破壊と建置經營 明治十五年頃……………四六三

文學會員に告ぐ 明治十六年……………四七四

横濱正金銀行別段規則改定議案に就て銀行の當事者に與へられし
意見書 明治十五年頃？……………四七八

丸家銀行の不始末に就て 明治十七年……………四八〇

明治十七年朝鮮京城變亂の始末……………四八四

明治十八年十二月三國風聲始末……………五〇五

緒方維準氏の別宴 明治二十年……………五二三

フワンシーボールの評 明治二十年……………五二五

四方の暗雲波間の春雨 明治二十一年……………五二六

芝區三田の火事 明治二十一年……………五二六

「言海」出版の祝辭 明治二十四年……………五二七

蘭化堂設立の目論見書 明治二十七年……………五二八

明治二十七年八月軍資釀集相談會に於ける演說……………五三〇

明治三十年十一月六日大阪慶應義塾同窓會に於ける演說筆記……………五三三

明治三十年十一月十四日京都懇親會に於ける演說筆記……………五三五

明治三十一年一月廿八日三田演說會に於ける演說筆記……………五三六

明治三十一年三月十二日三田演說會に於ける演說筆記……………五四六

バクテリアの説 明治三十一年……………五五二

地方の富豪 明治三十一年……………五五六

法律と時勢 明治三十一年……………五六三

雜纂 其二

榎本武揚老母の歎願書案文 明治二年……………五六九

小野友五郎松本壽太夫兩人の申立に對する辨明書 慶應三年……………五七一

明治政府へ舊幕府海軍士官推薦に關する書類 明治四年……………五七五

長沼事件に關する願書案文 明治七年同二十一年……………五七七

春日井事件に關する願書案文 明治十一年……………五八九

東京府會副議長辭任願 明治十二年……………五九〇

履歷書 明治十五年頃……………五九一

福澤大四郎養育に關する取極書 明治十六年……………五九二

福澤先生演劇を観る 明治二十年……………五九三

家族の遠足 明治二十一年 五九四

乳母の心得の事 明治二十二年 五九四

工學會と福澤先生 明治二十三年 五九五

朝鮮人へ貸金の記憶書 明治二十八年 五九七

勳章などは御免 明治三十年 六〇〇

次男捨次郎罹病の際の手控 明治三十一年 六〇二

詩集 六〇四

書翰集補遺

早矢仕有的宛 明治十三年頃?十一月十七日 六〇五

堀田 瑞松宛 明治十八九年頃?二月十九日 六〇六

東條 利八宛 年未詳十二月十三日 六〇七

小田部 武宛 明治二十三年一月十九日 六〇八

鹿島 秀麿宛 明治十三年十二月二十四日 六〇八

中村 敬字宛 明治十二年一月二十七日 六〇九

中野松三郎宛 明治十四五年頃?八月二十九日 六〇九

山口 廣江宛 明治二十三年一月十九日 六一〇

福井 秀吉宛 明治二十七年十二月五日 六一一

水谷 六郎宛 明治二十七年一月二十二日 六一二

同 明治二十七年十二月二十八日 六一三

本山 彦一宛 明治二十六年頃?十月五日 六一三

鈴木梅四郎宛 明治二十二年十二月三十一日 六一四

同 明治二十三年一月八日 六一四

同 明治二十三年二月十四日 六一四

杉浦福太郎宛 明治二十七年九月二十五日 六一五

附 正續福澤全集總目次

維新前



西航記は福澤先生が文久二年幕府の遣歐使節に隨行して歐洲諸國を巡遊したときの紀行にして、經歷の路程を記された簡短なる日記である。歐洲に於ける先生の視察聞見は別に詳細なる手控があり、歸朝の後これを補足整理して「西洋事情」の著者として出版せられたのである。(編者)

文久元年辛酉年十二月二十日西航の命を蒙り

同二十日 英吉利軍艦ローデン(船名)に乗込む此艦は日本使節を送る爲めに英政府の命を以て江戸に來れる者なり船の長さ二百十尺蒸氣機關五百五十馬力大砲十六門兩輪火船なり○今般歐羅巴え同行の人員左の如し

- 竹内下野守(正使) 松平石見守(副使) 京極能登守(御目付) 柴田貞太郎(組頭) 日高圭三郎(御勘定) 福田作太郎(御徒目付) 水品樂太郎(調役) 岡崎藤左衛門(同上) 高嶋祐啓(御醫師) 益頭駿次郎(御普請役) 上田友助(定役元メ) 森鉢太郎(定役) 福地源一郎(通辨) 立廣作(同) 太田源三郎(同) 齋藤大之進(同心) 高松彦三郎(御小人目付) 山田八郎(同) 松木弘安(反譯方) 箕作秋坪(同) 川崎道氏(醫師)

二十三日 朝第六時品川出船

二十四日 北緯三十三度四十五分 船行百十里(英里法二百三十里は我百里に當る)
 東經百三十八度十五分
 二十五日 北 三十二度四十分 百五十里
 東 百卅五度四十六分
 二十六日 三十一度三十一分 百九里
 百三十三度五十五分
 二十七日 三十一度五十五分 百九里
 百三十一度五十五分
 二十八日 三十一度三十分 百二十四里
 百二十九度三十分
 二十九日 三十二度四十四分
 百二十九度四十六分

長崎え著

三十日

長崎え泊す

文久二年壬戌正月

元日 三十二度二十分 三十里
百二十九度二十分

朝第十時出帆

二日 三十度十一分 八十八里
百二十六度四十九分

三日 二十八度十四分 百九十五里
百二十五度五十一分

四日 二十六度二十二分 百八十七里
百二十一度四分

朝第一時頃左舷に二島を見る支那の地方漸々近きなり

五日 二十三日四十五分 二百三十里
百十七度三十五分

陸地漸く近く支那人の大小船往來する者甚多し

六日 二十二度二十七分 百八十里
百十四度三十分

朝第十一時香港に著○寒暑針七十二三度○本港碇泊の船英國番船(リーニー)三隻蒸氣艦二隻ゴンボート(和蘭にカノネールボートと唱る者なり現今香港にある者は大中小三等あり第一等ゴンボート蒸氣機八十馬力乗組五十人第二等ゴンボート同六十馬力乗組四十人第三等ゴンボート四十馬力乗組三十五人大砲或は三門或は四門を備ふ四門を備る者は六十八封一門三十二封二門なり○第三等ゴンボートは二檣船なり)二十隻商船三十隻佛蘭西の軍艦は碇泊する者なし唯商船四隻あり○香港の土人は風俗極て鄙陋全く英人に使役せらるゝのみ或は英人と共に店を開き商賣する者あれども此輩は多く上海廣東より來れる者にて元と本港の土人にあらず又港内に小舟數千あり英人之をチャイナボートと唱ふ長さ大抵二十尺餘巾之に稱ふ其製甚だ粗なり土人此舟に乗り或は釣漁し或は網を以て水底に落たるものを拾ひ或は食物雜貨を賣て生産を爲す陸上別に住家なく家族共に此舟に住して家となせり

八日

上陸して病院を訪ふ本港病院三處あり病院より返り歸路英兵宿衛局に行て局内を觀る兵備甚嚴なり局の土人に問ふに香港常備兵三千人なりと云

十日

初香港に著せしとき龍動新聞紙を得たり紙中云近日英米の間戦争あるべしと其故は去年來合衆國內亂あり部内南北に分れ南部頻に利を失ひ由て救を英國に乞はんことを謀る偶々英國の官船米利幹に碇泊せるものあり乃ち此船に託して三使を英國に遣る北部の將軍此の事を認知し軍艦を遣り英船を路に要して三使を擒にして歸る英の船將歸て此事を政府に報ず政府怒て使をワシントンえ遣して其無禮を責しにワシントンの大統領大に驚き急に其所擒の三使を南部に返し英政府え罪を謝し事既に平けり○右は去年十一月の事なりヲーチンの船將本港に至り初て之を聞き事既に平けりと雖ども爾後の景況未だ詳ならざれば不日本港に至るべき英國の飛脚船を待て開船せんとす○右の故を以て食料石炭の備は已に便じたれども尙香港に碇泊す

十二日

午後第五時香港を發す本國の飛脚船未だ至らず英米の動靜詳ならざれども若し洋中にて米國の軍艦に遇ひ事あれば戦はんと欲するなり

- 十三日 十九度五十一分 百四十五里
- 十四日 十六度二十三分 二百十里
- 十五日 十三度〇三分 二百二十七里
- 十六日 十度〇三分 二百四十三里
- 十七日 六度四十一分 二百三十五里

夜第六時半船中に令し盡く燈火を消て火薬庫より彈藥を出し大砲の覆を撤し小銃を集めて戦装を爲す蓋し新嘉

坡港漸く近く米艦の戒あればなり

- 十八日 三度四十二分 二百二十三里
- 十九日 百四度三十四分 二百五十五里

朝第五時新嘉坡に著第一時上陸し馬車に乗て旅館に至り夜本船に歸る此地氣候常に熱し大抵八十三四度なり草木よく繁殖して四時落葉なし土人冬を知らず○新嘉坡も英國の所轄に係る人口十萬許人種三に別る第一土人三萬口第二歐羅巴人二萬口第三支那人五萬口蓋し支那人の此地に移住するもの多きは當今國の亂を避るなり○此地全く英國の政治に服従すと雖ども土人の勇悍にして才力あるは支那人の右に出づ○旅館にて日本の漂流人音吉なるものに遇へり音吉は尾州葛郡小野村の舟子にて天保三年同舟十七人と漂流して北亞米利加の西岸カリホルニーに著し其後英に行き英國の戸籍に屬して上海に住し新嘉坡の土人を娶り三子を生めり近頃病に罹りて攝生の爲め十日前本港に來り偶々日本使節の來るを聞き來訪せり余仔細に其面色を認るに嘗て見たることある者の如し由て之を問ふに九年前英國の軍艦に乗り長崎に至りしことありと云即安政元年余長崎に遊學の時なり○音吉支那の近況を説く去年七月咸豐帝殂し太子位に即き同治帝と云年七歳内外の事務は盡く帝の叔父恭親王に委任す去年英佛との戦争は事既に平ぎたりと雖ども長髮賊勢益々盛強にして方今其兵員殆ど二百萬許南京を根據と爲し江西江北諸州を陥れ尙ほ進で北京近傍に迫り行々諸方を侵掠し男子年十五より四十歳なるものは捕て兵卒と爲し兒女老人は或は捕へ或は殺し過る所盡く火を放て家を焼き田野を荒らし北京の邊六百里の地は全く人煙を絶つ○英佛の兵は上海に屯して兩端を持し敢て賊兵を撃たず亦た北京をも助けず蓋し他の勝敗を見て事を謀るなり長髮賊は進で上

海に至り兵一萬を以て之を圍めり土人皆恐怖して家を捨て英佛の軍艦に遁れり然れども賊兵も亦英佛の兵には敢て害を加へず○長髮賊諸州を侵掠し男子の兵卒となるべき者を捕ふれば其面に烙印し再び歸ることを得せしめず官軍も亦た面に烙印ある者を見れば捕て之を殺す此を以て人々皆生を安んぜず産業を修る意なし方今は上海等の交易甚だ盛ならず輸出物も昔日の半に至らずと云○長髮の賊頭朱天徳は既に死し當今の元帥は洪秀全と云自から天皇と稱せり其黨類多しと雖ども固より烏合の衆にて用兵の法を知るものなし故に英佛の軍卒法を犯して罪ある者は出奔して長髮に歸す賊も亦喜で之を納れ俸を厚くし或は五十人百人の長となし或は一隊の將となして之を用ると云

二十日

午時開船

二十一日 二度三十三分

百七十二里

二十二日 四度四十八分

二百十五里

二十三日 六度三十三分

百八十五里

午時より船中の砲卒を集めて操練す大砲は六十八ポンド鐵製なり指揮官一員砲卒十七員砲二門に屬す急放するときは五ミニュート間に三發す○午後第五時水夫誤て水に落るものあり急に蒸氣を止め端船を卸し遂によく之を救へり其操作甚神速也

二十四日 六度四十七分

二百二十里

九十七度二十分

二十五日 七度三十分

二百二十八里

二十六日 八度十二分

二百四十五里

八十四度五十五分

百九十六里

二十七日

朝第十時チリコンメルに著す此地英國政府の海軍局あり港口の位置は甚だ善しと雖ども人口少くして交易盛ならず○晚第六時碇を起す

二十八日 七度七分

九十三里

八十二度五分

百五十九里

朝第六時ピントデゴールに著す○ゴール及びチリコンメル共に錫狼嶋チリコンメルの港なり錫狼嶋は舊と葡萄牙の所轄にして中ごろ荷蘭に屬し千七百九十六年英荷戦争あり荷軍敗し此より錫狼の地全く英の版圖に歸す○錫狼嶋分て五部と爲し首府をコロンボと云ゴールの西北六十二里にあり英政府より鎮臺を遣り此に居て諸部を總督せしむ各部にもゴープルネメントアゼントなるもの各々一員を置て部内を治む○錫狼嶋の産物は椰子を第一とす土人皆椰子樹を植へ椰子油椰子酒を製して交易品となす其他桂子象牙鼈甲等甚だ多し○氣候人物全く新嘉坡に同じ錫狼嶋は釋迦生誕の地なり今に至てコロンボには釋氏の舊跡ありと云○此島に多く象を産し土人之を捕て馴養し用ること牛馬の如しと云

二月

朔日

晩第五時半開船○本船固と朝第八時開帆せんとして方に艤装をなせしに偶々英國の商船同港を出帆するものあり風なくして運用自在ならず我船に衝りて頭檣を折り其他諸器械を損ぜり之が爲め開船の期を遅延せり○英人に聞くに今朝のことは全く商船の罪なるが故に本艦損所の修復の價として百二十ドルを商船の甲比丹より取り外に船を修復する爲め一日碇泊せしに由り船中一日の費用を出さしめたりと云

二日	六度四十九分	百十里
三日	七十八度二十八分	百六十二里
四日	八度五十八分	百六十八里
五日	九度二十八分	百四十七里
六日	十度二十二分	百六十七里
七日	十一度六分	百九十八里
八日	六十一度三十七分	二百四里
九日	十二度十九分	二百三十里
十日	十三度五十四分	二百十二里
十一日	十三度八分	二百十二里
十二日	四十六度四十九分	二百十二里

昨日より稍や涼氣を覺ゆ寒暑針七十度

夜第五時亞丁に著す○亞丁はアラビヤの南岸紅海の口にあり人口二萬許交易盛ならず千八百三十九年より英國の所轄に屬し唯海軍用の爲め藏庫を設けて印度海に往來する軍艦の缺乏品を給するに備るのみ○土人の風習は印度人と大同小異

十三日	午後第二時碇を起す	
十四日	十三度四十四分	百九十九里
十五日	十六度二十三分	百九十三里
十六日	十九度十分	二百八里
十七日	二十二度十二分	二百一里
十八日	二十五度三分	百九十二里
十九日	三十三度五十九分	百八十八里
二十日		

朝第六時シユエス港に入る港内水淺して直に著岸すべからず陸を距る二里計の處に碇を卸す○シユエスは土耳格の所轄にして港内にも土の軍艦數隻あり英佛常備の軍艦は各々兩三隻港内に泊せり

第十一時川蒸氣船に移り上陸す川蒸氣船は大き六十トン許なり本艦より陸岸まで二里間砂洲多く僅に此に船を

通すべし土人或は小舟を浮べ橋端に索を繋ぎ砂洲を歩して之を引くものあり本邦の引き船と異ならず○上陸し旅館に至り食に就き第二時蒸氣車に乗りシユエスを發し第七時半カイロに著す道程七十二里此間概ね皆砂山にして満目林樹なし唯七八里毎に鐵路の傍に小屋兩三軒ありて蒸氣車の缺乏品を給するに備ふ此地終歲雨少く屢々大雨あり風勢最も刺きときは砂山之が爲めに處を移すことありと云○カイロに至り土耳其の官舎に宿す此地は土耳其の都府なりパシヤ(亞王之義)之に居てエジプトの地方を鎮す○氣候平康但し潤雨少し然れども草木よく繁殖し麥木綿等を産して歐羅巴諸邦に輸出す○人口五十萬貧人多く市街繁盛ならず人物頑陋怠惰生産を勉めず法律も亦極て嚴酷なり此府の常備兵十萬員あり土人皆兵卒たるを惡み百方之を避け或は自から眼を傷り指を斷て官責を遁るゝものありと云○土人多く駱駝驢馬を御す余輩も一日驢馬に乗り諸處を遊觀せり馴柔可愛○カイロは數千年の舊都府なるが故に往々盛大の古跡あり然れども方今は皆零落して見るに足らず唯今に至て壯麗目を驚すべきはマホメット禮拜堂ピラミデ及びヨーセフの墓なりヨーセフの墓は山上にあり山を穿つこと方三四十尺直立凡二十丈形方井の如くして墓は其井底にあり別に井坑の周圍に斜に溝道を穿ち此溝道を下れば井坑の周圍を螺轉して坑底の墓に至るべし溝道内全く暗黒、嚮導者燈火を點じて先行す溝道と坑との間に往々窓を穿て坑内より明を引く此窓より井底を臨見れば幽凄自から股栗す○エジプトのピラミデは世界の壯觀なり石を以て築造し形四角尖柱二個相對立す各高さ四百尺柱底の徑は六百尺蓋し四千年前エジプト國王セヲプスの墓碑にして當時之を建造するに二百萬人の工を費したりと云

二十四日

第一時五十分カイロを發し第九時半アレキサンデリヤに著すカイロよりアレキサンデリヤまでの間は道程九十九里土地平低草木繁殖土人往々村落を成し田園を耕し牛羊を牧す田畝の景況は本邦と異なる事なし○アレキサンデリヤも亦土耳其の都府なり人口一萬五千土耳其の官府あり毎年三四月の間はパシヤ、カイロより爰に移住するを例とす當今は即其時にしてパシヤ止住せり○アレキサンデリヤの景況は逗留時日なくして其詳なるを知らず○第九時半アレキサンデリヤに著し直に英國官船ヒメレヤに乗る○ヒメレヤは全く軍艦にも非ず兵士を乗せて各處に轉送する爲め備る艦なり大さ三千四百五十トン長さ三百七十二尺巾四十四尺半蒸氣七百馬力大砲六門乗組士官二十七人水夫百八十五人造船以來七年船の制式都て簡約にして壯麗なり

二十五日 三十一度二十六分
三十六度三分

朝第六時半アレキサンデリヤを發す開船後逆風なれども船行は一時間十一里より十三里なり

二十六日 三十二度三十三分
二十四度三十八分
二百四十四里

二十七日 三十四度十七分
十九度二十七分
二百八十一里

二十八日 三十五度五十四分
十四度三十一分
二百六十一里

朝第九時マルタ嶋に著○マルタ島は舊と佛蘭西の所轄たりしに千八百一年の戰より英國の版圖に歸せりマルタ嶋の西北に大小二島あり大をゴーズと云ひ小をコミノと云ふ此三嶋を合せてマルテージ、アイランズと稱す土地廣さ八里方三島共に巖石多く大概不毛の地なり人種三に分る土人伊多理亞人及英人なり就中土人種最も多し人口共に十四萬餘○此地英の所領となりしより以來盛に砲臺を築き陸軍を備へ海軍局を設け陸軍は英の本國より兵卒

を送り常備の員四千あり軍艦は此港に備る爲め別に定員なしと雖ども地中海常備の軍艦常に出入して港内に碇泊せるもの七八艘より少きことなし砲臺は世界有名の者なり海に面するもの大小八處内地に向へるもの四處皆天然の形勢に據れり且海岸皆巖石にして直に巖上に石壁を築き大砲を備ふ大砲は百ポンドアルムストロン砲六十八ポンド五十六ポンド三十二ポンド二十四ポンド十ポンド八ポンド各處の砲臺を并せ計大砲二千餘挺あり○マルタは地中海に於て最も要害の地なるが故に英國も亦守備を嚴にして敢て他邦より窺視することなからしむ英人云マルタの官庫に貯ふる糧食は四千の兵を養ひ七年を支ゆべしと

三月
二日

午時開船○カイロを出立する時使節先づ英に行くや佛に行くべきやの議未だ決定せざるに由てテレグラフを以て兩國に報じ其政府の決議を聞んとすれども其回答を待つには益々時日を費すが故にマルタ嶋に行て之を待つべしと決せり已にマルタに至り兩政府よりの回報來り先佛蘭西に行く議初て決せり

三日
四日
五日

午後第三時マルセイユに著し同時上陸して旅館ホテル、デ、コロニーに宿す○マルセイユは佛蘭西の南邊の一
大港にして地中海諸港の最たるものなり人口三十萬交易繁盛なり港口甚だ狭く僅に兩大船を并て出入すべし港内

七
日
は稍や廣く各國の商船兩岸に林列す此港内商船の碇泊多き時は千四百艘なることありと云港口の兩岸は土地稍や高し各々砲臺を築て守防の備あり本港の北に一港あり之を新港と名く本港よりも小なり新港は専ら軍艦の爲めに設るものにして港内に造船局あり

八
日
朝第十時マルセイユより蒸氣車にて晚第六時リヨンに著す○マルセイユより巴理まで六百六十里（佛里法二百二十里）リヨンは大抵其半途にあり○リヨンも佛蘭西の一都府なり此地舟楫の便利なしと雖ども鐵道諸方へ通じ交易甚だ盛なり人戸稠密市街壯麗なるはマルセイユよりも優れり府内の人口四十萬餘土人多く絹帛羅紗等を製す

九
日
リヨンに宿す本日は日曜日にして蒸氣車を出さず

朝第十時蒸氣車發し晚第六時過ぎ巴理に著す○マルセイユより巴理までの間は山岡少く田野曠平土人皆農作を勉め麥田を耕し葡萄を植へ田畔には木綿を樹へ山腰に至るまで間地なし往々山林あれども皆雜小樹にして絶て大木を見ず數日以来偶々春晴桃杏梨櫻正に開花路傍の風光最も可愛○巴理に著しホテル、デ、ロウブルに止宿す旅館は王宮の門外に在り巴理府最大の旅館と云六層樓を分て六百室となし旅客止宿する者常に千人に下らず婢僕五百餘人其他衣肆浣衣婦匠工等此旅館に屬する者ありて日用の事物は悉く旅館内にて便すべし館内の各處に婢僕の居室あり此より各室に傳信機（テレグラフ）を通じ客室内より婢僕を呼ばんと欲すれば傳信機の線端を引て號（アイツ）をなすべし○旅館

十五日 正く帝宮に面し樓上より臨めば毎朝帝宮護衛兵の交代するを見るべし巴理府常備兵八萬人ありと云

十七日 三使節國帝に謁見す謁見の時は皇妃も其席にあり

十七日 病院を觀る巴理に病院大小十三處あり本日觀るものは最大なるものにあらず院内を二部に分ち一部は男子を置き一部は婦人を置く各部分て九室となし一室に三十二床あり○病院の事は別冊に詳なり

十八日

今日聞く去年十二月暹羅^{シヤム}の使節巴理に來る使節三人士官十二人從者十五人從者の内工匠數人ありて巴理在留中諸器械局に入り傳習したりと云

十九日

佛蘭西の人ロニなる者あり支那語を學び又よく日本語を言ふ時に旅館に來り談話時を移す本日語次魯西亞のことに及びロニ云去年魯西亞の軍艦對馬に至り既に其全嶋を取れりと聞けり信なりやと余其浮説なることを説辨せしに翌日新聞紙を持來り昨日の話魯西亞の對馬を取りたるは全く虚説なることを此紙に記して世上に布告したりと云へり

二十四日

今日聞くシエスよりアレキサン德里ヤの鐵路カイロを界となしカイロ以南は佛蘭西の商社に屬し以北は英吉

利の商社に屬す今又此鐵路の外別に堀り割りを造て紅海と地中海とを相通せんことを企て佛蘭西の商社其謀主となり各國の商社と謀りて二年前より工を初め未だ半に至らず尙ほ五六年を以て成功すべし此工の必ず成るべき所以は紅海の水面地中海の水面より高きこと凡そ一メートル(日本の三尺三寸弱)且土地多く砂土なるが故に纔に一線水を通すれば水流の勢を藉りて砂土を排すべしと云

二十八日

ロニと共に禽獸草木園に行く○園のことは別冊に詳也

四月

朔日

朝第七時巴理を發し火輪車にて第一時カレに著カレは佛蘭西の北岸にある港なり人口二萬外國交易は甚だ繁盛ならず海岸に砲臺を設け守備甚だ嚴なり

二日

朝第九時カレを發し佛蘭西政府の小軍艦マルスに乗り第一時英吉利の南岸ドーウル港に著カレよりドーウルの海路二十八里○ドーウルの旅館にて午食し火輪車にて夕第六時龍動に著旅館はブルツクストリート(町名)カラレージホテル(館名)と云

七日

龍動橋鐵路場に行く詳なるは別冊にあり

八日

キングスコルレージ病院に行く院の装置は巴理の病院と大同小異唯英にては病院等を建るに政府の出費を以てするもの少く大抵國人會社を結て建る者なり

十一日

第一時三使節外國事務ミニストルに謁し御國書を出す○去年冬プリンスコンソルト(女王の婿)死し女王スコットランドに移て喪に居るコンソルト死後女王哀感甚しく一室に閉居して絶て人に遇はず故に今般使節も遂に國王に謁見するを得ざりし

十六日

展觀場に行く○展觀場は英國にて去年より工を起し今年第五月一日(即日本四月初)初て開く此場は萬國の製作品新發明の器械等を集め諸人に示す爲め設る者なり歐羅巴亞米利加亞細亞諸邦より皆其國に産する所の名品或は便利の器械等を送り且器械は其用法を示す爲め職人も來り或は蒸氣機關を以て綿毛を績ぎ布を織り或は藥品を以て夏時水を作り或は大蒸氣機關を以て水を波乾す等の仕掛け皆場中にあり其他新發明の火器精巧の時計農具馬具臺場船等の雛形古代の書畫名器等枚擧すべからず諸人之を觀て買はんと欲すれば直に展觀場内の物は得べからざれども其物を製する者の所より定價を以て買取るべし○場中の一局に日本の品物を集めたる所ありたれども物の數甚だ少し唯漆器陶器刀劍紙類其外小細工物のみ日本品は他國に比すれば甚少しと雖ども總品物の價二十餘萬兩なりと云○場は龍動の東北にあり巨大の石室屋根は玻璃にて覆へり故に巨大の家にて各處に多く窓戸なしと雖

共室内甚だ明なり○展觀場に行て物を觀る者は人毎に一シルリング(日本の十匁餘に當る)を拂ふ大抵一日場に入る者四五萬人現今は歐羅巴諸邦の王侯貴人富商大賈皆來て展觀場を觀ざる者なし龍動府内の旅館其客を入るゝに足らずと云

十八日

テームストーンネルは龍動有名の大土工なりテームス河は龍動府の中央を半折する大河にして此河に七大橋を架す或は石橋或は鐵橋上流より計へ第一ウヲ、クホール橋第二ウエストミンスター橋第三ハンゲルホルト橋第四ワートルロー橋第五ブラツキフリール橋第六サウスワルク橋第七ロンドン橋是なりロンドン橋の南は外國交易運上所のある所にて此より下流には橋なし此河には日々數百の河船上下し皆風力を藉らず蒸氣力を以て往來す然れども船の稍や大なる者は橋下に至り船の煙筒ケムリケンを卸し或は偶々帆前船なれば橋を倒さざるを得ずロンドン橋より下流は漸く河口に近くして船の往來も多く橋を架すれば其妨となるを以て千八百二十五年ブリューネル(人名)なる者あり河底を穿て地道を作り橋に代んことを企て大土工を起し水底より下十四五尺にして地洞を穿ち洞の幅五十尺高さ四十二尺焼き瓦を層み圓井狀の長洞を成し此洞を往來して河の兩岸に通ずべし洞の上は數丈の河水船舶往來し洞内の人は水底の底にあり奇觀と云べし此工を初めしより河水再び洞内に侵し其間工を休ること七年千八百四十三年初て成れり

二十一日

グリーンウキツチュに行く此所には世界有名の天文臺あり世の航海者東西經度を定るは皆此天文臺を本とす此

所に海軍學校及び老年の海軍士官水夫を養ふ官舎あり學校には少年八百餘人大抵十二三歳より十七八歳各々航海術の科を學ぶ學校及び老士官水夫を養ふ費用は往時より他國と戦ひ勝とき敵より奪取たる物を賣り又士卒の分取したる物は其物の價百分の五を政府に納るを法とし此金漸く増加して當今は其利息を以て足れりと云

二十二日

醫師チャンブル氏と共にキングスコルレージ學校に行き又盲院啞院癲院を觀る別冊に詳なり

二十七日

キリストバルレースに行くキリストバルレースは玻璃宮の義なり此宮は龍動より七里の地にあり火輪車に乗り數ミニュートにて達すべし千八百五十四年建造したる舊との展觀場なり廣さ凡日本の五萬五千坪高さ二百尺餘屋壁盡く鐵柱と玻璃を以て構成し絶て土木を用ひず宮内に萬國の珍奇品を集め諸人行て觀るを許す宮外は盛に花樹を植ゑ園を開き遊觀の場所となせり又園内に蒸氣機を以て飛泉數百を作り泉の大なる者は騰飛すること二百尺佳時吉日は都下の士女皆來て遊觀す本日は偶々女王の誕生日にて遊人甚だ多し

五月

朔日

タラエル武庫を觀る武庫はテムス河の北岸ロンドン Dock の近傍にあり此庫には大砲の外都て軍用の器品備はらざる者なし小銃劍鎗士卒の衣服及び飲食の器具等一々用意し事あれば即時に輸送すべし小銃の數十八萬挺他品之に準ず

四日

ロンドン Dock に行く凡 Dock とは河岸を掘り池の如くなし水門を造り河に通じて商船を容れ池の周圍にエンテレボット(納屋の義)を建て船を近く岸に著け荷揚を便にするため設る者なりテムス河岸に Dock 五ヶ所あり第一カーゼライン Dock 第二ロンドン Dock 第三コムメルシルド Dock 第四ウエストインヂヤ Dock 第五イーストインヂヤ Dock 是なり而してロンドン Dock 最大なり商船五百艘を容るべし周圍にあるエンテレボットへは二十三萬トン(一トンは二百六十貫餘)の物を置くべし千八百五十年此 Dock を造り四百萬ポンドを費せしと云都て Dock も皆商人社中の所持にて政府えは定限の税を納るなり

九日

テレグラフ(傳信機)局に行く龍動府中に傳信機の局十餘所あり本日所見は其最大なる局なり局内傳信機器七八十英國内の諸方又外國えも通ず國內に通ずる機器を取扱ふ者は皆婦人なり一室に機器數十を設け一機器毎に一婦人づゝ別坐せり又一装置ありブネウマチツクアツパレチユスと名く空氣の力を以て書翰を遠方に送る者なり三四寸徑の鉛の長管を地に埋めて諸方に通じ蒸氣機を以て管内の空氣を排出し書翰を送るには管の端を開て其内に投ずれば氣の壓力にて瞬間に數里の地え達す此法は未だ他諸邦に行はれず唯英國の新發明なり

十二日

ウールウキツチュに行きアルムストロン砲製造局を觀るウールウキツチュは龍動橋より十二里の所にあり朝第十時旅館を出午後第四時まで局内を周觀したり此局は近來専らアルムストロン砲のみを製造し海陸軍用に備ふ大

砲の數七日毎に三十門を造り三年前より持續すと云

十四日

再びチームストーンネルに行き歸路シントポウルを觀るシントポウルは英國最大の寺院なり東西五百尺南北二百五十尺高さ四百四尺堂の頂に登れば龍動府内一目に下臨すべし堂の下は地を掘り窟を設け窟内に歴代國王及び功臣の墓ありカピタンネルソンの墓も此中にあり

十五日

第一時旅館カラレージを辭し鐵路場ブリツキレーエルスアルムスに至る即ち先月朔日初て龍動に入るときドールより蒸氣車に乗て著せる鐵路場なり第一時半蒸氣車に乗てウールウキツチュに至り和蘭の迎船アルヂユノに乗る船の大き六百トン蒸氣五百馬力船將の名をベルスレーキと云即ち數年前長崎え來り航海術を傳へし人なり其他舊と出嶋の館司ドンクキユルシス及びホフマン等使節を迎るため船に在りホフマンは荷蘭の醫師にて嘗て日本え來れることなしと雖ども此人日本語を學べるを以て使節饗應の役に命ぜられたるなり○此夜はウールウキツチュにて船中に一泊し翌

十六日

第十時碇を起しチームス河を下り

十七日

拂曉ヘルレフートスロイスに著すウールウキツチュより此地まで海路百六十里（英里法）第十時和蘭王の御船

レールウーに移りヘルレフートスロイスよりマース河を溯りロツトルダムに著すヘルレフートスロイスよりロツトルダムまで八時行同所著は大抵十二時なり岸上にはゴウダの歩兵一バタイロン排列し使節の上陸を護衛す上陸してヤフトクリユブの會所に至り此所にはビュルゲメーストル及び諸有司使節並に士官を樓上に迎へ王命を述べ應接終て馬車に乗り鐵路會所に至り蒸氣車にてスガラーフエンハーゲの鐵路會所に至る此所にはハーゲの武官送迎をなせり會所より又馬車に乗り旅館ベルレウーに著す會所より旅館に至る路の兩傍には歩兵四バタイロンを以て護衛すロツトルダム、スガラーフエンハーゲ兩府には戸毎に日本和蘭の旗章を立就中初ロツトルダムに著せるときヤフトクリユブ會所の樓上及びハーゲの旅館の前には旗を建て三使節の紋を記し其下に日本文字にて和蘭京日本尊客ノ爲ニ恭建と記せり

十九日

此日王妃の誕日なり夜林樹の間に萬燈を設けて日本人を迎ふ旅館にも戶外に燈を張り樂を奏して十二時に至て罷む

六月

五日

使節國王に謁見す

十二日

レーデンの大學校に行く校の盛なるは他諸邦と異なることなし

十五日

銅鐵器械局に行く

十六日

養痴院に行く詳なるは別冊に記す

十九日

朝第八時ハーゲを發し蒸氣車にてデルフト、シケーダムを越え第十二時ユトレフトに著ビユルゲメーストル及び其他都下の長官使節を迎てスタツトホイス(町會所の類)にて會食す饗禮甚だ厚し食終て鑄貨局に行き第五時旅館ホテルデペーパーに著す此旅館は壯麗なれども寢室少きが故に使節の人数二つに分れ三使節及び士官数名は本館に宿し他は旅館アントウエルペンに宿す夜に入り都下のシキツテレー(隨意兵の義)遊園バルクチヲリに於て樂を奏し燈を張りて使節を迎ふユトレフトは和蘭の一大都府にて學校器械局等甚盛なり人々皆日本の舊友國なることを回想し待遇最も厚し

二十日

朝第九時より馬車に乗り學校病院等を觀る舍密局にてミルドル(有名の舍密家)に遇ふ第四時旅館に歸り夜又鎮臺の府に行く同所も盛に樂を奏し第十二時旅館に歸る

二十一日

朝第九時ユトレフトを發し午後第五時コロンに著此日別林(字漏生首府)より使節の迎としてガラーフ・フハ

二十二日

朝七時發しハノヲーフルを経てブリュンヌエーキにて午食しマーグデンブルグ、ブランデンブルグを越ても此地まで使節を送れり○コロンに大河ありレインと云河西をコロンと名け河東をデウツと名く鐵橋を架して兩地相通ず橋長さ千尺二年前始て成ると云最も壯大なり又カトリキ宗の寺院あり歐羅巴第一の大寺院建造以來千餘年未だ落成せずと云使節の旅館は河東のデウツにありこゝに一宿し翌

二十五日

朝七時發しハノヲーフルを経てブリュンヌエーキにて午食しマーグデンブルグ、ブランデンブルグを越て夜第九時別林に著すコロンより別林まで獨逸里法八十里蒸氣車十分の力を以て終日走行し心身大に勞す○別林の旅館はホテルブランデンブルグと云

二十八日

使節國王に拜謁す

二十九日

フヒクトリヤラペラと云る樂場え使節一行の人を迎て陸軍の樂隊數十人盛に樂を奏す

晦日

病院コリシーに行く別林府最大の病院政府より建る者なり臥床千五百醫官五十人一歳の入費二十萬ターレル(一ターレルは我二歩二朱許)と云

晦日

養啞院に行く其装置英蘭に同じ現今啞子百十八人あり一啞人あり年五十餘歳畫を善くし又よく書を讀み啞院の教授をなせり

同日獄屋へ行く其建造最も壯大なり石室四層樓現今在獄の罪人四百六十人每一人各室を分てり身體壯健なる者は皆獄内にて手業をなさしめ此賃銀半は官に收め獄屋の入費となし半は官に預り其罪人出獄の時は之を與て産業の資となさしむ○獄内に學校五所あり一週日に二度罪人を學校に行かして教授す半日も書籍を與へて暇時あれば復讀せしむ○獄の外屏の内に小園あり毎日半時間づゝ罪人を出して身體の運動をなさしむ

七月朔日

フノアリーデンホイスに行く老兵を養ふ家なり士將歩卒若干の年限を勤め終る者か或は戰爭にて疵を蒙りたる者は官より此家に置いて終身之を養ふ衣食を給するの外階級に従て錢を與ふ○現今此家に養るゝ歩卒將士は概ね皆佛蘭西ナポレオンと戦し者なりと云○此家は官より建る所なれども老兵は其妻子と共に住するを許し其子は又教授して兵卒となし或は士官となす

二日

製鐵局に行く此局は専ら蒸氣車及鐵路を作る所にて其装置甚だ大なり蒸氣機の力合て三千五百馬力職人八百人毎日鐵二萬ポンドを製し蒸氣車を造ること平均七日毎に三輛と云

三日

鐵筆を製する局に行く歐羅巴最大の鐵筆局と云筆を製するに初鐵板を作るは蒸氣力を以てし之を精製し研磨するは皆婦人の手職なり此局婦人三百人あり局主の名をヘンリと云

五日

大學校に行く第一等教師の名をコグニユスと云教師二百人書生千人あり

七日

議事堂に行く字漏生には上院の議事官百二十人官府より之を命す下院の議事官三百五十二人國民の撰擧する者なり兩院の議事官とも職に在ること三年を限とす

十日

朝第八時別林を發し第十一時ステツチンに著す商人社中の兩替場に盛に會食す此席に會するものは皆ステツチンの富商なり會食の人員二百七十人一席に列す食終て第三時河蒸氣船二艘にてオドル河を下り七時スウキンデミユンデに著し魯西亞の軍艦スメロイに移り直ちに開船す○別林よりステツチンまで獨逸里法十八里ステツチンよりスウキンデミユンデまで河の長さ同八里河蒸氣船にてオドル河を下るときステツチン市中の富商大賈或は醫師等皆日本人を送る爲め開船し共に酒を酌或は樂を奏し或は歌舞をし半日の愉快をなせり○魯西亞の軍艦大さ二千二百二十九トン兩輪船機關の力四百五十馬力船將の名をレウキツキと云

十三日

スウキンデミユンデよりコロンスタットまで海路七百里朝來處々嶋を見る晚第七時カラスノエシロを見る船の

右傍にあり此よりコロンスタットまで英里法三十里傳信機ありてコロンスタット及び伯德祿堡^{ベルヒェルグ}へ達す第十時コロンスタットへ著此港に一泊し翌

十四日

第十二時伯德祿府より儀式掛り長官及び外國事務士官兩名河蒸氣船二艘を以てコロンスタット港え來り國帝の命を以て使節を迎へ夫よりナワ河口に入り上陸す陸には馬車及び警衛騎兵を備へ使節の車は六馬を駕し士官の車には四馬を駕し途中處々樂を奏して第四時國帝の客館に著館は帝宮と相隣りて館の前はナワ河なり眺望最好し外國の貴客を待つ爲め設ける者にて尋常の旅宿にあらず○ナワ河は平流水清潔飲べし客館所用の水も此河を汲むものなり冬第十一月より春三四月に至る間は河水冱り氷の厚さ四五尺車馬往來すべし日用の水は氷の處々に穴を穿ち此より水を汲むこと尋常井に同じと云河流の處々に橋あれども多くは船橋にて氷結するに至れば之を撤す○館内の模様専ら日本の習俗を用ゆ各室内えは刀掛け枕烟草洗手場えはぬか袋等を用意し食物も勉て日本の料理を用ひ箸茶碗等は全く日本と異なることなし

十九日

使節國帝に拜謁す

二十一日

帝宮を觀る此宮は冬宮と名け國帝冬間の住居なり千八百三十五年燒失し千八百四十年再び就る最も壯麗を極む一室あり國帝即位のとき用る冠を藏る所なり冠の飾は皆チャマント玉を用ゆ玉の最も大なる者は徑寸餘あり全世界

界希有の寶玉なり其外此室には多く蜃珠寶玉を集めり其價計算すべからずと云又一室あり千八百十五年の室と名く此室には先帝アレキサンドルの像を正面に掛け右傍にオーステンレーキ帝の像左傍に孛漏生王の像を掛け兩壁には魯の將士三百名の小像を掛けり蓋し千八百十五年は佛蘭西帝ナポレオン魯に侵入したる年にて當時有功將士の記念の爲め設けたるものなり又ニコラーの室と唱る一室あり即ち現今魯帝の父ニコラー帝の崩じたる室なり床枕全く帝の崩時の儘にし床上に絲にて補たる敗履一隻あり此履はニコラー帝在位中用ひしものにて敗るれば皇后自から之を補ひ帝崩する時に至るまで唯一隻の上履を用ひたり其節儉を後日に示さん爲め今に至るまで之を其室内に置けりと云

二十二日

佛蘭西の羅尼^{ロニ}來る此人は日本語を解し又能く英語に通ず日本使節巴理に在りしときより時々旅館に來り余輩と談話せり使節荷蘭へ逗留中羅尼政府の命を受け日本人を見る爲めハーゲに來り留ること二十日許母の病を聞き巴理に歸り今度又日本人を尋んとし別林に來りしに余輩既に同所を出立せり由て又別林より伯德祿堡に來れり別林より伯德祿堡までの道程八百里火輪車にて此鐵路を來るに入費四百フランク唯日本人を見ん爲め來る歐羅巴の一奇士と謂ふべし

午後植物園に行く園の装置は佛英諸國にあるものと異なることなし但し伯德祿堡は寒氣甚しくして大抵外國より來れる草木は温室に置ざるを得ず故に全世界の植物を集るには他諸國よりも工を費すこと多し

二十五日

カラスノエシロに行き調練を見るカラスノエシロは伯德祿堡の西南十八里（英里法）にあり蒸氣車に乗り數ミニユートにして達す此地は平原にて調練に便にして且氣候人に宜きが故に伯德祿堡の衛兵四萬餘夏時二ヶ月の間はこゝに移り平原にテント（野陣幕）を張り小屋を設て之に住居す本日は即ち二ヶ月の期終て兵士皆首府に歸る日にて例に依て國帝自から來り大調練をなし兵士を勞す帝の行營は中央にあり三兵行營の四方に陣し前面と右方は歩兵隊左方は大砲隊後は騎馬隊なり諸隊既に列を定め終て帝馬に騎し軍務宰相以下數騎と共に各隊の前を過ぎ自から隊列既に備るや否と問ふ衆兵同聲に答曰可なり此の如く諸隊を巡行し次で皇后も亦車に乗り諸隊を巡行し兵士を勞らひ終て行營に歸り皇后は營中に入り帝は騎馬にて營前に立つ此より諸隊陣列をなして帝の馬前を過ぐ帝自ら指揮して其進退を節し且一隊兵帝の前を過る毎に帝手を揚て之を勞らへば衆兵も亦同聲に對謝す總兵の數歩兵四十バタイロン（一バタイロンは七百人三バタイロンを一レジメントと爲す）騎兵四十エスカドロン（一エスカドロンは百二十騎餘）大砲隊十二バツトレイ（一バツトレイは大砲八挺）調練終り諸隊將皆行營の前に集り各其指揮する兵卒の數病人缺員等を記して帝に奉る帝之を受け諸將を勞し又一隊中より士卒一人づゝを呼び帝の馬前に來らしめ平日宿營に居り衣食等缺乏することなきやと問ひ士卒各之に答へ拜謝して去る○太子年二十歲隊將たり魯西亞の軍法帝子と雖ども初は下等士官となり學業の階級を経ざれば隊將となり指揮するを得ず太子は二ヶ月前初て隊將となりしと云本日も調練の場に来れども隊將たるが故に帝の行營に入り帝族と共に飲食するを得ず全く諸將と同列にして異なることなし○國帝自から指揮して大調練を爲すは一歲四度平時は軍務宰相或は他長官之を指揮す又伯德祿府冬間は雪深く野外に出べからざるが故に一大場を設け屋壁を構て風雪を防ぎ場内にて調

練をなす場の廣さ一萬人を容るべし

本日朝伯德祿府を發しカラスノエシロに行く途中所見草木よく繁殖す往々村落あり石室少く大抵木にて造れり屋壁共に木なり

二十六日

貨幣局に行く局は日本人の旅館とナワ河を隔て正く相對せるフアルトヲフペートルと唱る壘郭の内にあり此壘は往時ペートル帝の築けるものにて大砲も七八十門は備へあれども方今は伯德祿府の形勢變革して必用の要害にもあらず故に貨幣局を此内に設けたりと云局の裝置は英佛諸府にある者と異なるなし皆蒸氣機を用ゆ毎日三萬ルーブルを製すと云（ルーブルは本邦の二分二朱許に當）○又壘内に寺ありペートル帝以下魯西亞帝歴代の墓碑皆此寺中にあり寺の傍にペートルの寶藏と唱る小き藏あり此内に長さ四間幅一間許の船を納めりペートル帝魯西亞にて初て造りたる船と云

二十八日

運上所え行くナワ河は甚だ深からず船脚十二フットより大なる者は河口より入るべからず故に此運上所へは商船甚だ少し外國と盛に交易をなす所はコロンスタツトにあり○運上所より小船に乗り河を下りテレガラーフ局に行く伯德祿府にテレガラーフ局四ヶ所あり龍動巴理にては此局甚だ多く皆商社の所持なれども魯西亞にては全國内のテレガラーフ盡く政府に屬す役人は皆武官にて頭取はコネル機器を取扱ふ者は下等士官シグトルなり伯德祿府より全國内に達せるテレガラーフ線の最も長きはスベリーの都府マドリツドに通ずる者なり凡二千五百里今

又此所より黒龍江へ線を通ずる企あり方今全魯西亞國內のテレグラフ線の長さを共計するに一萬五千里明年又五千里を増すべし國內の各處にテレグラフ局あり局の數百四十八皇帝の寢室にも機器を置く諸方に通じ祕事は帝自から機器を用て通報す右の如く國內のテレグラフは皆政府に屬するが故に官の利も亦大なり去年の入利共計百二十萬ルーブルなりと云○テレグラフの線は鐵なり雨露に暴らし八九年を保つべし

二十九日

午後第二時川蒸氣船に乗りナワ河口にあるエラゲンと云る嶋に行く此島には國帝の別宮あり庭園甚だ廣く宮中の結構も美を盡せり終日こゝに遊び第六時船に乗りナワ河を下り遠く海門を出づ本日天氣晴和にして波なしコロスタット諸方を遠望し再び河を溯り伯德祿堡に還り直に旅館に歸らずして府内ソムルガーヅンと唱る遊園に行捷歩人を見る此人よく走り十五ミニュートの間に英里法六里を行く本日此園にて騎馬と并び走るに常に馬より疾し都下の士女皆來て之を見る

夜帝族コウチユレフ侯の外莊に行く此夜は侯より日本使節を饗する爲め盛に膳を設け庭園には燈を張り樂を奏し又大に花火を放つ和蘭別林にても多く花火を見たれども今晚所見の者最も盛なり一夜日本人を饗するに三千里ブルを費したりと云

八月朔

魯の醫師コルニエブスキなる者來れり此人三ヶ月前支那北京を發し陸路にて昨日伯德祿堡に著せりと云途中の

景況を聞くに先北京を發し北京より

二	百	里
九	百	里
二	百	里
六	百	里
六	千	里

共計北京より伯德祿堡まで七千九百里此内大抵千里は火輪船車の路、他は唯だ馬車往來す○現今支那の景況同治帝年七歳恭親王政を攝し政治甚だ好し二太后あり此亦國政を參り聽く凡百日前長髮賊佛蘭西の水師提督を殺せり此より佛英の兵共に北京を助け長髮賊を攻め未だ勝敗なしと云

二日

學校に行く此學校はジミナチツク・エン・コムメルシアルと名く身體の運動を爲すと商賣の事を學ぶ所なり伯德祿堡に學校の大なる者十二所あり内七所は政府に屬し他は私に建るものなり政府の學校に入る者は學費少し本日觀る所は私に建たる學校也現今學童の數百五十人大抵八歳より十八歳を限とす教師二十五人英佛獨逸ラテンギリキの國語商用の方法分離術本草學天文地理等を教へ又身體の運動を教ゆ運動の教は必ず學校に屬するものにて或は階に登り或は柱に攀り或は繩技を爲す等皆讀書生の筋骨を強壯ならしむる爲め設る者なり歐羅巴諸國の學校皆此教あり

六日 磁器局玻璃局に行く兩局共に政府に屬し官吏ありて之を監督す兩局皆蒸氣機を用ゆ磁器局の職人大抵二百五十人あり

七日 礦山學校に行く此學校は専ら礦山の事を教ふる所なり教師四十人學生二百人學科を八等に分ち十二歳より學校に入り一年一科を學び八年にして終り年二十歳始て士官となる學業は礦品の性を知り之を分析する方術金鑛に用る機器の用法等を研究す學校中には魯西亞國內に産する礦品を集め親しく其物を示し或は機器の雛形或は礦山の形を紙にて造て其景況を設け教授に便にす又學校の傍に地を掘り現に金坑の大きとなして縦横に通じ坑の周圍に礦品の色を著し金銀銅鐵坑の眞境を見るが如し此坑に入るものは皆手に蠟燭を持って明を取る坑の深さ縦横合て三町許なり

八日 日晚風船に乗て旅館の上を過る者あり望遠鏡にて視るに船中二人あり船の前後に旗を掛けり南東の方に飛去り行く處を知らず

九日 博物館に行く此館には専ら禽獸魚蟲類を集む就中マモウトなる大獸あり此獸は千七百八十六年シベリより來れる者なり所謂前世界の獸なれども北地沍寒の地にて冰雪中に埋り千萬年の間皮肉腐敗せず其本形を保てり當年

偶々夏暑氷雪僅に解けしとき野獸群て大獸の肉を喰るを見る者あり由て其喰殘れる骨皮を集めて伯德祿堡に送り博物館に納たりと云現今も頭部は肉皮全く見るべし其形象に似て象より大なること三四尺奇獸と云べし伯德祿堡に此獸あること嘗て洋書中に見たりしに今日初て其實物を目撃するを得たり○又館内に紙にて造りたる地球の雛形あり獨逸の一諸侯より魯西亞帝に贈りたる者と云球の中徑十八尺球の内面に天文を畫き球内に入れて之を見るべし此の如き大球は歐羅巴諸國にて未だ見ざる者なり

十日 醫學校に行く學生七百人學校の傍に兵士の病院あり病床二千を設けり此病院は専ら兵士の爲めに建る所なれども平人にても院に入り治療を受けることを許す費用は凡て政府より出づ富る者は養病の費を出せども僅々のみ

十二日 醫師スミツス來話云元と獨逸産にして魯西亞の戸籍に入る人ヘン(人名)なる者あり此人宗旨を開く爲め二十一年前妻子を携へて亞非利加の一國ニールゲルの都府シユダンと云る所に行き先般伯德祿堡に歸り數日前復たニールゲルへ出立せりヘンの話云くニールゲルにては當今も尙ほ人肉を食ふ始めヘンのニールゲルに至りしとき國王に謁見し旅館に歸りたり其夜國王より贈物として肥たる一男子を送り殺して之を食はしめんとせしにヘン大に驚て之を辭したり凡て此國にては敵と戦ひ擒となせる者及び國內の罪人を捕て食に供す人肉を食ふ法は地を掘て火を燒き生ながら人を其坑に投じ板石を覆ひ暫くして坑より出し切て之を食ふニールゲルにては固より獸肉を食へども最も人肉を貴ぶと云右は醫師スミツス親からヘンに逢ひ聞けりと

十四日

藏書庫に行く書籍の數板本九十萬冊寫本四萬冊右の内魯西亞出板の書は僅々六萬冊のみ古書あり千四百四十年獨逸出板の經書なり是歐羅巴最古の板本と云○晚エラゲン嶋に行く本日は魯西亞帝即位の日にて毎年例に依て樂を奏し花火を設け全國內の祝日とす今宵偶々好天氣月光清明ネワ河の秋色可愛

十六日

江戸に變事ありと聞く亂暴人英國のミニストルを犯したりと但しテレガラーフの通報にて未だ詳なるを得ず

十七日

コロンスタットに行くコロンスタットは伯德祿堡の西北五里ネワ河口にある小島なりネワ河は水淺して大船は直に伯德祿堡に達すべからず軍艦商艦とも船脚十尺以上のものは皆コロンスタットの港に泊す故に此地は伯德祿堡の最も要害の場所にて盛に砲臺を築き大砲數百門を備へり○此島には運上所海軍局製鐵所等あり製鐵所の装置は大抵他國にあるものと異なし製鐵所にて鍛鐵の板厚さ四インチ半長さ二十フット幅三フット三インチなる者數箇を製せり此は米利幹新發明鐵艦モニトルの制式に倣ひ軍艦を造るものなりと○海軍局にドツク(船修覆場の義)あり大船數艘を納る周圍は石垣にて水門より船を入れ門を鎖し機關にて水を乾し船底を見るべし壯大のドツクなり此ドツクを第一世伯德帝自から指揮して造りたりと○モニトル船の式に倣ひ鐵船を造り未だ成らずして此ドツク内にある者あり一艘は先般既に落成してネワ河口に浮べり又數日前米利幹のモニトル船を實見するため海軍士官二三名を米利幹に遣したりと云

二十四日

朝第十時火輪車にて伯德祿堡を發し第四時ビスコッフに著し車より下り中食す中食の間一時にして第五時發し夜第十二時カルコンにて夜食し第十二時半發し通夜走行し翌

二十五日

朝第七時コヴノに著し朝食す此所に鐵橋あり長さ千八百フット○朝來所見山水清明可愛伯德祿堡近傍の地に異なり然れども凡そ魯西亞の地は曠原にて田を耕し牛羊を牧すること少し漸く獨逸の堺に入り土地肥饒にして村落多し○第十時國界に著す小河あり河北をウエルボロウと云河南をエドクレーネンと云ふ字漏生の士官使節の迎へして此に來れり旅館にて食し第一時半發す此地にて車を替へ字漏生の車に乗る第四時コーニングスベルグを過ぎ第九時デルシヨーに著し食すデルシヨーの入口に長鐵橋あり長さ二千六百五十四フット河の名をウハイセルと云橋の名をレントンと云

二十六日

拂曉フランクホルトに著し車中茶を飲む第八時別林に著し再び旅館ブランデンビュルグに宿す

二十七日

旅館に在り

二十八日

午後第一時過ぎ火輪車にて別林を發し曉第六時オツセルスレベンに休し車中茶を飲む此地は六月二十二日コル

ンより別林に至るとき水菓子を食せし所なり此よりブリュンスウエーキ、ハノオーフルを經第八時ミンデンにて車を下り食す此夜も通夜走行し翌

二十九日

拂曉コロンに著此地は六月二十一日ユトレフトを出立して一宿せし所なりコロンにて車を替へ第八時フルヒール著し朝食す此地は北義の領内なり佛蘭西の士官ジラール及びバリーエー使節の迎として來れり四時カルロイを過ぐ此地に製鐵局甚多し高竈數十所あり第四時半ゼウモンに著す北義と佛蘭西の國界なり此所に佛蘭西の關門ありて旅客の荷物を改む二十ミニュート間車を留め夜第九時過ぎ巴理に著(伯德祿堡より巴理まで日本里法にて六百五十里餘三十一時にて達す)グラントホテルと云る旅館に宿す此旅館は今般新に落成せるものにて大さホテルデルーブルに等し七層樓室の數七百七十別に大會食所あり三百五十人一時に會食すべし建造十八ヶ月にて始て成り二千三百フランク(本邦二百三十萬兩許に當る)を費せりと云

晦日

マデレナと云る寺院を観る此寺は第一世ナポレオン帝工を起し今より十八年前始て落成せり柱壁共に石を以て造れり最も壯大なり寺中大理石の像あり高さ二丈巾二丈人物六個並立てり此大像一塊石にて刻成せり

閏八月

朔日

唐學墳來訪す此人は支那の人にて三年前より英語を學び且事情を探索する爲め龍動に來り日本使節龍動在留中

屢々旅館に來り談話せることあり今又佛蘭西語を學ぶ爲め巴理に來り尙一ケ年は留るべしと云○唐學墳歐羅巴遊學中は衣服冠履皆歐羅巴の俗に變じ學校に入り或は別に師を求めて學べり龍動在留中一ケ年の學費二百ポンド故郷の父兄より之を送ると云○同人話方今支那帝少幼なれども帝の叔父恭親王叱噫呢政を攝し外國との交際甚だ好し二三ヶ月前より英佛の助を借て長髮賊を攻屢々克又英人ワルドなる者を用ひ將軍の官を與へ兵卒八千人を教へしむ○漢口の商人銀六萬員を米利幹え送り新發明の鐵船モニトルを買ふ者あり

三日

羅尼と共に書庫を観る巴理に書庫七所あり今日所見は最大なるものなり書籍百五十萬卷此書を一列に并るときは長さ七里佛里法なるべしと云○學校に行く校の名をインスチチュエデフランスと云此學校は小童の爲め設るものにあらず老先生の集合する所なり社中四十人ありて其員を増すべからず若し缺員あれば歐羅巴にて最有名なる老先生を擧て之を補ふ此社中に入るは歐羅巴にて最も難きことにて既に其員に加るときは世人に尊敬せらるゝこと朝廷の宰相の如し第一世ナポレオン帝は此社中たり今の佛蘭西帝も社中に入らんことを望めども之を許さずと云○インスチチュエの學五科に分る第一語學第二歴史第三術學第四政學及理學第五技學諸先生毎日こゝに會して一科を講論す學者之を聽んと欲するものは來るを許す

十二日

夜第九時巴理を發し終夜火輪車にて走行し翌

十三日

朝第八時ロシフアルトに著ロシフアルトは巴理より九十里（佛里法）に在る佛蘭西の海軍港なり車より下り船に乗るまでの路十町餘此間盛に護衛の兵卒千餘人を列せり敬禮を表するに似て或は威を示すなり日本人は昨夜火輪車に乗り車中安眠するを得ず大に勞れたるに此所に著して暫時も休息せしめず火輪車より下り直に又船に乗りしむ且船に乗るまで十餘町の路日本の士官には馬車を與へず徒歩にて船まで行きたり○ロシフアルトの港よりカレンテ河口まで四里本日は河口まで船を下し夜此所に一泊す

十四日

朝第十時碇を起す○此度ロシフアルトよりアレキサン德里ヤまでの送り船はレインと名る大さ千五百トンなれども蒸氣力僅に百六十馬力且此船は軍艦にあらず人を運送するため設けたる船にて船中部屋の數多く石炭を貯る場所少し故に航海中毎日蒸氣を用ひず

十五日

昨夜より蒸氣を止め且風あしく夜に至り船動搖甚し

二十日

朝始て陸を見る伊斯巴尼の西北隅フヒニステル岬なり

二十三日

午後第四時葡萄牙の首府リツサボン港に著碇を投ずロシフアルトよりリツサボンまで海路七百五十里（佛里法）終始風悪く且蒸氣を用ざるに由り十日の航海を爲したり日本を辭し航海に苦むは此度を最とす○晚第六時上陸本

日は王妃の誕日にて港内の官船及同所に碇泊せるサルヂニの大軍艦四艘皆旗章を飾て祝禮をなせり葡萄牙王年二十歳サルヂニの王の女（年十五歳）を娶り六日前婚せり右四艘の大軍艦は即本國より王女を送るものなり夜に至り市中戸毎に燈を張り港内の船よりは祝砲を放つ皆王妃の誕日を祝するなり○日本人の旅館はブラカンザホテルと云樓上よりリツサボンの港内を望むべしリツサボンはターグ河の口に在て直に海に臨めり市中の地形高低等しからずターグ河の彼岸は稍や屈曲して灣をなし市中の高處より眺望すれば遠近の景色甚好し

二十四日

佛蘭西のプリンスナポレオン來れりプリンスは今の佛帝の子にて佛蘭西の陸軍將なりプリンスもサルヂニより娶り即ち其夫人は葡萄牙王妃の姉なり今般王の婚禮を祝するため夫人と共に來れり

二十六日

使節國王に拜謁す

九月

朔日

貨幣局に行く局の装置皆他諸邦の如く蒸氣機關を用て金銀貨幣を造る此局は二十六年前初て建り其以前は人力を用て貨幣を製したりしに英國より機關を買ひ機關師を雇ひ全く英國の制に倣へり英國より來れる機關師は方今も此局に居る葡萄牙政府より給料六百ポンドを取る初め英國より來りしときは職人二名を連れたりと云○貨幣局毎日金銀貨を造る高平均三千ポンド○葡萄牙には製造局甚少し蒸氣機關を用るは僅に二十年餘なり十二年前瓦斯

局を建て八年前鐵路を造れり皆英國商社の造る所なり方今鐵路三所あり内一所を政府にて英商社より買たり○國中の兵卒三萬ありと云へども實は一萬二千より多からず平時リツサボン府の常備兵三千員軍艦も大船は僅に二艘其外に火輪船は五六艘あり火輪船は自國にて造るを得ず皆英國より買たるものなり○凡て葡萄牙人は他國にて造れるものを倣ひ製するは巧なれども日新の發明少きは日本支那の如しと云

三日

朝第十一時旅館を辭し再び佛蘭西船に乗り第一時リツサボンを發す風順にて蒸氣を用ひず

五日

朝來陸地を見る即ジブラルタルの海門なり第十時より蒸氣を燒く本日偶々好天氣風少く蒸氣力も固より弱けれども潮流に従ひ船進むこと甚だ疾しジブラルタル海峡の水は常に地中海に流入るのみにて出る所なし或人云此水は地底へ入り亞非利加大沙漠を浸し此より蒸發すと未だ其確たるを知らず○晚第六時ジブラルタル砲臺の前を過ぐ即ち此所は歐羅巴亞非利加大洲を分つ海峡なり海峡の最も狭き所は英里法七里船中より望めば西岸の人家を見るべし南岸亞非利加の地方をモロッコと云斯巴ニの所轄なり北岸は即ち英の所領にて有名の臺場ある所なり此地元と斯巴ニの所有なりしに千七百四年英人斯巴ニと戰て之を取り此より盛に備を設け天險に據て砲砦を築き多く大砲を備へ方今は海内無敵の堅城と稱す英人の地中海に威を專にするを得る所以はジブラルタルとマルタ島の兩城あるに由てなりと云

九日

昨日より亞非利加北岸アルゼルの地方を見る日晚アルゼル都の下を過ぐ岸を離ること僅々十四五町都府の人家を見る

十一日

昨今より天氣定らず時々雷鳴を聞く歐羅巴在留中雷を聞くは甚希なり平坦の地形雷鳴地震少し

十二日

夜ハンテイラ嶋を見る

十三日

朝來リノサ嶋を見る夜第九時マルタ島の北を過ぎ嶋の燈明臺を見る○今宵偶々十三夜風雲なく地中海の秋月甚佳なり

二十一日

十七日より逆風甚しく船中動搖に堪へず今日に至り風浪漸く収り午後蒸氣を燒く

二十二日

晚セリゴ嶋セリゴツタ嶋の傍を過ぎカンチャ嶋の北に入る

二十三日

朝カンチャ嶋を右方に見る島を距ること半里或は十町許終日島に沿ふて東に走る

二十六日

朝十一時アレキサンデリヤに著十一時半祝砲のとき點火を誤り砲卒二人傷く一人は片手を落し一人は半身を焼きたり身を焼きたる者は暫時にして死せり○第二時上陸しエジプトの官舎に宿す今般も日本使節アレキサンデリヤよりシユエスえ行く間止宿及び蒸氣車の入費等皆エジプトよりの饗應なり

二十七日

晚第八時使節一行の荷物を護してアレキサンデリヤを發す荷物を運送する蒸氣車は走行せず終夜蒸氣を焼き翌

二十八日

午後第四時半カイロに著し食に就く昨夜より車中に在て途中アラビヤの地方言語不通食を得ず飢窮甚し第十時シユエスに著佛蘭西船エウロツペンと云る船に乗る

二十九日

朝第八時使節其外一行の人皆著し本船に乗る使節等は昨二十八日晚第六時アレキサンデリヤを發したりと云○午後第五時開船すエウロツペン船は大さ三千トン長さ三百フート蒸氣機五百馬力此船は元と英國商社の所持なりしに二ヶ年前佛蘭西政府にて之を買ひ運送船と爲せり價百五十萬フランタなりしと云

十月

三日

黃道線を過ぐ佛蘭西船の例に黃道線を過るときを水夫の祝日とし酒を飲しめ隨意に遊戯するを許す

四日

夜十二時水夫船より落る者あり急に救て害なし

六日

昨夜より小島を見る皆巖嶋にして人家なし

七日

夜十二時亞丁^{アデ}に著○紅海を航る間は炎暑甚し寒暑針九十度以上なりしに亞丁は氣候却て緩なり八十七八度に降る

八日

昨夜投碇したる所は港内の岸に近く港則に違へるを英國の奉行所より告げ由て又蒸氣を焼き退くこと十町餘の所に碇を投ず

十二日

午後第四時亞丁を發す

二十六日

午後第五時錫狼島のゴール港に著○此地にて多く佛法の僧徒に逢ふ

晦日

香港出版新聞紙を得たり紙中日本の條に云日本の大名及び其家族江戸を出立する者尙持續して止まず之が爲め珍器奇貨多く市に出て其價甚だ賤し○大名の江戸を去るは唯だ國中の變革にあらず外國との交際におひても昔日

に異なることあるべし方今日本人情は外國人に對し戰を挑まずと雖ども全く戰志なしとは思ふべからず

十一月

朔日

朝第十時半ゴール開船

四日

今日をキリストマスと云キリスの誕生日也船中祭あり即ち千八百六十二年前今日夜第十一時キリス降誕せりと云

八日

夜新嘉坡兒の地方に近きたれども此邊は暗礁多くして夜間近づくべからず洋中に一泊し翌

九日

拂曉碇を起し午後第三時過ぎ新嘉坡兒え著○英國ヲーヂン船の士官來訪す即ち去年使節を送て江戸よりシユエスマまで至りし軍艦なり此船は現今印度海の役を終り本國え歸る者なり新嘉坡兒より喜望峰を廻り英國に著まで四ヶ月なるべしと云

十二日

夜本船の水夫上陸し土人と争鬪し土人壹人を殺したり此水夫は英國の律に従て刑せらるべしと云

十四日

佛蘭西船エコに移る初使節シユエスを發するときエウロツパ船に乗り直に日本に到るべき取極なりしに新嘉坡

兒に至り交趾在留佛蘭西水師提督の命にてエコ船に乗替べき趣を使節に談判ありエコは小船にて使節一行の人に十分ならざれども此船に乗れば本港より直に日本え達し歸著速かなるべくエウロツペン船にては先づ交趾に行き水師提督の命次第にて諸方え航海すべければ日本え歸ること必ず延引すべしと云へり由て其意に従ひエコ船え乗替のことを取極たるに又此船も直に日本え至らず交趾香港等へ入津する由なれども乗替の議既に定れるに由り再び之を拒むを得ず

十五日

朝第八時新嘉坡兒を發す○エコ船は元と亞米利加製の船にて佛蘭西政府にて買たるものなり大さ千四百トン蒸氣三百五十馬力兩輪船行甚疾し

十八日

午後交趾のサンジャクに著此地方は三年前より佛の兵交趾と戦ひ遂に佛の所領となりたる所也

十九日

第十二時サンジャクを發す○此地出帆後は交趾の地方に沿ひ岸を距ること僅に半里許の所を走る岸上の山は皆巖石草木を生ぜず

廿三日

出帆後逆風太し午後瓊州の東を過る此より風稍や收る海上多く漁舟を見る

廿五日

夜第八時香港に著

十二月

朔日

朝第八時開船

三日

臺灣の西を過ぎ嶋の南岬を廻る

四日

風浪劇し

七日

午時始て日本地方の島を見る薩州の諸島なり晚硫黄島の西を過ぐ風順船進むこと甚だ疾し

八日

富士を見る

十日

品川著

十一日

上陸

或云隨筆

註 「或云隨筆」は慶應二年頃郷里中津藩の長老嶋津祐太郎に示されたもので、同人宛の書翰に「戯に或云隨筆と申者をデタラメに記し申候間御目に掛け申候此は初めの處少々計に候得共尙出來候はゞ可指上奉存候」とあるが、此の後は存してゐないから、多分これぎりて執筆を止めにしたものであらう。(編者)

○或云世の宗門の趣意を一筋に死後の冥福を祈ること、思ふは大なる心得違なり世界中宗旨の數甚夥多し其說千緒萬端なれども概して之を云へば現在未來に拘はらず唯安心の地を求るなり佛氏の善言功德を以て未來の冥福を祈り孔孟氏の仁義五常を以て現在の身の行を守るも皆安心の地を定るにて佛も宗旨なり儒も宗旨なり儒者が佛法を異端と云へば坊主は儒教を外道と云ひ何れも宗旨争にて取るに足らず豐後の帆足萬里と云ふ儒者が儒は正なり佛は權なりと云へることあり儒者の内にては餘程通人らしき論なれども矢張自分勝手と云ふものにて面白からず又日本に大和魂とか云へる宗旨あり此の宗旨は先づ儒者宗の別派なれども漢儒の事は頻に誹謗し去迎又宮寺に參詣して神佛を信心するでもなし其趣意は一筋に信義を失はず我意を張り通ふすと云ふ所に安心すること、思はる扱右の如く何宗にても皆安心の地を定る趣意にて欲心より起りたるものに非ざれば銘々の信心する宗旨に凝り固まるは尤の事にて動もすれば喧嘩口論を生じ甚しきは戦争にも及ぶことあれども詰り宗旨争の事にて身を殺し人の嘲を受けることもあれば文明の君子たらんものは先づ見聞を博くし世界萬國の事情に通じ世界の道理は入札にて定まるものと思ひ世界中千萬人の是とする所は假令己が宗旨に戻るとも斷然と改宗して萬國公法宗と云へる宗門に入り度ものなり

○或云封建世祿の臣は國君一身のみに忠を盡すを知て報國の意薄し日本國人をして眞に報國の意あらしめば喋々と開鎖の利害を論ぜずして自から富強の開國となるべし之を譬へば百姓が村の祭禮の時隣村に劣らじと己が錢金をも惜まずして出し物を奇麗にし隣村に淨瑠璃の席あれば己が村にも芝居を催ふして少しも引けを取らず又或は村界の公事杯ある時は身命を擲ち訴訟して其村の名を善くせんとするは全く其村の庄屋に奉公する趣意にはあらず一村の外聞を張る爲めに之を大にすれば即ち報國の一端なり今日本の士人も此趣意を體して外國に引けを取らざる様國威を張り外國に砲艦の利器あれば我國にも之を造り外國に貿易富國の法あれば我國も之を倣ひ一步も他に後れを取らざること眞の報國ならずや又君に忠を盡すは人臣の當然なれども忠を盡すの法を知らず頑癖固陋世間見ずにて一筋に國君一身の爲と思ひ萬一の時は一命を捨る杯と腹を据て安心するものは所謂愚忠にて愚忠の甚しきは不知不識して諂諛に陥ることあり有害無益なり凡人臣たらんものは先づ右に云へる報國の意を基と爲し其君にも報國の大義を失はしめざるよふ誘引して國家を濟ひ初て盡忠報國の士と云ふ可し

○或云唐人が男子を生めば梓の弓を以て天地四方を射り日本の破魔弓も其例に倣ひたることにて天にも登る程志を遠大にする積りなりと然るに今の人は鎖國の攘夷のと云ふて生れた所に居すくまり高の知れた歐羅巴まで行くことも大造に思ひ恐るゝは跡先きのツ、マラヌ話なり

○人は旅行して初て自分の生國を他國と比較し隨て人の欲にて本國の事を自慢する心も生ずるものなり今の日本人も歐羅巴邊に旅をさしてヨク／＼諸外國と我本國とを見較べなば日本國の威を落さず世界中に對して外聞を張るの本趣意を解す可き乎

○或云人生れて六七歳に至れば天稟の才智初て發生し事物を習ひ覺る時なり然れども其力未熟にて精心を鍊ることは出來兼ねる故に成丈け最易きことを習はずべし初は先づ其國の言語東西南北十干十二支年月時刻の算へよう地理學の發端即ち日本にて云へば日本地圖國畫しの如きものを教へ漸々に世界の圖をも見覺へる理を合點するよう導き兼て又究理學の初步を教へ手近く物を見せて分り易く面白く樂に執行をさせて十七八歳に至て初て人情世體經濟の事をも學ばしむべし然るに今の人は假名文字もロクに知らぬ子供へ初から論語の大學のと六ヶ數本を讀まする風あり數千年來儒者が刻苦しても解し兼て今に至るまで儒者同志議論の絶へざる程六ヶしき經書が何として六七歳の童子に分る可きや先生が叱り付けて無理無體に教ゆるゆへ無據格物致知とか治國平天下とか大音に素讀はすれども寺の小僧が經を讀むと同様に少しも面白くなくイヤ／＼に日を送り大事の物覺へよき年頃は通り越して遂に生涯書物嫌ひの廢物となるなり高貴の人杯が馬術劍槍は好めども文學は嫌ひと云ふもの多し是れ全く幼少のときより六ヶしき經書を無理に教へんとして書物嫌ひになり馬術劍槍は形ちのあるものにて目の前に勝負も見へ自然と面白く染込みたるゆへなり右の次第に付文學にも成丈け手近く其形を示し其證據を出して草双紙を讀むと同様の姿にて面白く事柄を習はず中に自然と字を知り語を覺へ追々に物理の大體を呑込み知らず識らずして博識の學者となり其上にて試に經書杯を一見させなば何も六ヶしき事なく直に解して馬鹿らしく思ふ程になるべし貴人の傳役杯はよく心得べきことなり

○或云頼山陽が色々の書物を集めて日本外史を綴りたるは甚だよし然るに右の引書は大概假名文なるに業に之を漢文に翻譯したるは何故なる哉唐人計りに日本の歴史を見せる積り歟又は己が漢學の上手と云ふを人に自慢する積り歟何分日本人の爲めに漢文は不便利なり兎角儒者には此癖多く動もすれば日本人一般に分らぬ書を著述することあり

○或云學者が漢書を読み一冊讀めば一冊丈け人物上り數千萬卷の書を讀で遂には聖人とか云ふものに成らふ杯と思ふは大笑の話なり譬へば「ヒポコンデル」の病人がムヤミに藥を好み分けも分らぬ草根木皮を一帖飲めば一帖丈け精力を増す杯と云ふて湯茶同様に藥を用ゆるが如し有害無益なり

○或る洋書中に云へる事あり造物者通達を造りたると同一轍の模式を以て人身を造り天に登る爲めの階級として之に附與するに靈智を以てせり故に人力を以て天地萬物の理を究めんとするは難きに似たれども此靈智を鍛鍊して次第に攀ち登れば通達の廣く萬物の多きと雖も遂に其理を通識して造物者と並び位するに至るべし

○或る洋書中に云へることあり物理を知らずして物に接し徒に寒熱痛痒を覺へ喜怒哀樂を起して其然る所以の理を探索せざるは馬の秣を喰ひ其味を辨じて其出所を知らざるが如し人として馬と同列に位するは豈愧づ可きに非ずや

○或翻譯書に云く英國甲比丹「ジョンサリス」(人名)「コロウ」と名る船に乗り適當なりと思へる荷物を積み英國國王第一世「ゼームス」より平戸侯への書翰一封及日本國帝への書翰一封及び國帝へ呈す可き贈物を持って千六百十二年(慶長十六年)四月十八日英國を辭し海路諸處に逗留して交易を爲し千六百十三年(慶長十七年)六月十一日平戸に著したるに其取扱甚懇親なり

「サリス」平戸に来て「アダムス」(英國人にて荷蘭の船に乗り漂流して豊後に著し當時江戸に居る者なり)の江戸に居るを聞き直に之に文通して平戸に來らんことを求め同人の來るまでは「ハンタム」(地名)にて救ひたる日本人を通詞として談判せり但し此日本人は島語を解し「サリス」も島語を解すに由て指支なかりし

○「サリス」國王の書翰を平戸侯に差出したるに平戸侯之を受け「アダムス」(日本人は之を「アンジ」と唱へり)

の來著を待て翻譯せしむ可しとて開封せず尙又平戸侯は「コロウ」船の渡來せる趣を國帝へ報じたり第七月二十九日「アダムス」來著したるにつき之に交易の事を談じ且「アダムス」が故郷に残置たる妻子の消息を告げたるは天幸と云ふべし第八月「サリス」平戸を辭し「アダムス」及び他の英國人と共に江戸に赴きたり此趣意は英國國王の贈物を日本國帝へ呈すると條約の談判を爲すためなり平戸侯右の者等へ檣五十挺立の手船を供して之を送りたり「サリス」の記行は甚だ大切なる者にて殊に日本に於て外國人と交ること自由にして且「アダムス」と同伴せるが故に國人の風習を委しく記したり○「サリス」は遂に日本國帝に謁し懇親なる待遇を受け尙又帝の宰相と談判し間もなく條約の免許を得たり其ヶ條左の如し

第一條

大不列顛王の臣民即ち奉行なる「トーマス、スミツス」及び東印度の商社は其船に品物を積で我日本帝國の諸港に來ること勝手次第なるは永久の免許なり又他諸國と商賣を爲す同様の例に従て我國に在留し物を買ひ物を賣り或は交易し且在留の時日は限りなく出帆の時限も勝手たるべし

第二條

此度我國に舶來せる荷物并に此後舶來す可き荷物及び此地より外國へ送るべき荷物に付一切運上を免すべし向後英國より來る船は態々我首府に來ることなくして其荷物の賣拂方は此度の例に従ふべし

第三條

若し英國の船難破すること有らば我臣民は固より之を扶助し且船及び荷物の助りたる部分は之を船主或は商人

頭に返すべし○右難船したる者共は我國何れの地にても勝手次第に家を建て又出帆の時は勝手に此家を賣るべし

第四條

英國商人及び其外の者が我國に於て死すときは其當人の品物は商人頭の預りと爲すべし又英人罪を犯す者あるときは商人頭の裁判にて之を罰し我國法は之に關ることなかるべし

第五條

我人民は英人と貿易するとき其取極に従ひて延引なく代料を拂ひ品物を再び返すことなかるべし

第六條

此度英人の舶來せる荷物并に向後舶來して我國用となるべき品物は之を取押ることなく他に賣るべき例に従て商人頭と談判の上價を定め品物を引取るとき即金にて代料拂ふべし

第七條

英人若し他に貿易を爲す可き國々を探索し或は其本國に歸るとき舟子又は食料の入用なることあらば我國人より其入用丈の金子を貸すべし

第八條

別段關所切手を請取らずして蝦夷及び我帝國近傍の地を發明する爲出行するを許すべし

右は全く寛大なる免許にて之に由て考ふれば日本國本來の政は決して鎖國にあらざること知るべし其間多年の間港を鎖して文明諸國と貿易するを許さざる嚴法の行はれたるは歐羅巴人の自ら爲せる所なり即ち日本人は外國人の來て其

國を奪はんとする惡意あるを發見せしより之を防ぐに簡易の法として盡く外國人を其國より追出し再渡を禁じたるなり右の如き法の智慧は今姑く之を論ぜず日本人の自から其國を守るは至當の處置と云ふべし日本國を奪はんとして徒黨したるは歐羅巴の教化師にて其宗門を以て權謀の基と爲したるが故に正しく日本國を追出さるゝの罪を犯したるなり故に云く罪は歐羅巴人にありて日本人にあらず日本國帝より英國王に贈る書翰を甲比丹「サリス」へ渡したり其文に云

我國に始て渡來せる殿下の臣甲比丹「ジョン、サリス」より殿下の懇書を落手し殿下堂々たる威光を以て三ヶ國を領せるの才徳威力を承知して余が喜悅少からず殿下深き懇親を以て余に美品を贈り此品物は我國に産せず從來未だ嘗て見ざるの珍物なり余は此贈物を落手するに於て徒に外國人の贈物と思はず即ち余と同等たる殿下より之の惠として厚く心得べし殿下との懇親を永續せんことを願ひ殿下の臣民我國に來らば何れの港にても懇親を以て之を待遇すべし實に諸國を發見し貿易を爲さんとするの美事を企て萬里の波濤を恐れずして斯く遠隔せる我國を容易に發見したる航海の術は驚くべく又稱すべきなり尙又貴國臣民へは其願に隨て此方より便利の處置を施すべし○余返謝して輕少の物を呈して余が丹心を表す願くは殿下の懇親を喜ぶの證として之を落手せらるべし○殿下の臣民我國内に於て貿易を爲し商館を建てんことを願たるに付余は固より之を許したるのみならず其事を更に都合好くせん爲め余が大印を押して之を決定したり

我國年紀に従ひダイリの第十七年（慶長十七年）九日四日駿河城に於て

殿下の親友日本國最上の指揮を司る者 源家康

兵士懷中便覽

註 「兵士懷中便覽」は半紙三ツ切横長の小冊子で、發行所の名は記してないが、「仙臺藏版」といふ朱印の押しあるところから推せば、仙臺藩が戊辰戦争の際に先生に依頼して翻譯せしめ、同藩で出版したものと思はれる。(編者)

凡例

- 一、此書は千八百六十四年開版亞米利加の監軍「スコット」氏所著の兵學韻府并に同國の「カピタンレンヂ」氏の用兵論を抄譯したるものなり
 - 一、書中尺度量目時刻を本邦の制に直したるは兵士の便覽に供せんが爲めなり但し一斤と記したるものは百二十一匁強なり一間と記したるは六尺なり
- 慶應四年戊辰七月

書中目録

- 一 斥候の事
- 一 相圖の事
- 一 遠近測量の事
- 一 野戰岩の事

- 一 河を渡る事
 - 一 氷の上を渡る事
 - 一 敵の大砲に釘打つ事
 - 一 釘打たる大砲を繕ふ事
 - 一 陣中死刑十四ヶ條の事
- 目録終

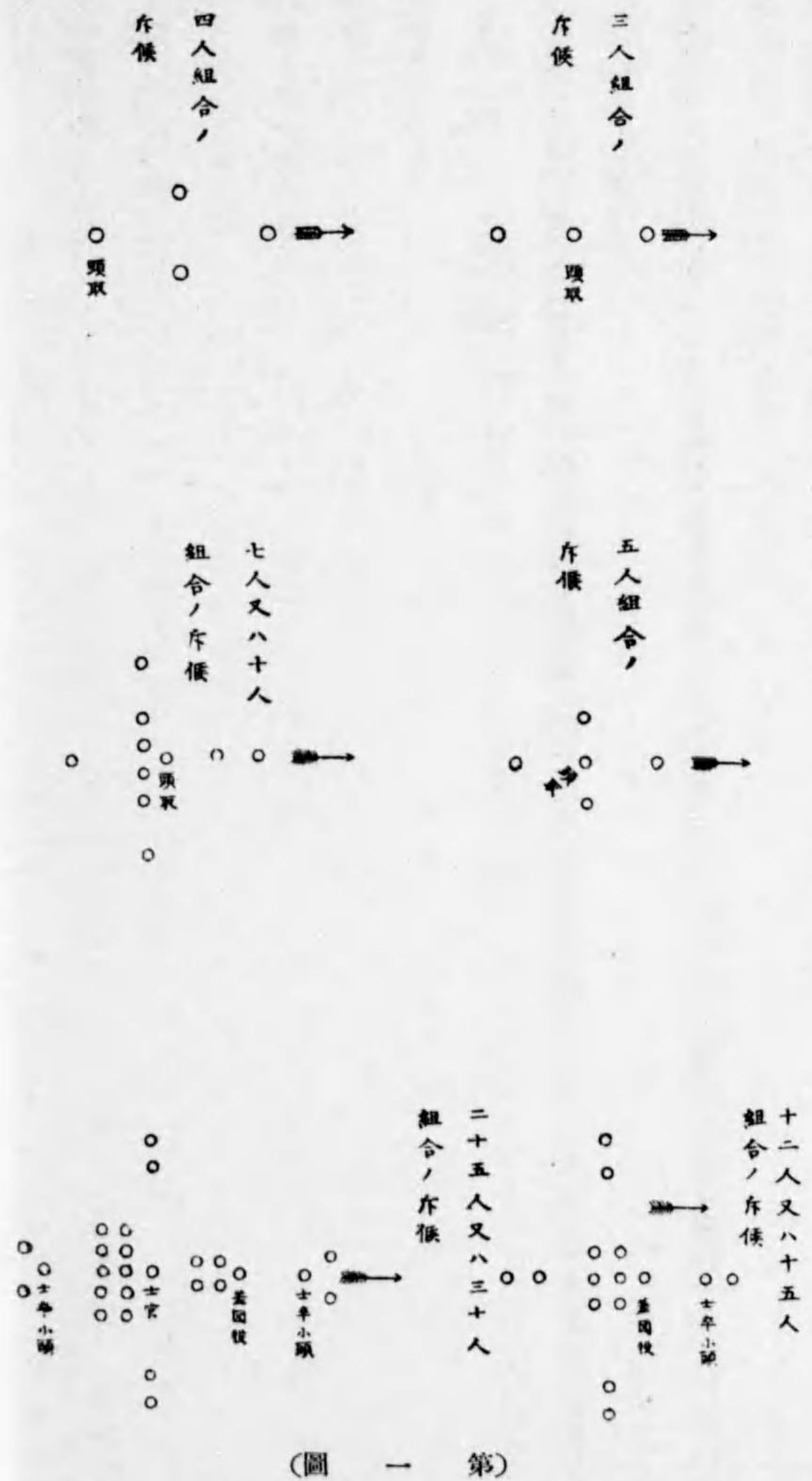
斥候の事

斥候の職分は山川地理の模様を吟味し他の新聞を探索し村を求め林を探り前後左右に心を配りて事あれば直にこれを本陣に告るものなり

斥候の数は少くとも三人より下らず多くとも三四十人を限とす一組に頭取一人ありてこれを指揮す敵地に深入して其様子を探索せんとするには盡く騎馬を用ゆ可し

斥候の人数は多少に拘はらず其法則同様にて前後左右に人を近づく可らず何等の事あるとも大聲を發して敵に悟らるゝことなかる可し斥候は元と戦はんとする趣意のものに非らざれば唯探索の職分を達するのみにて成る可き丈け敵を避く可し其人数の配方は左に記せる圖の如し頭取を中心に立てこれより左右に端に至るまでの距離畫の間は五間より三十間を限り夜は三間三尺より十二間三尺を限る斯く人数を間近く纏め置く所以は晝夜とも人の影を互に相見小音

にても互に相聞く可きが爲なり
 前條にも云へる如く斥候は必ず敵地へ深入す可らず必ず敵兵と戦ふ可らず僅かの人數にて深入するは徒に死地に陥るも同様なり但し不幸にして其行列の間を敵に絶切らるゝことあらばこのときには止を得ずして敵中に切込み再び人數を纏めんことを勉む可し斥候の勇を揮て戦ふ可きは唯この一條のみ(第一圖)



相圖の事

遠方より味方の兵に知らせんとすることあらば硝子鏡の小片を掌に當て日の光に向て耀かす可し其射、三四里の處にまでも達す但し日光の向あしくしてはこの法を施す可らず又夜中はよき燧石にて火を打てばこの火花も遠くまで見ゆるものなり

敵の動靜を探索してこれを味方に知らせんとするとき使を遣る可き方便なくば其場所へ連行し牛馬犬羊の類を用ゆ可し譬へば犬の首に書翰を縫付けてこれを放てば其犬は必ず先に出でし本陣へ歸るものなり陣中これに由て屢々利を得ることあり

烽火を擧げ燈籠を掛け或は樹梢にある古き鳥の巢を焼く等皆夜中の相圖なれども山林又は土地の高低に由て全く其用を成さざることあるが故に豫めこれを試みざる可らず晝は煙を擧て相圖を爲し甚だ遠くまで見ゆるものなり生木腐木を焼けば其煙最も盛なり○烽火を擧るには五十間も離して二處に火を起せば遠方よりこれを見るに最も便利なり或は又隔たる場所の間に順々に人を立たせ帽子などにて相圖をなし次第にこれを傳へて事變を知らす可し人の手を以て相圖を成すに四通りの仕方あり世上一般に用ゆ可き法なりこの外、種々の手様もある可きなれどもこれを用ひんとせば却て混雜を生ず可きが故に先づこの四通りを實用に施す可し其形左の如し(第二圖)

- 第一手拭などを振るは此處を見よ又は此處へ來れと云ふ相圖なり
- 第二兩手を揚るは承知せりそれにて宜しと云ふ相圖なり
- 第三兩手を下るは不承知、宜しからずと云ふ相圖なり



(圖二第)

遠近測量の事

遠近の測量に最も簡便なる法は腕を伸ばして上下真直に一本の棒を持ち棒を隔ること二十五間の處に一人の男を立たせ其人の頭の頂より足の端に至るまでを棒に見通して其長さに棒を切り其棒の長さを八に分て印を付れば則ち測量の器械なり譬へば遠方に敵兵を見て其遠近を測んとするに腕を伸ばして右の棒を持ち其の人を見通して人の高さ棒の

第四兩手を廣げるは止まれと云ふ相圖なり
相圖を成すには先づ第一此處を見よとの手様を示し先方にてこれに答れば則ち常用の相圖をなすこと五度びにして先方にてこれに答ること五度び終て双方承知の相圖をなす

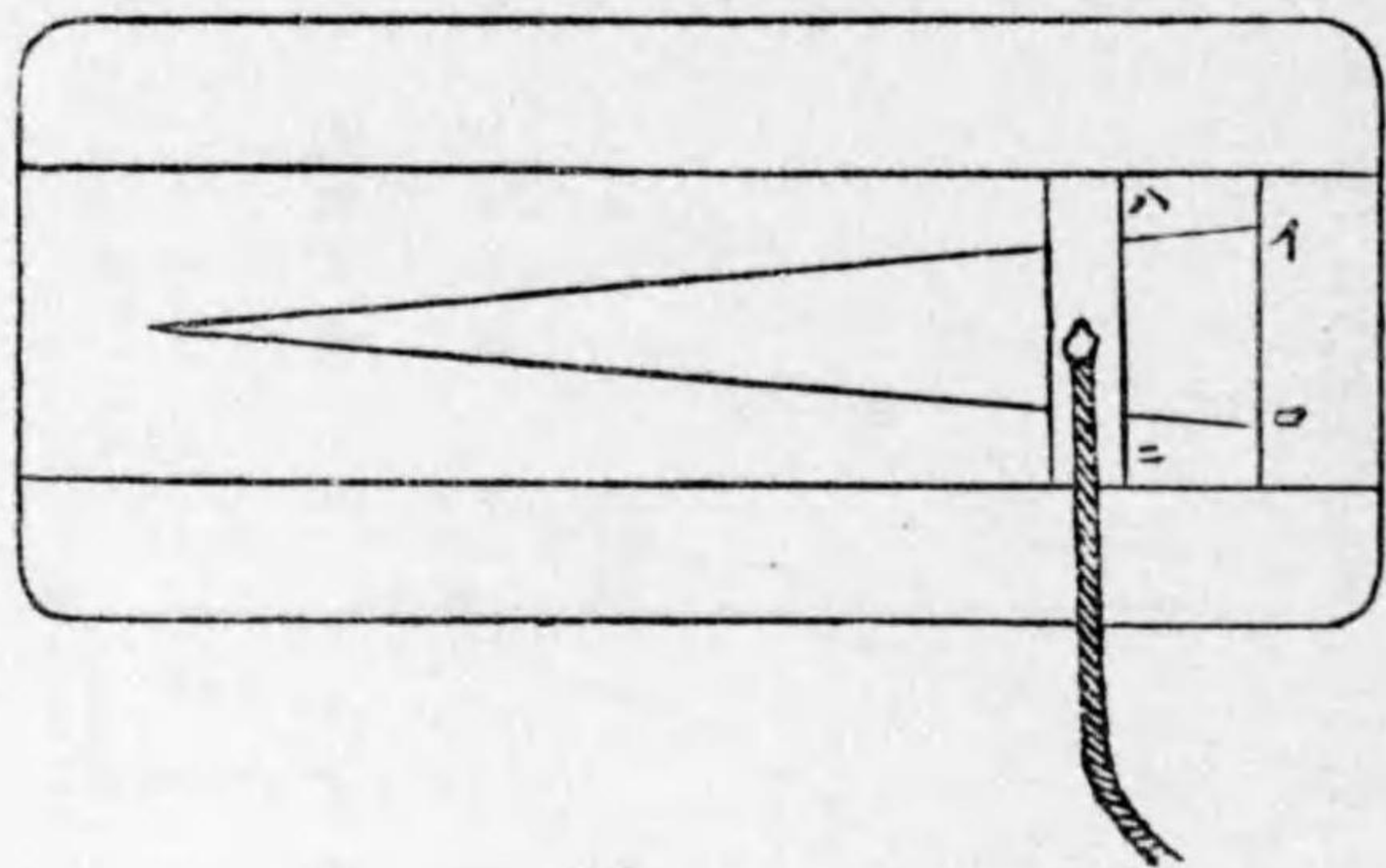
紙菫を翻して晝の相圖となし又吹出し花火の類を其尾に付けなば夜の相圖ともなる可しと云ふ

斥候の者より味方へ相圖するには騎馬にても徒歩にても右回りに回り或は左回りに回りにて其時の様子を知らす可し或は又數人の斥候順々に路傍に隠れ互に相見る可くして互に相聲を發せず手眞似にて順々に傳へ敵の様子を味方の本陣に告ることあり即ち敵兵の足音を聞けりと云ふときは指にて自分の耳を押へ敵兵の近寄るを見たりと云ふときは目を押へ敵兵に聲ありと云ふときは口を押へ其他指を以て敵兵の數を示す等種々の相圖をなす可し

長さの半なれば即ち八分の四にして其距離は二十五間を四倍したる百間なりと知る可し人の高さ棒の長さの八分一なれば即ち二十五間を八倍したる二百間なり○凡そ人の長は平均五尺四寸を定とするものなれば初め棒を作るときも二十五間の處へ態々人を立たせずとも五尺四寸の物を目當として事済むべし

(圖三第)

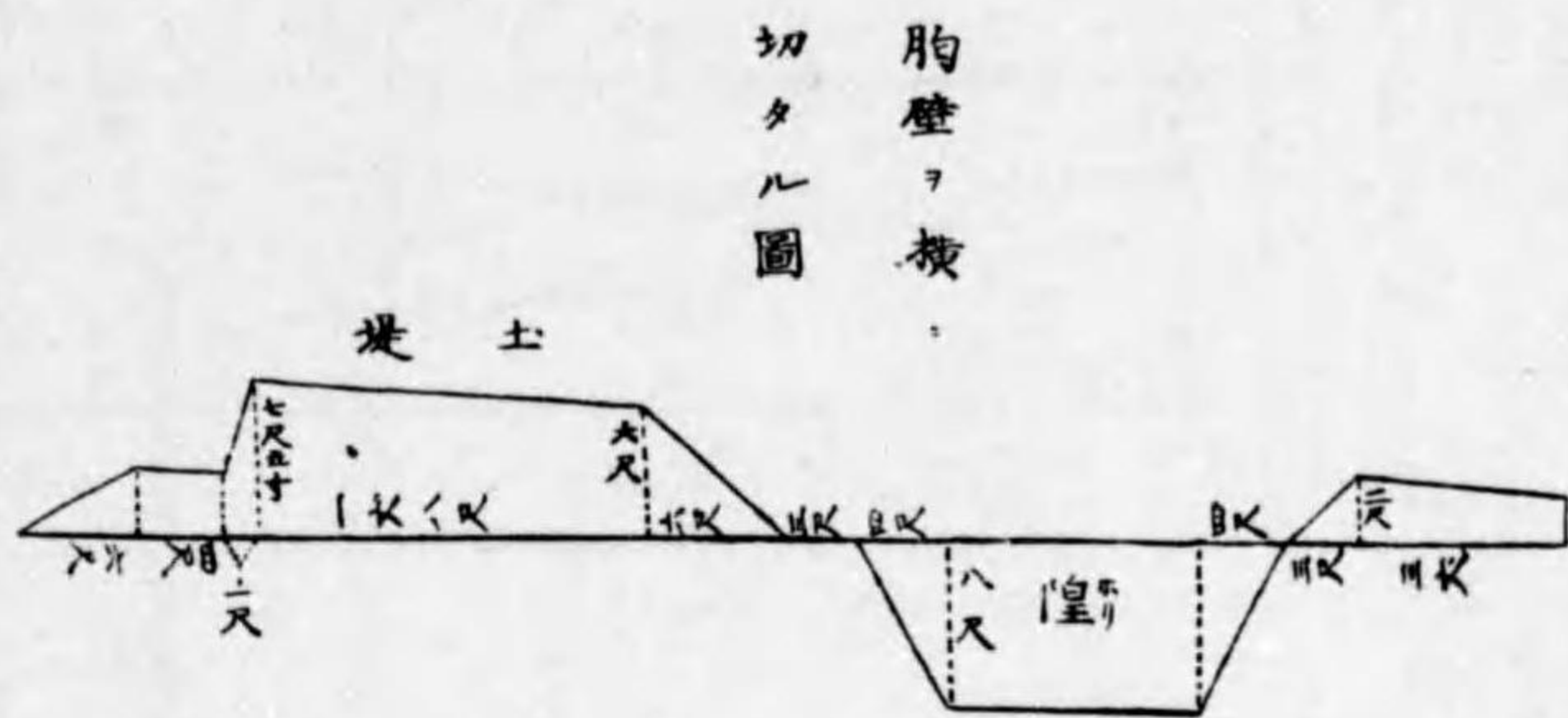
測量の法を精密にせんには版金にて圖の如きものを作るべし(第三圖)
版に三角の孔を明けこれに摺金を附ることハニの如くし左右に動く可しこの三角の孔より遠方の人を見通し譬へば其人の高さイロの處に當りて一杯となれば其距離を五十間としこれより次第に孔の狭き方へ七十五間百間百五十間と版の上下に數字を記し置き前の如く遠方の人を見通して其人の高さ孔の上一杯になる處へ摺金を動かして其距離を測る可し
○版金と眼との間は常に同様なるべきが故に金に絲を附すること圖の如くし絲の端に玉を附けこれを口に啞へ右の手にて版金を持ち左の手にて摺金を動かすべし



野戰砦の事

野戰砦とは土を築立たる長き土堤にて其用は戰場に於て味方の人數を守護し或は都府へ敵兵の不意に襲來るを防ぐ

兵士懷中便覽



(圖四第)

右の圖には土堤の厚さを一丈八尺と記したれども野戦砦には大砲の彈丸を受ること稀なれば大抵一丈一尺にて十分なる可し

ためのものなり場所の模様によて土堤の形も一樣ならず或は必ずしも土にて築く可きにも非らず砂、石、材木など種々の品物を用ゆることもあれども先づ常式は地を掘り其土を搔揚げて土堤となし土堤は以て敵兵の彈丸を防ぎ且其土を搔揚たる跡も自から隙となりて防禦の助となす可し斯く築きたる土堤を胸壁と名く其形上圖の如し(第四圖)

土堤の厚さは敵砲の大小に準じて同じからず其割合大凡左の如くにしてよく敵の彈丸を防ぐ可し

敵兵の砲類	土堤の厚さ
小銃	五尺
六斤砲	六尺
九斤砲	九尺
十二斤砲	一丈二尺
十八斤砲	一丈八尺
二十四斤以上の大砲	二丈より二丈四尺

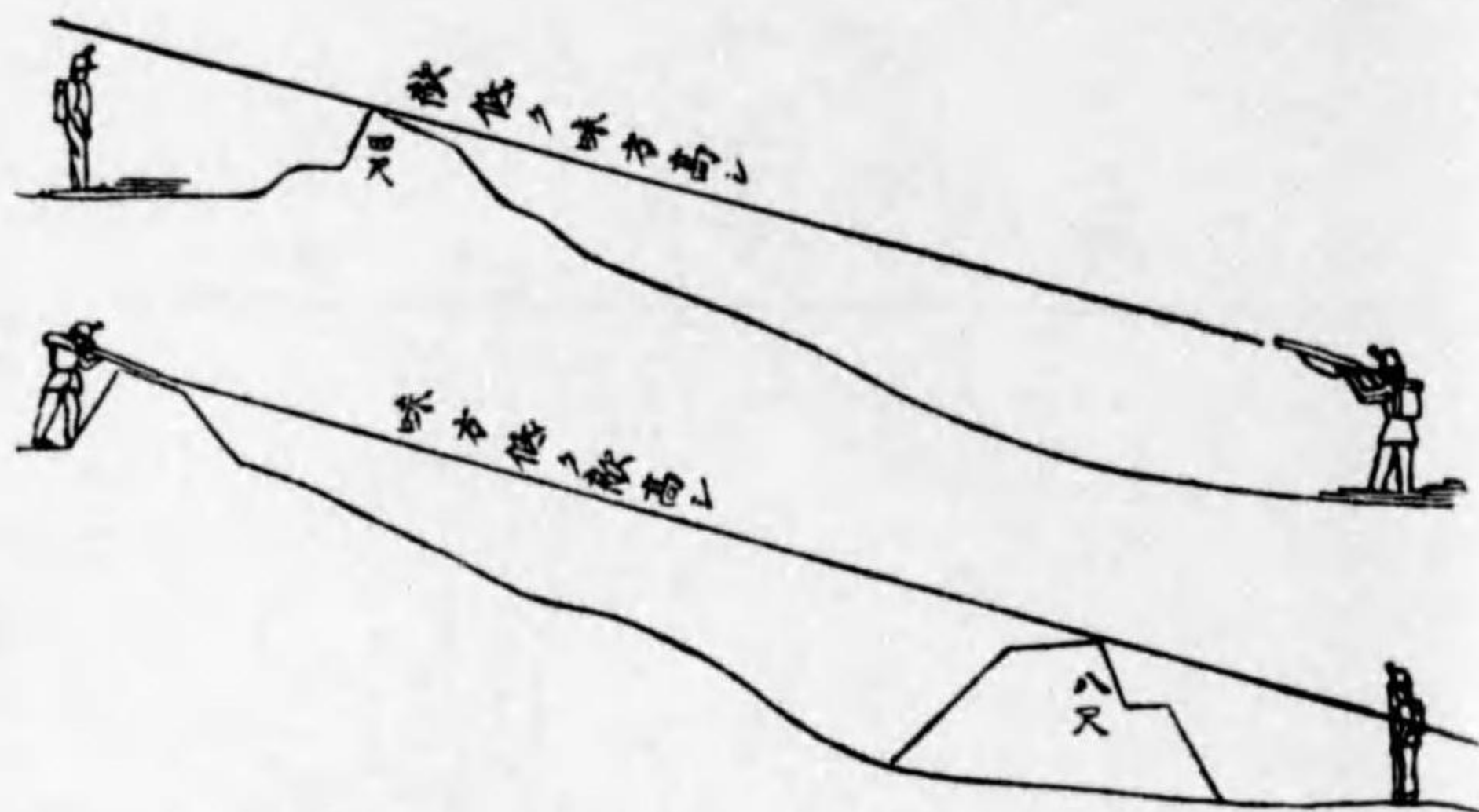
土堤の高さも土地の模様によて相違ある可し平地なれば七尺五寸を以て常式とすれども敵の地面低くして味方の地面高ければ土堤の高さを四尺乃至六尺となす可し又これに反して味方の地低く敵の地面高ければ土堤の高さを倍して八尺乃至一丈、一丈二尺となす可し故に土堤の高さは四尺より一丈二尺を限とし其厚さは四尺より二丈五尺を限とす是即ち一般の規則なり(第五圖)

野戦砦を築くには左の三ヶ條を心得ざる可らず

第一敵兵の攻來る時刻に急緩あり其時刻緩なれば本式の砦を築く可きなれども事急に起りて其間合なくば築造の式を略すべし本式の砦をなれば築くよりも略式の物を成就せし方遙かに便利なり

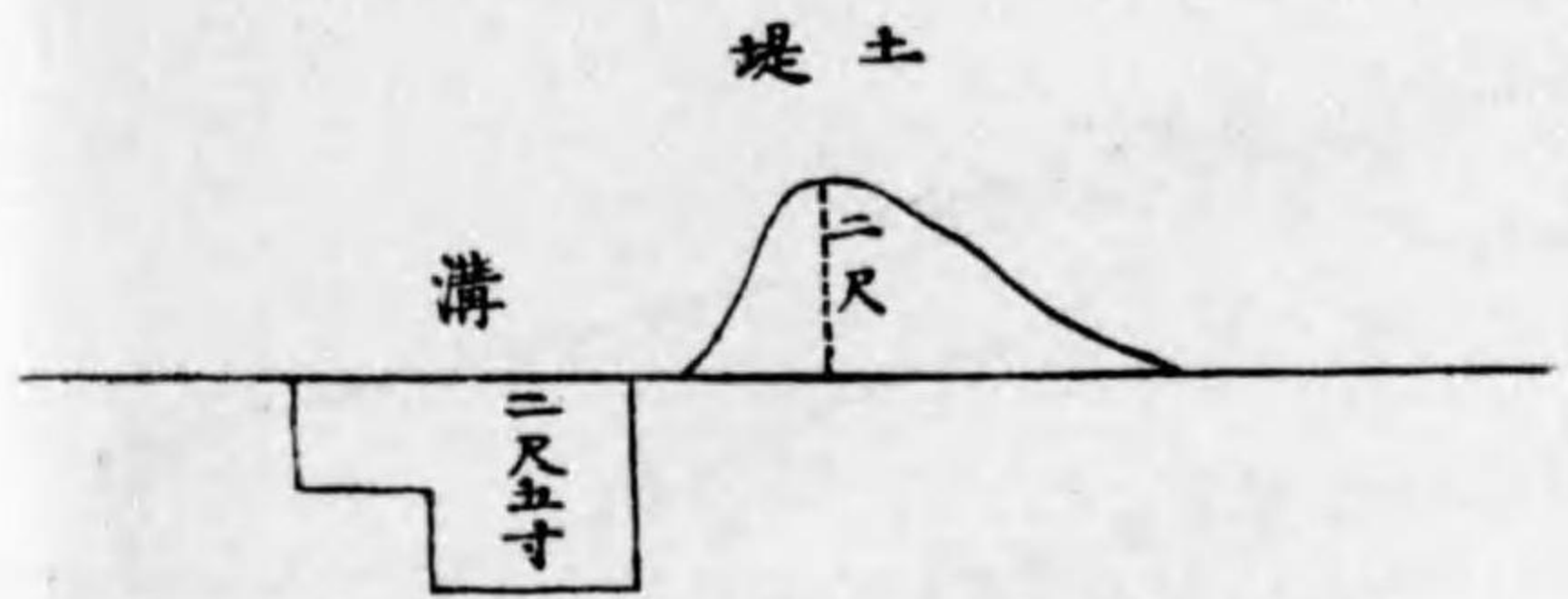
第二砦の大小は其内に楯籠る可き兵士の數に準じて定む可し大抵土堤の長さ一尺五寸に付兵士一人の割を以て常法とす譬へば砦の兵士四百人なれば土堤の長さを百間より延ばす可らず

第三砦を築くに土方の人數十分に於て且土木も澤山なれば本式に築造す可きなれども時宜に依り止を得ざる時は先づこれを略し置き追て修復を加ふ可し譬へば本式なれば高さ六尺の土堤を築く可き筈なれどもこれを略して深さ三尺の溝を掘り其土を搔揚て三尺の土堤となせば則ち六尺の土堤の代用

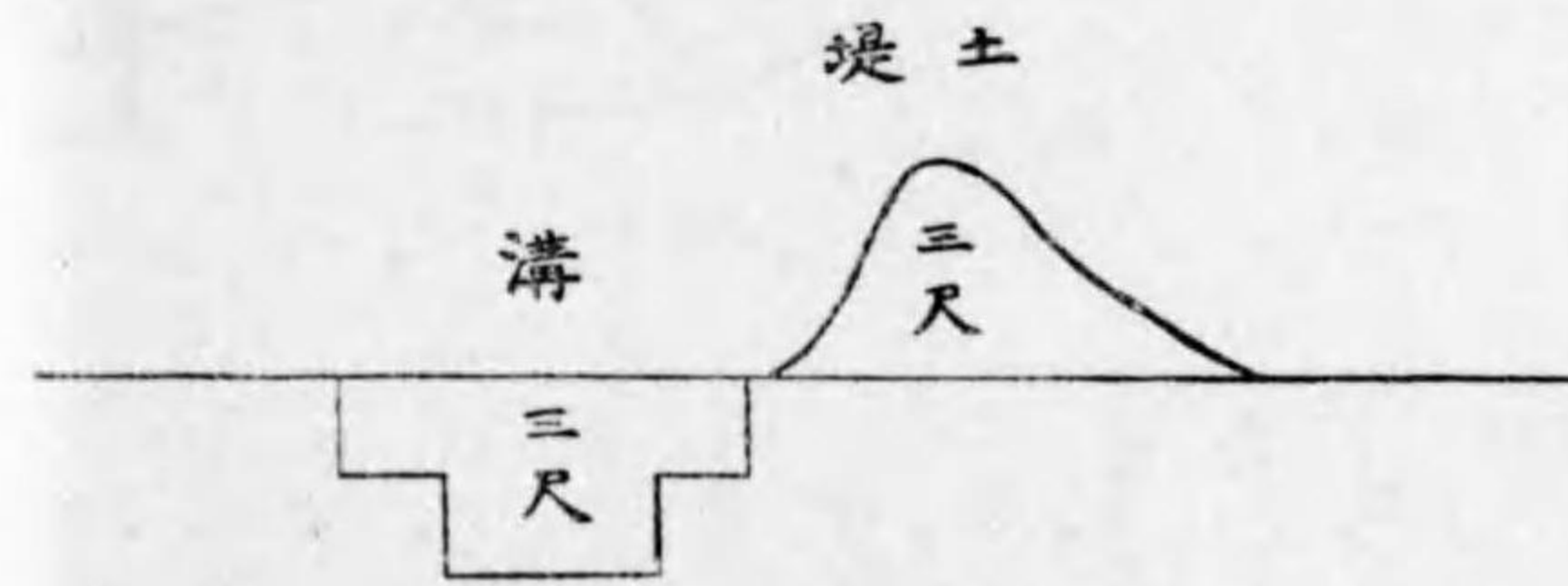


(圖五第)

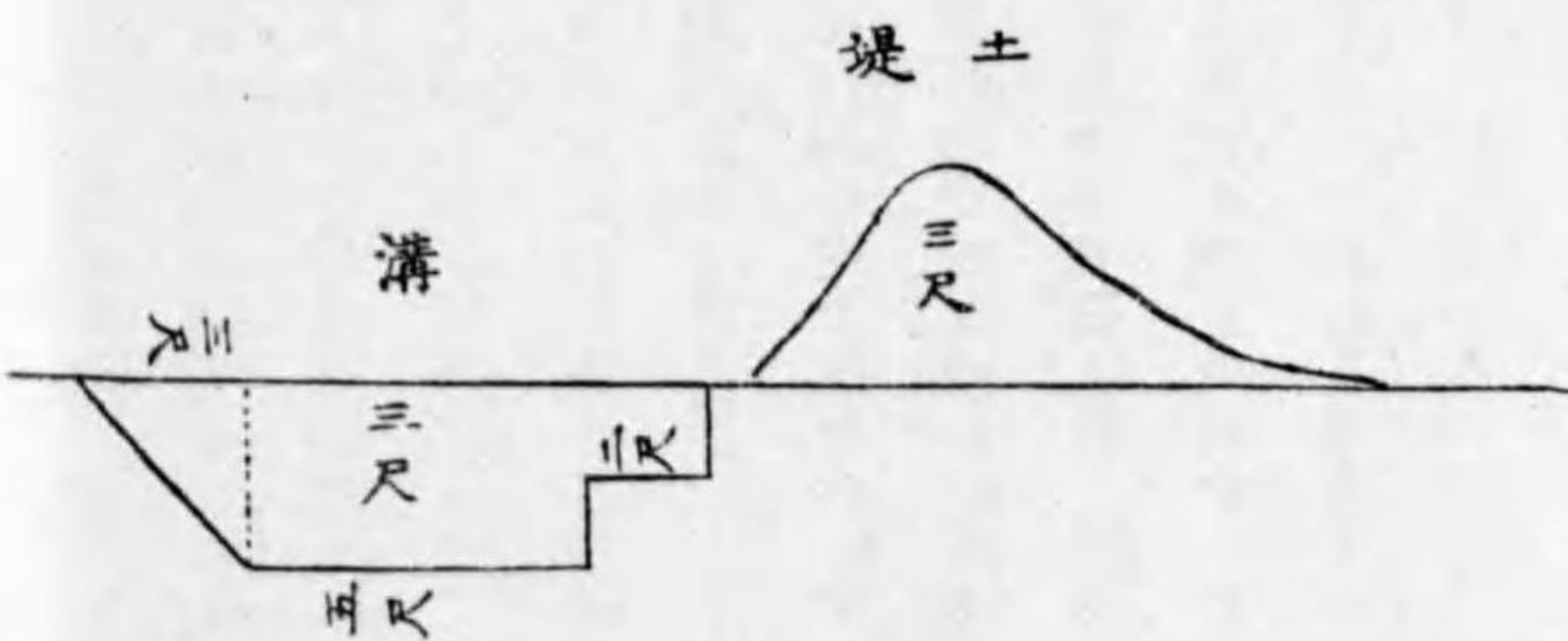
を爲す可し然るときは三分一の手間を以て一時の用を達す可し上に記せる圖は深さ二尺五寸の溝を掘り其土を搔揚て
 二尺の土堤となし味方の兵士は溝の内に伏して敵の彈丸を避くるものなり(第六圖)
 右の砦は七分五厘の時刻に築終る可し然れども惣高さ僅かに四尺五寸なれば溝内にある兵士は立つ可らず○下に記



(圖六第)



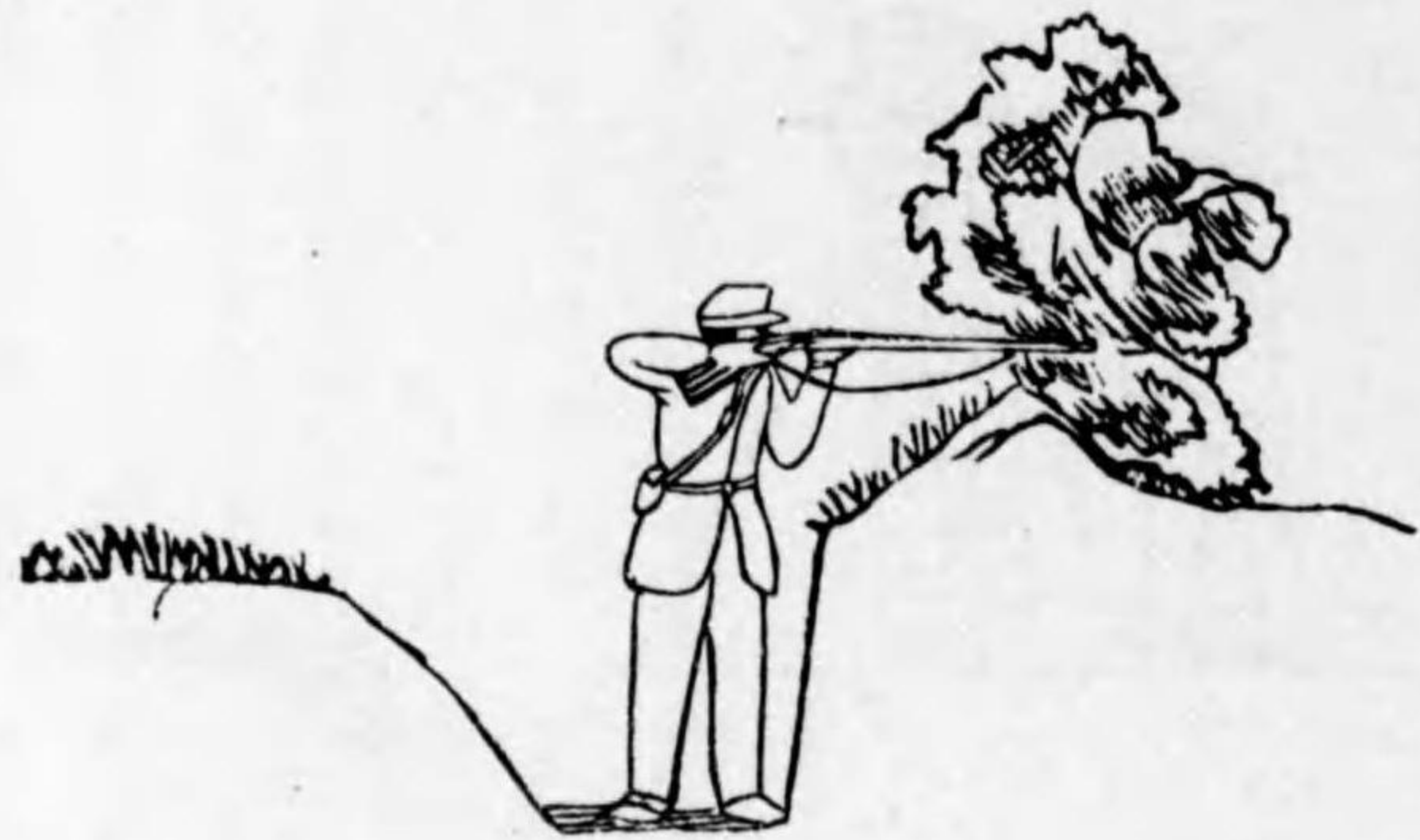
(圖七第)



(圖八第)

せるものは其高さ六尺にして防禦の法稍便利なりこの砦は一時半にて成就す可し(第七圖)
 左の砦は十分に整ひしものにて惣高さ六尺且溝の幅も廣くして兵卒を二列に立たしむ可し但しこれを築くには二時半を費す(第八圖)或は又田野に自然の土堤ありこれに少しく手を入れれば堅固なる砦

と爲す可し殊に其土堤に樹木を生し土堤の下に溝あれば最も妙なりこの土堤を砦となすには唯土堤の内の方を少しく掘りて足場を作るのみ下に記せる圖の如し(第九圖)



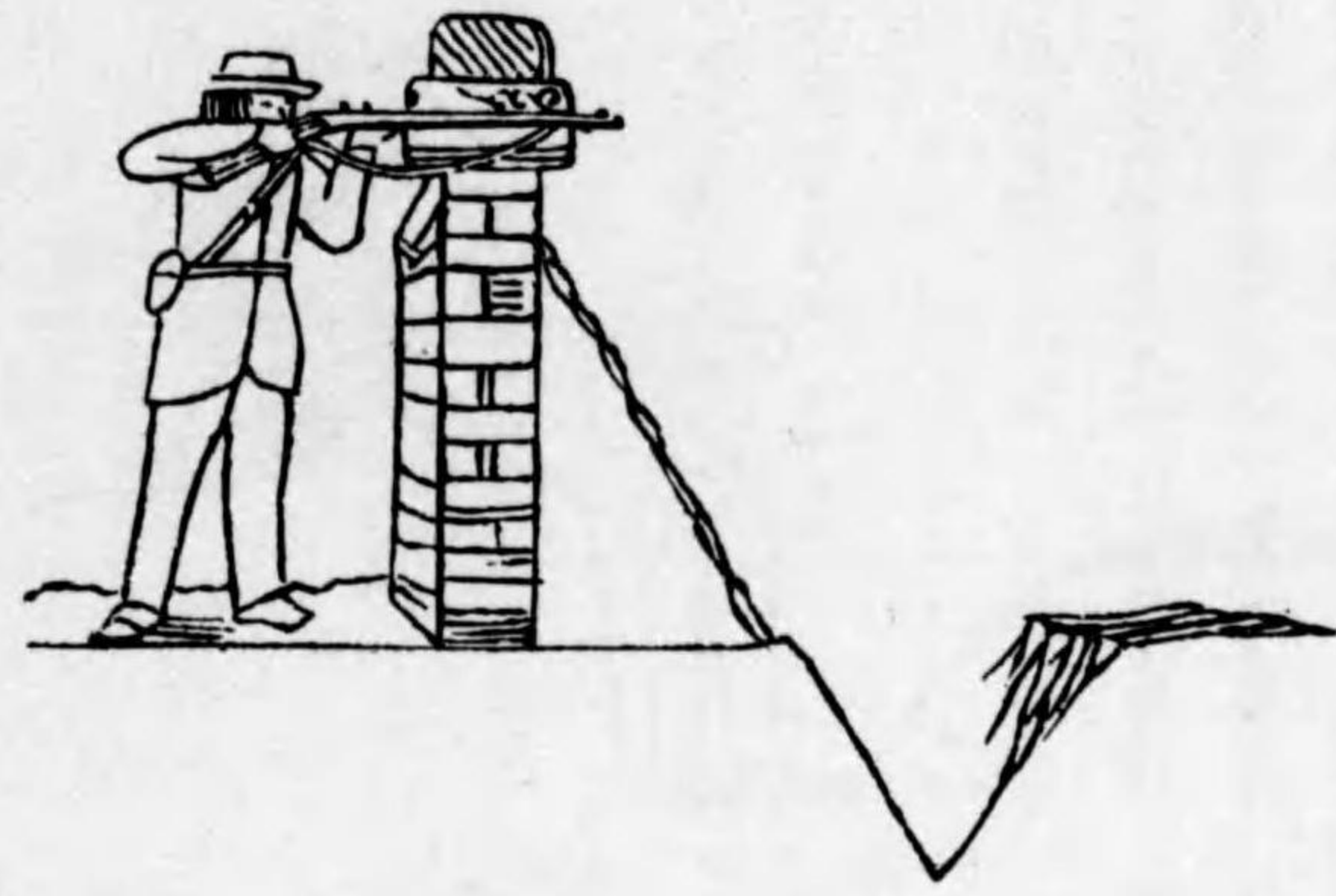
(圖九第)

左の圖は溝の内に居て土堤の外を防ぐ法なり其土堤若し六尺よりも高くばこれを切落とす可し都て自然の土堤を砦となすには土堤の頂の幅を削りて一尺五寸斗に爲す可し溝の内より放發するには其底を平になし若し甚だ深ければ踏臺を用ゆ可し

(第十圖)

七寸三分の燒瓦を積立たる

塀は小銃の玉を防ぐ可し(日本には燒瓦の塀なし先づ鍊塀を以てこれに當つ可し但し鍊塀に玉の通るや否やは譯者これを知らず兵士宜しく自から試む可し)



(圖一十第)

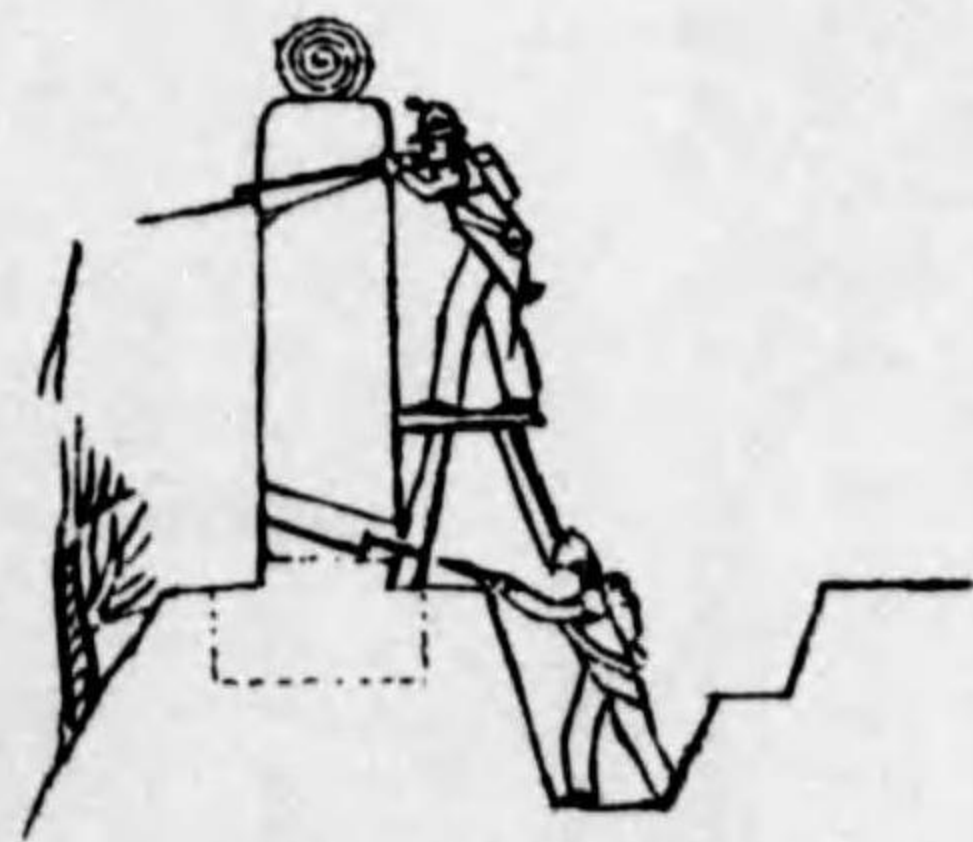
この塀の高さ四尺なるものは別段手を入るるに及ばず唯其頂に砂の袋を積立て銃眼を作るのみ若し間合あらば塀の外に溝を掘て其土を塀の際に掻揚ぐ可し(第十一圖)

練塀の高さ一丈五尺なれば地面より八尺の處と塀の頂上とへ銃眼を二段に開き足場を架て放發す可し(第十二圖)



(圖二十第)

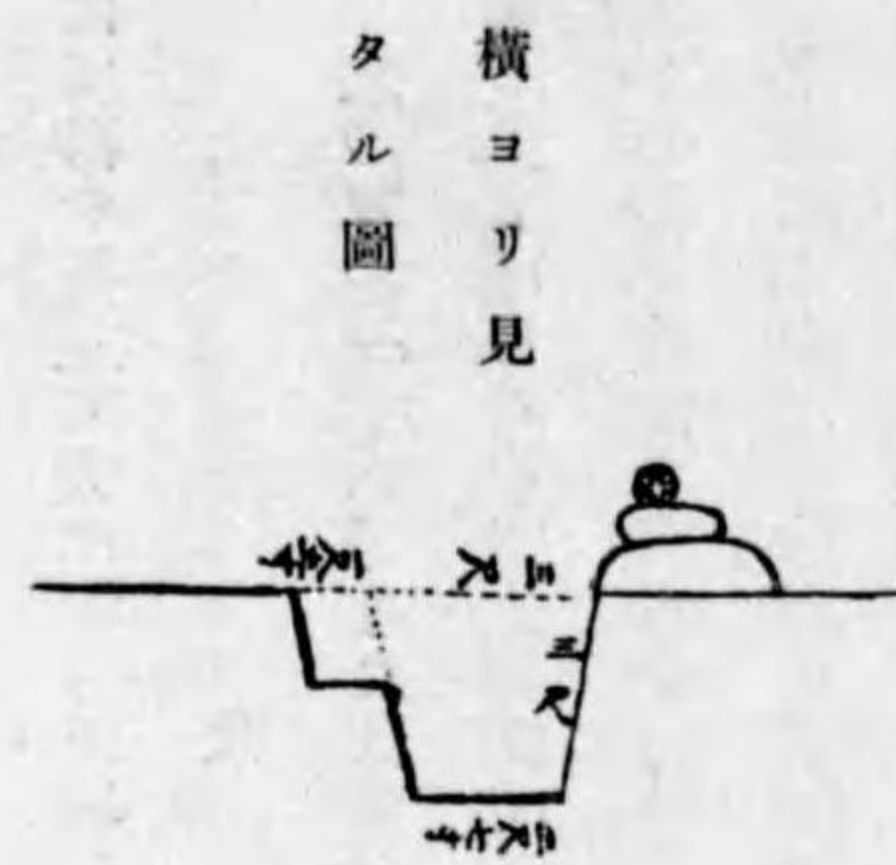
高さ八尺の練塀にても二段に銃眼を開く可し但し下段より放發するには塀の内に溝を掘りて其中に立ち上段より放發するには足場を架べし(第十三圖)



(圖三十第)

急場の際には何品にても防禦に用ゆ可らざるものなし或は桶に砂を盛り或は俵に土を詰め或は米俵或は炭俵、綿の俵、反物の包、疊、飼葉、瓦、切石等を

積立て假に一時の砦となす可し又或は樹木を切倒し柱を横たへ大八車、鋤、熊手、涼棚、踏臺、桶、籠、雜具雜物を道路に投出し綱にて繋合せて固く地面に留置くときは大に敵兵の通行を妨げて勝利を得ることあり



後ヨリ見
タル圖



上面ヨリ
見タル圖



(圖四十第)

又急卒の際に當て砦を築く間合なくば兵士は銘々に穴を掘て一身を防禦しこの穴の中より放發す可しこれを「ライフルピット」と云ふ其法地を掘ること四方三尺深さも三尺にして其土を前

の方に掻揚げ土の上に砂の袋を三つ積立て銃眼となし以て野戰砦の代用となす穴の後の方に段を付たるは出入を便利にするためなり(第十四圖)

河を渡る事

徒歩にて河を渡らんとするとき先づ第一に探索す可きことは左の條々なり即ち河底の堅きと軟なると凸凹なると平なると長きと短きと廣きと狭きと深きと浅きと流の急なると緩なると上り場の便利なると不便利なるとを吟味す可し○徒歩にて渡る可き水の深さは騎馬なれば四尺三寸を限とし歩兵なれば三尺二寸を限とす但し河の流甚だ急ならず且其流に従て斜に渡れば歩兵にても馬に取付きて四尺の水を渡る可しこれに反して河の流最も劇しく且其底に凸凹あれば

浅しと雖ども渡る可らず車を渡たすに其輪の中徑五尺なるものは深き四尺の水を渡るべし但し車中の物を濕すことなからんとするには二尺乃至二尺五寸より深き處を渡る可らず河の淺瀬は大抵其曲れる處の上下にて斜にあるものなり河底の足場に最も宜しきものは小石なり岩の滑るものは甚だ危し恐る可し底の様子を探索するには小舟を用ゆべきなれども舟なくば騎馬を用ひ或は水練に達したる者をして杖の端にてこれを探らしむ可し河の深くして渡る可らざる處は柴を束ねてこれを沈め其上に石を投じ次第に小石を棄て、底を作る可しこの術を用ゆれば狭き河は何程深くとも渡るべし河を渡上る處の地面軟ならば廣く柴を敷て人數を一時に上陸せしむ可し右の如く渡場の道を作るときは其道筋に沿ひ上流の方へ杭を立て目印となし或は又河の流急なればこの杭に綱を張て手寄となす可し○河の流急なるときは騎兵を上流に渡たし歩兵を下流に渡せば馬にて流の勢を殺ぐ可し然れども河の底砂なれば騎兵は後に渡す可し馬の足にて砂を撮立て大に深さを増して歩兵の難澁することあり

氷の上を渡る事

氷の厚さ一寸六分なれば歩兵を渡たす可し三寸二分なれば騎兵及び輕き大砲を渡たす可し四寸八分なれば重き大砲を渡たす可し六寸四分なれば二十四斤の大砲を橋に載せて渡たす可し但し六寸四分の氷には一尺四方に付き重さ千斤以上の物を渡たす可らず
氷の厚さ未だ十分ならざれば茅を刈て氷の上に敷きこれに水を灌で凍れば又水を灌ぎ次第に厚き氷を作て重き車にても渡たす可し

敵の大砲を釘打つ事

大砲の火門に釘を打つ趣意は敵をしてこれを用ゆることなからしめんがためなり其法鋸の齒の如く疵付たる剛鐵の釘を火門に打込み釘の端を砲の外面に等しく切りて尙これを打ち火門の内にて釘の端を打潰す可し或は剛鐵の釘なくば尋常の釘に頭なきものを用ゆるもよし或は又彈丸に切を巻き筒の底に打込み尙又これに鐵の栓をさすことあり銅製の大砲なれば破裂彈を込め筒の内にて破裂せしめ或は彈丸の碎片を込め過重の火藥を以て放發し筒の内面を損ず可し或は又多量の火藥を込め其上に筒口まで砂を詰て放發することあり或は二挺の筒を筒口と筒口と向合せて放發することあり或は火を以て筒の前部を燒きこれを打ち曲ぐる事あり或は又鐵製の筒なれば其軸を打折り或は多量の火藥を込め筒の底より筒口に至るまで彈丸を詰め勾配を高くしてこれを放發しこれに由て其筒を破裂することあり

釘打たる大砲を繕ふ事

火門に打込たる釘に螺旋の仕掛なくば筒口より彈丸半量の火藥を込め其上に麻屑枯草等種々の雜物を固く詰込み筒口より長く道火を附て火藥を發すれば其勢にて火門の釘を抜くべし但し銅製の筒なれば火門の釘の周圍を少しく掘てこれに硫酸を灌ぎ一二時を経て後に此の術を施す可し○右の如く度々試て功を遂げざれば止を得ずして銅の筒なれば火門の螺旋を抜き鐵の筒なれば鑿して釘を抜くより他に方術なし
筒の中に栓を以て打込たる彈丸を抜くには先づ火門の螺旋を抜き其孔より轄を打込て彈丸を少しく前の方へ押し又これを本に返して彈の周圍にさしたる栓を抜くべし或は其栓を抜かずして彈丸の本に火藥を込めて火を點することもあり百方に術を盡して彈丸を出だすこと能はずば筒の底に大なる孔を明けてこれより彈丸を出だし又この孔を塞ぐべし

陣中死刑十四ヶ條の事

亞米利加合衆國の軍律に於て死刑に行ふ罪狀左の如し

第一陣中に於て謀反を企て或は之を煽動し或はこれに一味する者

第二謀反人を見てこれを取押へざる者或は謀反の様子を知てこれを指揮官へ告ざる者

第三上官の號令に従はず或は上官の人に向て亂暴を働き或はこれを打擲し或はこれに武器を指向けたる者

第四戰爭のときに持前の職分を怠りたる者

第五士官又は兵卒に勸めて其持前の職分を怠たらしめたる者

第六番兵の眠たる者或は當番の交代を待たずして番所を去たる者

第七謂なく鐵砲を放ち或は劍を抜き或は太鼓を打て兵隊を騒がしたる者

第八兵隊へ食料其他必要の品を持來りし者へ對して亂暴を働きし者

第九敵に對して不行跡なる體を示し或は卑怯にして守る可き場所を棄て遁逃し或は人に勸めて遁逃せしめ或は彈藥

武器を棄て或は職分を忘れて敵の物を掠奪したる者

第十相圖の言葉ことばを謂なく人へ告たる者或は相圖の言葉を誤たる者

第十一他國にて「セーフガルド」の趣意を破たる者（平人を守護するため其者へ渡したる印鑑切手の類）

第十二金錢食料彈藥を敵に與へ或は竊に敵を助けたる者

第十三敵に内通したる者

第十四指揮官に迫り敵に降參せしめ或は城を明渡さしめし者

慶應義塾關係

慶應義塾之記

註 これは慶應四年(即ち明治元年)先生が築地鐵砲洲の家塾を芝新錢座に移し、時の年號に因んで慶應義塾と名づけたとき、塾の主義精神を廣く知らしめるため印刷頒布したものである。(編者)

今爰に會社を立て義塾を創め同志諸子相共に講究切磋し以て洋學に従事するや事本と私にあらず廣く之を世に公にし士民を問はず苟も志あるものをして來學せしめんを欲するなり抑も洋學の由て興りし其始を尋るに昔享保の頃長崎の譯官某等蘭通市の便を計り其國の書を讀習はんことを訴へしが速に允可を賜りぬ即ち我邦の人横行の文字を讀習ふの始めなり其後寶曆明和の頃青木昆陽命を奉じて其學を首唱し又前野蘭化桂川甫周杉田鶴齋等起り專精して以て和蘭の學に志し相與に切磋し各得る所ありと雖も洋學草昧の世なれば書籍甚乏しく且之を學ぶに師友なければ遠く長崎の譯官に就て其疑を叩き偶々和蘭人に逢はば其實を質せり蓋此人々孰れも英邁卓絶の士なれば只管自我作古の業にのみ心を委ね日夜研精し寢食を忘るゝに至れり或は傳ふ蘭化翁長崎に往きて和蘭語七百餘言を學得たりと是に由て古人力を用ゆるの切なると其學の難きとを察すべし其後大槻玄澤宇田川槐園等繼起し降て天保弘化の際に至り宇田川榛齋父子坪井信道箕作阮甫杉田成卿兄弟及緒方洪庵等接踵輩出せり是際や讀書譯文の法漸く開け諸家翻譯の書陸續世に出

ると雖も概ね和蘭の醫籍に止りて旁ら其窮理天文地理化學等の數科に及のみ故に當時此學を稱して蘭學と曰へり蓋是時と雖も通商の國は和蘭一州に限り其來舶するや唯西陲の一長崎のみなれば尙書籍の乏きに論なく總て修學の道甚便ならざれば未だ隔靴の憾を免れず然るに嘉永の季亞美理駕人我に渡來し始めて和親貿易の盟約を結び又其好を英佛魯等の諸國に通ぜしより我邦の形勢終に一變し世の士君子皆彼國の事情に通ずるの要務たるを知り因て百般の學科一時に興り各其學を首唱し生徒を教育し此に至りて始て洋學の名起れり是豈文學の一大進歩ならずや願ふに一專一運の將に開かんとするや進むに必ず漸を以てす譬へば猶樓閣に上るに階級あるが如し乃ち天保弘化の際蘭學の行はれしは寶曆明和の諸哲これが初階を成し方今洋學の盛なるは各國の通好に因ると雖も實に天保弘化の諸公之が次階を成せり然則吾黨今日の盛際に遇ふも古人の賜に非ざるを得んや抑も洋學の以て洋學たる所や天然に胚胎し物理を格致し人道を訓誨し身世を營求するの業にして眞實無妄細大備具せざるは無く人として學ばざる可らざるの要務なれば之を天眞の學と謂て可ならんか吾黨此學に従事する茲に年ありと雖も僅かに一斑を窺ひて百科浩濶常に望洋の嘆を免れず實に一大事業と稱す可し然ども難きを見て爲ざるは丈夫の志にあらず益あるを知て興さざるは報國の義なきに似たり蓋此學を世に擴めんには學校の規律を彼に取り生徒を教導するを先務とす仍て吾黨の士相與に謀て私に彼の共立學校の制に倣ひ一小區の學舎を設けこれを創立の年號に取て假に慶應義塾と名く今茲四月某日土木功を竣め新に舎の規律勸戒を立てり冀くは吾黨の士千里笈を擔ふて此に集り才を育し智を養ひ進退必ず禮を守り交際必ず誼を重じ以て他日世に濟す者あらば亦國家の爲に小補なきにあらず且又後來此學に倣ひ益々其結構を大にし益々其會社を盛にし以て後來の吾曹を視ること猶吾曹の先哲を慕ふが如きを得ば豈亦一大快事ならずや嗚呼吾黨の士協同勉勵して其功を奏せよ

中元祝酒之記

西洋事情外篇の初卷に云へることあり人若し其天與の才力を活用するに當て心身の自由を得ざれば才力共に用を爲さず故に世界中何等の國を論ぜず何等の人種たるを問はず人々自から其身體を自由にするは天道の法則なり即ち人は其人の人に於て猶天下は天下の天下なりと云ふが如し其生るゝや束縛せらるゝことなく天より附與せられたる自主自由の通義は賣る可らず亦買ふ可らず人として其行を正ふし他の妨を爲すに非ざれば云々と

春來國事多端遂に干戈を動かすに至り帷幄の士は内に焦慮し干役の兵は外に曝骨し人情恟々延て今日に至る於是世の士君子或は筆を投て戎軒を事とするあり或は一書生たるを倦て百夫の長たらんとするあり或は農を廢して兵たる者あり商を轉じて士たる者あり士を去て商を營む者あり事緒紛紜物論喋々亦文事を顧るに遑あらず嗚呼是革命の世に通る可らざるの事變なる可きのみ此際に當て獨我義塾同社の士固く舊物を守て志業を變ぜず其好む所の書を讀み其尊ぶ所の道を修め日夜茲に講究し起居常時に異なることなし以て悠然世と相居て遠近内外の新聞の如きもこれを聞くを好まず唯自ら信じ自ら樂み其道を達するに汲々たれば人亦これに告るに新聞を以てする者少く世間の情態亦何様たるを知らず社中自ら此塾を評して天下の一桃源と稱し其景況全く世と相反するに似たり然りと雖もよく事理を詳し其由る所其安する所を視察せば人各々其才に所長あり其志に所好あり所好は必ず長し所長は必ず好む今天下の士君子専ら世事に執掌し干城の業を事とするも或は止を得ざるに出づると雖も自ら其所長所好なからざるを得ず故に彼の士君子も天與の自由を得て其素志を施すものと云ふ可し又我黨の士幽窓の下に居て秋夜月光に講究すること舊日に異なること

なきを得て修心開知の道を樂み私に濟世の一斑を達するは豈亦天與の自由を得るものと云ざる可けんや然ば則ち我輩の所業其形は世情と相反するに似たりと雖も其實は共に天道の法則に従て天賦の才力を用ゆるの外ならざれば此彼の間毫も相戻ることなし前日の事既に已に斯の如し後日の事亦將に斯の如くなるべければ我黨の士自ら阿らず自ら曲げず已に誇ることなく人を卑むことなく夙夜業を勉て天の我に與ふる所のものを慢にすることなくんば豈唯社中の慶のみならん抑も天の此文を喪ざるの深意なる可し本日偶ま中元同社手から酒肴を調理し一杯を舉て文運の地に墜ざるを祝す

慶應四年戊辰七月

慶應義塾同社 誌

慶應義塾新議

去年の春我慶應義塾を開きしに有志の輩四方より集り數月を出でずして塾舎百餘人の定員既に滿て今年初夏の頃よりは通ひに來學せんとする人までも講堂の狭きゆへを以て斷り居れり由て此度は又社中申合せ汐留奥平侯の屋鋪中に明きたる長屋を借用し假に義塾出張の講堂となし生徒の人員を限らず教授の行届くだけ勉て初學の人を導んとするに決せり日本國中の人商工農士の差別なく洋學に志あらん者は來り學ぶべし

一 入社の様式は金三兩を拂ふべし

一 受教の費は毎月金二分づゝ拂ふべし

一 盆と暮と金千匹づゝ納むべし

但し金を納るに水引のしを用ゆべからず
一此度出張の講堂は講書教授の場所のみにて眠食の部屋なし遠國より來る人は近所へ旅宿すべし隨分手軽に滞留すべし宿もあるべし

一社中に入らんとする者は芝新錢座慶應義塾へ來り當番の塾長に謀るべし

一義塾讀書の順序は大略左の如し

社中に入り先づ西洋のいろはを覺へ理學初歩歟又は文法書を読む此間三ヶ月を費す

三ヶ月終て地理書又は窮理書一冊を読むこの間六ヶ月を費す

六ヶ月終て歴史一冊を読む此間又六ヶ月を費す

右何れも素讀の教を受くこれにて大抵洋書を読む味も分り字引を用ひ先進の人へ不審を聞けば銘々思々の書をも試に讀むべくむつかしき書の講義を聞ても隨分其意味を解すべし先これを獨學の手始とす且又會讀は入社後三四ヶ月にて始むこれにて大に讀書の力を増すべし

右の如く三ヶ月と六ヶ月と又六ヶ月にて一年三月なり決して此間に成學するといふにはあらず勿論人々の才不才もあれども大凡これまで中等の人物を経験したる所を記せしものなり獨見も出來翻譯も出來教授も出來次第に學問の上達するに従ひ次第に學問は六ツかしくなるものにて眞に成學したる者としては慶應義塾中一人もなし恐らくは日本國中にも洋學既に成れりといふ人物はあるまじく唯深淺の別あるのみ

一學費は物價の高下に由て定め難しされども先づ米の相場を一兩に一斗と見込み此割合にすれば假令ひ塾中に居るも

外に旅宿するも一ヶ月金六兩にて月俸月金結髪入湯筆紙の料洗濯の賃までも拂ふて不自由なかるべし但し飲酒は大惡事士君子たる者の禁すべきものなれば其入費を用意せざるは勿論なれども魚肉を喰はざれば人身滋養の趣旨に戻り生涯の患を遺すことあるゆへ折々は魚類獸肉を用ひ度ものなり一ヶ月六兩にては逆も肉食の沙汰に及び難し一年百兩ならば十分なるべし

一入社の後學業上達して教授の員に加はるときは其職分の高下に應じ塾中の積金を以て多少に衣食の料を給すべし生徒より受教の費を出さしむるはこれ等の爲めなり

一洋書の價は近來誠に下直なり且初學には書類の入用も少く大略左の如し

理學初歩	價一分一朱
義塾讀本文典	價一分
和英辭書	價三兩二步
地理書	一部に付
窮理書	貳兩より
歴史	四兩まで

右にて初學より一年半の間は不自由なし此外に價八九兩ばかりの英辭書一部を所持すれば最もよし

明治二年己巳八月

慶應義塾同社誌

私塾生徒へ公費給與廢止の布達に對する上申書

以書付奉申上候

三田二丁目續拜借地住居福澤諭吉申上候此度文部省より御達の趣向後私塾の生徒へ公費差出候儀は一切可致廢止但し東南兩校へ稽古願出候者は試験の上入學可被差許條拜承仕候私儀は兼て三田二丁目におゐて地所拜借私塾取建生徒も凡三百名執行致し居此度右御達しに付塾中取調べ候所府縣の公費にて執行の者過半有之以來公費御廢止相成候ては今日より差支候は申迄も無之甚敷は故郷へ歸路の旅費も無御座難無此上次第勿論兩校え罷出試験の上は入學も御差許可相成趣には候得共元來生徒の試験は讀書の巧拙のみを以て足るべきにあらす讀書は可なり出來候者にては行狀不
宜者は結局國家の用に適すべきにあらす學業の進歩は速ならざるも誠實に勉強致し行々の見込有之人物は不少儀其邊の吟味は遽に一日一席の試験を以て迎も詳に可致儀に無御座加之始て讀書に就き僅に半年敷一年の者は學業の試験可致方便も無之去迎其人物の良否を問はず是迄執行の年月にも拘らず唯今日の有様を試験し其學業未熟なりとてこれを放逐可致理も有之間敷且又官の學校と云ひ私立の學校と云ふも唯其相違は教師の官員に列すると否とのみにて教授の法は大同小異詰り日本國の生徒を導き文學を開候儀此迄とて諸方の私塾より人物の出候儀は不少然るに今私塾の生徒えのみ公費御差留と御座候ては現在文學の一路を塞ぎ候次第に付私方の塾の生徒は兩校え試験の御趣意を奉伺其例に倣ひ私にて試験仕其次第に由り見込の者えは公費御渡し相成候様仕度私塾の生徒に候得ば朝夕親しく教授もいたし候者に付大抵其人物の良否も相分り居且亦學業の試験は此迄も春秋兩度被行居候仕來にて即ち當三月は其期に候間此亦

詳に生徒の甲乙を定め可申或は私共の試験に不行届の儀も可有之に付文部省より御立合も被下候はゞ無此上も儀に御座候兎に角に方今天下に文學の洽からざるは國家の一大缺典官私を問はず全國内に數千百の學校を建立致し度は固より私共の志願のみならず乍恐政府にても其御趣意と奉察居候折柄此度御達の趣何分にも疑惑仕候に付忌諱を憚らず此段奉願候以上

申三月

福澤諭吉

慶應義塾衣服仕立局

府下三田二丁目慶應義塾内へ衣服仕立局を開けり其報狀に

洋服の便利なるは今更言ふに及ばず然るに今普ねく世に行はれざるは其品柄上等にして直段高き故なり是を買ふ者も玩物の積りにて或は價の高下に頓著せざる者ありこの流の人は財貨に飽きたる金穴ならん左れども世の中に斯る金穴の多かるべきにもあらず一年に拾兩の給金を取り二拾兩の洋服を買はんとするも出來がたき相談なり二拾人の丁稚に拾五兩づゝの筒袖を仕著するは親方も骨折ならん洋學書生三拾兩の金札を擲て一揃の洋服を注文せば半年の學資はこれのために空しからん此度我仕立場にて製する洋服は中等以下世間の日用に適して事實に便利なるものを主とするなり若し或は金を惜まぬ大人の需めあらば何程上等の品をもために製すべし此仕立場にては唯洋服のみならず日本流の仕立をも兼ね羽織小袖の仕立洗張より襦袢下帶足袋の洗濯に至まで些細の仕事にも注文を受くべし其法他に異なるなし唯日限を違へずして事を正しくするのみ右二條は客に告る口上なり今又こゝに仕立場を開きし趣意を記すこと

私塾生徒へ公費給與廢止の布達に對する上申書

慶應義塾衣服仕立局

七七

左の如し

凡そ人たる者は男女の差別なく生涯他人の厄介にならぬやう心掛べき筈なるに世の人或は此義を知らず殊に都會繁華の地に住居する婦人女子などは田舎暮しの艱苦をば見しこともなくして柔弱に生ひ育ち只管男子に依頼して衣食を求め其身は却て我儘を恣にする者多し或は美服を好み或は絲竹に耽り字を知らず數を知らずよく子を生で子を教ゆるの道を知らず終日閑居爲す事なしたまゝ針を撮むことあるも其一心に謂へらく猿若町の狂言今如何淺草の賑ひ定て云々と我を忘れ家を忘れ實に頼母しからぬ風俗と云ふべし畢竟婦人に相當すべき職業なき故此惡弊をも致すなり抑も世間の事は患るに違あらずせめて我慶應義塾の社中丈には一人として斯る無頼の婦人あるべからず假令ひこれ有んとするもこれを防がざるべからず依て此度塾の地面内福澤諭吉の舊宅を以て假に仕立の局と爲し無用の婦人をして業に就しめんがため事を始めたり追々其職業繁昌し婦人も他の厄介とならずして自から衣食するに至らば仕事の暇に讀書算盤の稽古をも開くべし今よりは唯世間にして此局を信じ仕事の日に多からんことを待つのみ(明治五年十月發兌「新聞雜誌」第六十二號所載)

慶應義塾教則變更に關する告示

我輩の學び教ふる所の學問を區別すればこれを二に分つべし廣く西洋の書を読み或はこれを口に講じ或はこれを書に譯して彼の文明の風を速に世に傳へ以て國力を増さんとするに急なれば西洋の學校に行はるゝ學問の順序を顧るに違あらず先づ其文典を読み直に地理書を學ぶ者あり經濟論を講ずる者あり唯本國の時勢を察して其急務に供するのみ其

趣恰も儒者の漢書を読むが如し教授の順序に拘はらずして急成を主とするものなり今の所謂洋學者は大概皆是なりこれを變則とも名く可き乎

凡天下の讀書生年齢二十三を過ぎ其才氣既に發生したる者は必ず此變則に由らざるべからず其學問不規則なりと雖も三五年の勉強を以て業を成し世教に益あること學て云ふべからず

右の如く變則より洋學に入りたる者は學問の順序を経ざるゆへ一に明なるも二を知らず西洋にては十歳の童子も暗誦する事柄に遭ふて其辨解に困却すること少からず故に此輩の人は今日の用を達するには有力なるも眞にこれを目して學者と云ふべからず方今學問の道漸く開け世の士君子其子弟を教へんとする者多ければ少年の爲更に學風を改め教則を設けざるべからず其法は全く西洋學校の風に倣て其眞面目を寫し兒童をして十歳前後の時より本則の學科に就かしめ唯横文のみならず日本の文をも學ばしめて七八年の間に大成を期するものなり或はこゝに學ぶこと半にして西洋に遊學することあるも唯全璧の半を缺くのみなれば續て彼學校に入るも嘗て學びし所のものを棄るに非ずして唯これを潤色するを得べし此學問の法を正則とも名くべき乎△ ○

正則變則の利害大概右の如し世間にてはこの變正の義を誤り唯音を正すものを正則音を正さざるものを變則と思ふ者もあらん乎誤謬の大なるものなり音の正しきものにて變則あり音の正しからざるのみならず日本の書を横文と並用ひても正則あるなり

此度我義塾を二に分ち一を本校とし正則の教を設け一を分校と名け變則の教を設ることに決議せり受教の社中は自己の年齢と其身の有様とを熟考し或はこれを父兄に謀りて何れの校に就くべき乎其進退を決すべし其規則等は別紙の

如し……

抑も人たる者は世の事物におゐて漫に古の人を慕ふべからず古人其一を爲せば我は其十を爲し古人寸を進れば我は尺を達すべし學問も亦これに同じ昔日寶曆年間の蘭學者を見れば其志は感すべしと雖も其學業の拙に至てはこれを慙笑すべきにあらずや今の洋學先生なる者果して何者なるや其本を尋れば僅に辭書に由り稀に外人に接して讀む所の書數冊に過ぎず唯洋學の一斑を窺得たるのみ彼の學校の正教に至ては未だ萬分の一を明にしたる者にあらず後進の生徒春秋に富み才力正に發生の時節宜しく志を遠大にして成業の後は今日の洋學先生を慙笑する時を期すべし

されば今些々たる差支を以て正則を恐れ枉て變則に就き我輩自家の無則の教を學ぶは或はこれを無勇姑息ともいふべきなり故に此度規則に十七歳以下の者は分校に入るを許さず或は十七歳以上の者も僅に學資を備へ勉強の意あらん者は本校の學に就くべきなれ

註 明治六年義塾の學科課程に正則變則の別を設けたとき其趣意を記した草稿で、文中點線の個所には貼紙又は挿入があつたもののやうであるが、其本文のみより残つてゐない。(編者)

慶應義塾改革の議案

一我慶應義塾教育の本旨は人の上に立て人を治るの道を學ぶに非ず又人の下に立て人に治めらるゝの道を學ぶに非ず正に社會の義務を盡さんとするものなれば常に其精神を高尙の地位に安置せざる可らず

一學問の目的を爰に定め其術は讀書を以て第一歩とす而して其書は有形學及び數學より始む、地學、窮理學、化學、

算術、等是なり次で史學、經濟學、修身學等諸科の理學に至る可し何等の事故あるも此順序を誤る可らず

一此他東西作文の法も學ばざる可らず語學も傳習せざる可らず、演說辯論にも慣れざる可らず、學者の事業頗る繁多なりと云ふ可し目今の有様を見るに社中の生徒のみならず教師の員に在る者と雖も其學業固より不十分にして未だ學者の名を下だす可らざる者と云ふ可し

一社中素より學費に乏しければ少しく讀書に上達したる者は半學半教の法を以て今日に至るまで勉強したることなり此法は資本なき學塾に於て今後も尙存す可きものなり

一然るに年月の沿革に従ひ或は社中の教師たる者教場の忙はしきに迫られ教を先きにして學を後にするの弊なしと云ふ可らず方今世上の有様を察するに文化日に進み朋友の間にも三日見ずして人品を異にする者尠なしとせず斯る時勢の最中に居て空しく一身の進歩を怠るは學者のために最も悲しむ可きことなり故に今日より數年の間は定めて半學半教の旨を持続せざる可らず

一此半學半教の法に由て勉強せんとするには教師たる者は僅に一身の爲に粗末なる衣食を給し折々必用の書籍を買ふ丈けの金を得て足れりとし餘計の金を得るの代りに銘々勉強の時間を多くせざる可らず概して云へば此塾の教授は一家の生計を求る爲に非ず唯一時自己の學費を得るの方便たる可きのみ

一社中一己の學費は凡一月十圓乃至二十圓にして足る可し此二十圓の金を得るために費す時間は勉めて少なくして其金の割合は勉めて多くせざる可らず此趣意に基き塾法を改革すること左の條々の如し

第一

一教師たる者教授の時間を少なくするが爲には其員を増さざる可らず依て雇教師等の名目は之を廢し卒業生及び其他より人を選ぶ可し

第二

一教授料の割合は多くせざる可らず依て役料の割合を減す

第三

一塾監會計の員を省き給料をも減す可きなれども第六校長の人物に乏しくして一時の變革行はれ難きに付其事務を分ち塾監會計に任し當分は凡一月二十圓と定む

第四

一寮長局長等の給料を廢し教師たる者適宜の部屋に居て取締を爲す但し教師に限り十分に部屋を給すべし或は無月俸たるも可なり

第五

一教師は成る丈けの都合を以て入塾可し

第六

一校長一名統轄の任に當り教場は勿論諸務會計の事に至るまで一切これを預り知る可し其月料當分の間凡一月四十圓

第七

一教師たるもの毎夜順番を以て各室を改め校長塾監會計等も隨時自から見廻る可し

第八

一諸教師へ教授の科目を配し其時間を定るは校長の職分なり其趣意は教員をして多く私學の時間を得せしむるを旨とす凡一日一二時間を限る但し教場の都合に由て止を得ざるときは別段の處置ある可し

第九

一平常の塾務の外に議席を設け校長及び年長の教員或は嘗て教員に列し其後も常に塾の事に心を用る人は一年三度試業の後に集會を催す

第十

一教場に用ゆ可き書籍の選み教授の方嚮を相談する爲め一つの集會を始め當分某々の人を以て其會員と爲す可し

第十一

一教師の選み、會計の始末、塾舎の普請、教師の給料、庭園の模様替、月金入社金の増減、全年の會計を調る爲め一つの集會を設け福澤諭吉之が長となり校長及び二三の會員を選み之と議す可し
右の如く定め此他校長塾監會計の職務より食堂賄所等の事務に至るまで舊に異なることなかる可し

明治九年三月

福澤諭吉記

慶應義塾會議講習會規則

門閥獨斷の風止て會議公論興る自然の勢なり今後我日本に於て事大小の差なく又官私の別なく一切萬事會議公論を

以て成る固より疑を容れず今日我輩立身の方向は人々の好尚に由る可しとは雖も何等の點に向ふも必ず會議公論中の一名たる可き亦自然の勢にして明に前知す可き所なり然ば則ち今に在て其會議公論の方法を研究するは萬止む可らざるの急務なり本塾元來演説の會ありと雖も未だ會議の方法を講習するに及ばず遺憾と云ふ可し依て我輩同志相謀て其規則の草案を作ること左の如し社中の諸君之に同意して事を共にすることあらば幸甚

慶應義塾會議講習會規則

第一

一本會は一般に會議の方法を講習するものなり

第二條

一本會の旨は唯講習の爲なれば其議題なるもの今世の實際に適すると否とは之を問ふことなし

第五條

一會員は本塾新舊の社中に限る或は他より加入せんことを乞ふ者あらば衆議を以て其可否を決す可し

第六條

一會長一名を撰び毎三會これを改撰す

第七條

一毎會書記二名を撰擧す

第八條

一議題は毎會々員の中より之を議長に呈し次會に議す可きものを撰て之を朗讀し尙其草案△(を)一見せんと欲する者は議長又は書記の許に至て之を見る可し

第九條

一前會に議題を呈したる者は次會に於て原案答辯者たる可し

第十條

一都て議場の體裁は勉て整々堂々を旨として議事の事柄よりも其方法を講習すること專一たる可し

註 此箇條書には脱漏及び挿入の部分があるやうであるが、すべて原文の儘こゝに掲載する。(編者)

慶應義塾生徒徴兵免役に關する願書

當學塾の儀は安政五年の開基本年に至る迄二十七年に相成最初の程は鐵砲洲舊奥平藩邸中の一小家塾にて何塾と申す名義さへ無之唯荷蘭書の讀方を教授致居候處其頃外國假條約も出來追々外國人の渡來不少蘭書のみ讀候ても萬事不自由の義も有之候に付塾中の課業一切英學に改め生徒も次第に相増し塾舎手狭に相成候に付慶應四年正月(同年九月明治改元)芝新錢座へ轉居少々斗り普請等も仕最早家塾とも難申に付假に慶應義塾と唱へ不相替英書教授罷在候處明治三年十一月東京府より御呼出にて

福澤諭吉

其方儀近來廣く洋書を譯述し許多の生徒を引立裨益不少候に付出格の譯を以て三田二丁目島原藩上ヶ邸壹萬千八

慶應義塾生徒徴兵免役に關する願書

百五拾六坪願の通り拜借の義御許容相成候尤相當の地代可相納候此段申渡候事 但し同所に有之候家作悉皆御拂下相成候間代金七百六十九兩貳分一朱可致上納事

庚午十一月

東京府御印

右の通出格の御沙汰を蒙り翌明治四年春拜借地へ引移の後も入社生徒は日増に多く寄宿通學の者合して常に三百名兩三年前より尙一層の多人數にて昨今の現員は凡五百餘名も有之開基以來入社帳簿に記し候者のみにても本年一月迄四千三百壹名に相成候

塾中學則の儀は私塾の事に候得ば書籍器械等も甚不自由にて十分に行届不申初學の者へは専ら物理學を授け次第に上達致すに従ひ益其學業を練磨して事物緻密の理を解候様其力を養ふが爲には英米の書籍中より難文の書を擇て其文意を解釋し其事理を會得するの修業爲致候右の次第にて當塾の教場は乍不行届西洋の書を讀み西洋の事柄を知る者は隨分出來其課程も餘り低からず候哉明治九年生徒徵兵免役の義に付東京府へ伺書差出候處府廳より陸軍省へ具申の上當塾へ御指令相成候始末左の通りに候

慶應義塾生徒徵兵免役の義に付奉伺候

當私塾は専ら英語を教授し官立の中學校師範學校又は英語學校の體裁に類似し其學則は豫備本科の二様に分ち毎月末の試験を以て各等の順序を定め尙一年二度の大試業に由て登級退級するの法にて生徒の才不才に由り學業の進歩に遲速は有之候得共年來實驗を以て平均すれば三年乃至四年の勉強を積み始めて本科第三等に登級すべき仕組に相成居候右の次第に付徵兵令參考第廿條に照し候得ば當塾本科第三等の生徒は官立外國語學校三ヶ年間の教科

を卒業したる生徒に相當の者と奉存候に付向後右の廉を以て第三等の生徒及び其以上の者へは徵兵免役の爲め證書相渡則別紙學則一冊相添此段奉伺候也

明治九年十一月七日

慶應義塾社頭 福澤諭吉

東京府知事 楠本正隆殿

指令

伺の趣其塾三等以上の生徒にして科目證書相渡したる者は徵兵免役と可相心得事

明治十年一月八日

東京府知事 楠本正隆

右の次第にて當塾三等生以上の者は免役の特典を蒙り候義も有之他に類例無之義と奉存候然る處今般重て徵兵令御改正に付ては全國の壯丁一様に兵役を負擔可致様相成公平無偏の御趣意とは竊に奉伺候得共又一方には文を重ぜらるるの御趣意にて御改正徵兵令中第十一條第十二條第十八條第十九條第廿條の數項は國中に學問を獎勵保護し少年生徒をして學事に望を抱かしむる爲には輕からざる特典と奉存候然るに此特典の及ぶ所は唯官立府縣立學校とのみ有之當私塾の如きは固より特典外の者に候得ば逆も保存の見込は無御坐一朝にして廢滅可仕は眼前の事に候得共斯く相成候ては私始教員の者共多年の丹精も水の泡に歸し候儀残念至極に不堪假令ひ是は一私塾の私情なりと致候も廿七ヶ年の日月不行届ながら塾中自然に教育法の習慣も出來又日本國中に塾の名を聞及遙々出京入社致候者も日々絶へざる程の仕誼に相成居候ものを俄に廢滅せしむるは私共より發言致すは如何敷候得とも虚心平氣に考へ天下教育の爲め惜しむべき様にも奉存候就ては誠に奉恐入候儀に御坐候得共前條學問保護の御趣意に被爲基候て當塾をも右特典部内の者と

慶應義塾生徒徵兵免役に關する願書

して官立府縣立學校同様の御取扱を蒙り候様仕度懇願の至りに候尤天下一般の御大法を被爲定候には小節目の差支を顧るに違あらず又全國諸私塾には甚しき大小高下ありて孰を大とし孰を小とすべきや其分界を立るも難き事に候得共去迎は又際限もなき次第何れにも行政官の御見込を以て臨時の御處分可相成義に御座候得ば私共より夫れ是れ可申上筋に無之唯諸私塾の中に在て當塾を觀れば學科の極て低き者にはあらず且當塾に限りて特別とも可申箇條を掲候得ば

- 一 開基以來廿七ヶ年は全國洋學私塾中に最も舊き者にて廿七ヶ年一日も中止したることなきは當塾に限り候
- 一 二十七ヶ年間に教授したる生徒の數四千三百壹名は全國私塾中に最數の多き者にて其生徒成業の上官員と爲り
- 一 官立公立私立學校の教員職員と爲り其他國中社會の表面に立ち事を爲す者の多きは當塾に限り候
- 一 許多の生徒を引立裨益不少の廉を以て地所拜借の特典を蒙りたる者も諸私塾中當塾に限り候
- 一 會て以前の徵兵令御發行中本科生徒三等以上免役の特典を蒙りたる者も諸私塾中當塾に限り候

右の次第に候得ば今度御改正の徵兵令中學問保護の御趣意に被爲基尙當塾の由緒并に今日現在の塾則學風教師生徒等の學力品行等篤と御取調の上幾重にも特典の御沙汰奉願候也

明治十七年一月

芝區三田二丁目二番地

東京府知事 芳川顯 正殿

慶應義塾々主 福澤諭 吉

慶應義塾督買法

本邸内に住居寄留するもの奥平一區の住人(註「奥平一區」とは元と塾の邸内に奥平家の住宅があつて其長屋に多數の者が住んでゐた。(編者))と通學生徒とを除くも尙五百餘人の數あり一年衣食の諸費を每人平均七十圓とするも合計四萬二千圓の金額なり用法の巧拙に由て損益する所決して少々ならざる可し而して其これを費す所は邸外の諸商店に於てし又は邸内に入出する諸商人の物を買ふより外ならず然るに此五百名の中大數は塾の生徒にして多くは各地方の少年固より都下の風に慣れず時に或は物價の高低を知らずして漫に錢を投ずることも多し又都下の商人等は物を賣るに客の身分を視て其價を二三にするの風を成し例へば肴屋八百屋其他の諸商人が同一の品物を持來り三田の町家に賣る價と此邸内に賣る價とは必ず何割かの相違あるを常とす何となれば邸内の人は先づ上流の士人のみにして買物に不案内なるが故に其不案内に乗じて多を求るの風なればなり塾員にても従前この邊に注意して定式の出入商人を限りたらば或は相識の人情を生じて尋常の價の外に食ふこともなからんと思ひ此法を用ひたることもありしかども其出入なるものは情誼を生ずるに反對して正に其者のために特典の姿となり出入の權己が一手に歸したり他より競争するものある可らずとて次第に物價を進め却て買者の不利を爲したることあり

右の次第なるを以て従前の出入商人の法は之を廢して更に入出を許し又時として之を差留め隨時自由自在に監督せんがため本塾に督買法を設け假に其條目を定むること左の如し

第一條

一 邸内の人の諸買物を監督する者一名を置き之れを慶應義塾督買と名く督買は義塾々監局に屬し常に局員と協議する事

慶應義塾督買法

第二條

一 督買は本塾生徒及び邸内住居人の買物を一見して其價を問ふことを得可し但し買主の都合にて之れを拒むものは強ゆ可らず

第三條

一 督買は本塾生徒及び邸内住居人が法外の價を以て物を買ふたるの實を知るときは之に忠告して他に購買の方便を授くることある可し

第四條

一 督買は邸内に入出入する諸商人洗濯屋及び門邊に在る人力車夫等を誰何し其物の價を聞き糺し賃錢を談ずることある可し

第五條

一 督買は前條の如くして其價又賃錢を非常なりと認むるときは他の商人又は車夫を導き來ることある可し或は便宜に依り自身にて物を買ひ之を生徒又は住居人に賣るも可なり但し自身の賣買は單に一時物價の標準を示すためものにして督買の性質は自から商賣せざるものとす

第六條

一 督買は生徒及び住居人の依頼に應じて品物を購買することある可しと雖も買物は其本務に非ざるが故に之に應ずると否とは時の都合次第に任す可し

第七條

一 督買に買物を依頼するときは價十圓以下の品物にて五分以下の手数料を取り以て諸費を辨す可し

第八條

一 督買の費用として一年百圓金を福澤より給す可し

右の條々を定めて之を試ること凡半年にして差支を生ずるときは又重ねて新法を工風す可し

明治十九年九月

福澤 諭 吉 立案

慶應義塾の小改革學生諸氏に告ぐ

慶應義塾學生の數は十數年來三百名と稱し其間様々の事情に従て増減はあれども多くして四百以上に上らず少くして二百以下に下らず平均したれば先づ三百を以て定數と見る可し然るに近時兩三年以來入學する者次第に増加して三百は四百と爲り四百より五百六百本年に至りては凡そ九百餘名の就學者あり右の次第にて従前の講堂は手狭にして人を容るゝに足らず又その建物も次第に破損して困却する折柄本塾維持社員中村道太君が新講堂建築費として金一萬餘圓を寄附せられて乃ち新築に著手し去年春の頃工を始めて本年度に落成し秋期以來は此講堂に教場を開いて便利少なからざる上に外見の美と共に内部の事も自から整頓して秩序紊亂の憂なきに至りしは偏に中村君の賜として謝する所なり

扱有形の講堂は右の如く誠に美にして遺憾なしと雖も無形の學事も亦共に一層の美を致さんとするは諭吉始め塾員

慶應義塾の小改革學生諸氏に告ぐ

一同の志願にして之を如何せんと云ふに現今の有様を見れば學生の数の増加と共に教師の數も増す可きは無論、近來は外國教師の數も少なからずして隨て庶務の繁多なるあり又學問日新の風潮に従て次第に教授法を改良せんとするに内國の事情外國の新説をも視察せざる可らず又新講堂の建築は既に落成したれども他に様々の工事あるのみならず邸内の取締、會計等の始末も甚だ大切にして百般の事務近來次第に多端なりと云ふ可し此際濱野定四郎君は校長に兼て建築の勞に任じ殆んど一年半の經營辛苦を経て漸く第一講堂は成を告げたれども更に第二講堂の建築今方に著手中なり今後都て是等の事は同君に托するに非ざれば社中更に斯の如き技倆を有して且實著實素親切の人を得べからず故に君に取りては定めて迷惑の事ながら今後の建築も又君を煩はざるを得ず然るに本塾の組織は諸氏の親しく目撃せらるゝ如く教授以上の人員甚だ少なく一方に教場の文事を司どりて此時には文林の學者なれども又一方には俗務を執りて純然たる俗吏に異ならず之を要するに一人にて尋常二三人の仕事を勤るの慣行にして辛ふじて今日までを維持したれども前に云へる如く塾生の數の増加と共に事務の多端に際し同君に托するに校長教師會計の事を以てして尙今後建築幹當の任あり抑も人の力には限あるものにて暫時は事の繁に耐ふ可きも永き年月に續く可きに非ず托する人の無理と托せらるゝ人の迷惑とは事の最も明白なる所なり仍て何とか工風して君の分擔を軽くせんと思ひ君にあらざれば他に適任の人を得難き事務を擧げて其擔任に附したり即ち其次第は濱野定四郎君を會計建築長に門野幾之進君を教場長に益田英次君を塾監に任じ各その執る所を別にして其任を專にしたるものなり但し此專任は專任なりと雖も苟も餘暇あれば教場に出席して他の教員と共に教授の事を執るは従前に異なることなかる可し如何となれば文事俗事を兼ね一身を以て二三様に運動するは我義塾固有の慣行なればなり

斯の如くして塾の總長は如何せんと云ふに諭吉か小幡篤次郎君か之に任ずれば相當ならんれども兩人とも甚だ多事にして殊に諭吉の如きは次第に年も老し少しは老餘の閑を偷んで身を養はんとするの欲もあり何分にも日々々の塾務に當ること能はず是に於てか社友にも相談して小泉信吉君を此總長の任に撰びたり此事決して偶然に非ざる其次第を述べんに小泉君は素より本塾出身の人にして其塾に入りたるは今を去ること二十餘年慶應年間、君の年齢十八歳の時なり其在塾中俊英博識の名を顯はしたるのみならず天賦溫良にして能く人に交ると同時に剛毅不撓の氣義を以て常に朋友間にも憚られたるは社中の知る所なり塾を去りて後は暫く文部省に奉職し後英國に遊學すること四年歸朝して横濱正金銀行の副頭取に撰ばれ行用を以て復た英國に行き歸來大藏省に奉職して此程まで在職なりしかども慶應義塾の事も日本社會に於て隨分輕からざることなればとて其次第を内々本省に申出して穩に辭職の旨を聞届けられたることなれば今後は専ら塾務に當ることなる可し小泉君の溫良剛毅を以て塾務を總べ濱野君の精確深識を以て會計を理し門野君の文才穎敏益田君の友愛活潑以て教場を視察し以て學生の進退を指示し其他内外の諸教員が今の如く同心協力して怠るなきに於ては學生の數は幾百千人に至るも之に處すること甚だ難からず人の子弟を誤ることなきは尙に保證する所なり

毎度申す如く慶應義塾は創立以來大改革とては一度も施したることなれども其間に改革は自然に行はれて常に止むことなし今回も例の如く少しく改革を行ふ其序に會計の事に及ぼさんとする其箇條は本塾地面の事なり此邸地凡そ一萬四千坪は元と諭吉が東京府より拜借し其後拂下を願ひ諭吉の名を以て地券を得たれども本人に於ては最初より此地面を利用して子孫に傳るの意なく地面は塾の地面にして自分は借地人の心得なれども何分にも地券面に福澤諭吉と記

名あるは恰も公私紛らはしき次第なるが故に今度地券面を改め福澤の名義より慶應義塾公共の所有に移し夫れより塾中に邸内支配の一局を開き邸地に關し又その住宅住居人に關する一切の事務を此局にて司どり塾務の一部分として其局長は濱野君の兼る所なる可し

小幡篤次郎君は諭吉が骨肉の兄弟に異ならず本塾創立以來共に力を盡したるは内外人の普く知る所にして其塾に關する關係も亦諭吉に異ならず近來塾務の繁多なるに付ても之を視るの責は固より兩人の分擔に歸し君も亦一入盡力す可しとのことなれば慶應義塾には一社二社頭あるものと知る可し是れは今日改めて申すにも及ばされども新入不案内の學生もあらんと思ひ序ながら報道するものなり

慶應義塾紀事

註 此紀事は明治十六年の起草に係り同二十二年多少修正を加へたものである。茲に掲ぐるは二十二年の版に據る。(編者)

履歷之事 本塾は安政五年の冬江戸鐵砲洲舊奥平藩邸内に設立したるを始めとして明治二十一年に至るまで正に三十年なり安政五年より文久二年の終に至るまで四箇年餘の間は生徒の就學する者新陳出入して常に數十名に過ぎず僅に一小家塾にして事の記す可きものもなく且塾の記録さへ詳ならざれば一切の紀事は文久三年正月より起て明治二十一年十二月に終るものとす

創立の初は荷蘭書のみを講じたりしが安政六年五國條約の事成り外國人の渡來も漸く繁多なるに付ては蘭書を以て時事に當るに足らざるを悟り専ら英文の讀法を研究し漸く之を生徒の教授に用ひたるは文久二三年の事なり是れより

生徒の數も次第に増加して慶應三年の頃には八十名より百名の數あり唯この時に當て本塾の困難は攘夷の國論中に圍まれて苟も洋學者とあれば一身の生命をも安んずるを得ざりしの一事故なり(此事は維新の後にも暫時流行したれども文久二三年の甚しきが如くならず)翌慶應四年即ち明治元年戊辰王政維新の事あり二百五十餘年來の大變にして在江戸の官立校は勿論、大都會中に一私塾の痕跡もなし恰も此騷擾の際に鐵砲洲の奥平邸は外國人の居留地たる可き約束を以て本塾も邸内に留まるを得ず之が爲めに前年冬芝新錢座に買入れたる地面あるを以て此に塾舎を新築して其功を竣りたるは戊辰四月の事にして其前は塾の名稱さへあらざれば今日より何か名を附けんとて人にも物にも差支なき其時の年號に取りて慶應義塾と名けたり蓋し明治元年に慶應の文字は不都合なるに似たれども改元の布告は同年九月のことにして本塾の竣功は四月なるを以て未だ明治の名を知らざりし時なればなり(今の芝區新錢座の攻玉塾は舊慶應義塾の處なり)塾舎既に成りたれども東西南北戦争の最中にして殊に東京は官賊兩軍の入り亂れたる場所なれば讀書には最も適當せず且塾中の生徒なる者は大抵皆諸藩の士族にして其父兄は無論本人も國事に關する者多くして漸く塾を退き百名に近き生徒が三十名に減じ其減少の極度は兩三日の間僅に十八名のみを存したることあり都下一般の人事は火の熄えたるが如くにして市に賣買する者なく、酒樓に飲む者なし、物情恟々唯謂れもなく四方に奔走するのみのことなりしかども幸にして本塾のみは一日も休業することなく彼の上野彰義隊の變は五月十五日の事なりしが其日は塾にて新舶來の英書「ウエーランド」氏經濟論の開講日に當り講義中生徒等は折々屋根に登りて上野の兵焰を遠見したることあり今にして考ふれば彈丸烟裏の讀書甚だ難きが如くなれども其然らずして安全なりしは畢竟當時の戦争は軍律正しくして且軍人一般の氣風も市民の私を犯すことなかりし事實として見る可し嘗に一私塾の幸のみならず我日

本國文明の美事なり又再考すれば學問の事と政治の事とは全く縁なきものにして政治の騷擾中も尙且安んじて學事を修む可し況して太平無事の日に政治と學問と分離すること甚だ易しとの實を證明するに足る可し

紀事の中の議論は之を開き扱維新の風雨も漸く收まるに従て國人の文思漸く舊に復し又新に發達して入社する者甚だ多く明治元年中にも既に百餘名の新入社あり同二年は二百五十餘名、同三年は三百餘名、次第に生徒の増加するに従て塾務も次第に繁多となり差向き新錢座の地所建物にては人を容るゝに足らざるの不自由を覺えたり

明治三年の冬三田二丁目嶋原侯の藩邸土地となりて直に其地所並に附屬の町地共合して凡そ一萬四千坪拜借の特命を蒙り在來の建物凡そ八百坪は嶋原侯より時價の低きものを以て讓受け尙大に新築して新舊の普請大略成を告げ乃ち新錢座を去て爰に轉じたるは明治四年春の事にして即ち今の東京芝區三田二丁目二番地慶應義塾是れなり轉居の後も入學の生徒は日に多くして學務と俗務と同時に之を理すること甚だ易からず就中諸藩の壯年士族が戰場より歸て直に學に就き其心事學動の淡泊にして活潑なるは眞に愛すべしと雖も舊時の殺氣尙未だ去らず動もすれば粗暴輕躁に走りて學塾の教場或は一小戰場たる可きの恐れ少なからず學者の沈黙を以て暗に之を化す可らず理論の深遠を以て直に之を論す可きものに非ざれば幹事も教員も共に與に活潑にして唯簡易輕便の一主義を以て生徒に交り漸く之に理を説き道を示して遂に以て學者の本色に誘導したることなり本塾の理事常に難しと雖も最も困みたるは維新以後三四年の間に在りとす

本塾の慣行にて塾中の生徒を大人中年童子の三種に分ち十三四歳より十五六歳を童子とし十六七より十八九を中年とし二十歳以上は則ち大人なり教場の教授には特に大中小の異同を問はずと雖も寄宿所は各其名稱に従て區別し三様に相混じて起居するを許さず蓋し年齢不同の者が雜居すれば大人は童子の戲謔喧騒の爲に妨げられ童子等は自から年長の風を學で言語學動早成の弊を免かれず甚しきは喫烟飲酒の惡習をも容易に視るの恐なきに非ず故に童子局にも中年局にも常に監督を置て朝夕局中の靜動を視察す其人は則ち教員中より撰ぶの法なり

右の如く本塾中に童子局の設あれども局に在る者は固より起居眠食の事を自から辨ぜざる可らず或は筆紙墨其他些少の買物等も錢を以て自身に購求することなれば些少なから出納の考なきを得ず然るに十二三歳以下十歳前後其最も稚きは六七歳の小兒にても父母の志厚ければ就學せしめんと欲する者あれども之を本塾に入れて其保護の責に任ずるは塾に於て最も難んずる所なり是に於て邸内に幼稚舎なるものを設立したり此舎は本塾に近接すれども處を異にし舎の建物も其教授も其經濟も自から獨立の姿を成して幼童中の最も幼なるものゝみを撰て之に入れ唯學問の教授のみならず衣服飲食の注意より嗽手洗水風呂の世話に至るまで大概皆婦人又は老人の受持と爲して居家の子供を養育すると同一様に取成し衆稚子をして家を離るゝも奇異の思を爲さしめざるを專一とせり明治七年一月設立以來同二十一年十二月に至るまで入舎したる幼童の數凡八百名其漸く長じて本塾に移りたる者も少なからず良家の父母多事なるが爲に家庭教育の暇なき者歟、又府下住居にして父母共に遠方の地に寄留する者の如きは其子を托して體育智育の教を受けしめ其便益最も多しと云ふ(現今幼童の數三百餘名)

本塾入社生の數は安政五年より計ふ可きなれども前節に記したる如く當初は塾の記録さへなき有様なれば之を知るべからず又文久三亥年を初とするも兩三年の間は尙家塾の風を存し隨て入社生の姓名を登録せざるものも少なからずと雖も兎に角に帳簿なるものを作りたる初年なれば亥年を第一年として明治二十一年の末に至るまで入社簿上明に本

人の住所屬籍姓名を記したる者の數を舉れば六千三百十二名なり

註 明治十六年の初版には「亥年を第一年として」以下に左の記事がある。(編者)

明治十五年の末に至るまで入社簿上明に本人の住所屬籍姓名を記したる者の數を舉れば三千九百六十七名とす(本年一月一日より四月二十四日に至るまでの入社百十五名にして此數を加れば文久三年より明治十六年四月まで二十年四ヶ月間の入社四千八十二名なり)此入社の事に付注目すべきは華士族と平民と其數の割合及び時勢に從て其割合の變化したる事なり我國の洋學は元と醫家より入りしものにて嘉永癸丑亞國人の渡來前に洋書を講ずる者とは唯醫書生のみなりしものが安政の初より尋常の士族にても往々斯道に志を立る者を出したるは時勢の一變革なりと云ふ可し左れども尙士族に限りて百姓町人は之を知らず文久三年より明治四年まで本塾入社の全數千三百二十九名の内に平民は僅に四十名のみ翌明治五年には入社三百十七名にして平民の就學する者漸く増加して全數百分の十二分に當る即ち士族八十八名に付平民十二名の割合なり、同六年には増して十八分と爲り、同七年には二十九分と爲り、同八年には三十一分と爲り、同九年には三十四分と爲り、同十年には四十八分と爲り、同十一年は更に減じて三十八分と爲り、同十二年には三十二分と爲り、同十三年には上て五十二分と爲りて平民の數士族に超過し、同十四年は正しく五十分と五十分と相平均し、同十五年は開塾以來入社の數も最も多き年にして平民は百中五十七分の割合に上りたり以上二十年間入社の増減及び其平民と士族と割合の變化に就ては様々原因もあることならん雖も明治十年に限り平民の數多くして士族の少なかりしは同年西南の戰爭に自から士族の心を動搖せしめたるが故ならん又明治十三年より頗る平民を増したるは全國農家の富實を致したるが爲に自から其文思を發達したるものならん一私塾の盛衰以て天下全面の形勢を卜す可きに非ざるも自から其一斑を窺ふ可きものあるが如し

學規之事 本塾創立の初に當ては學問の規則とて特に定めたるものなし唯英文を讀で其義を解することを勉め所用の書籍も僅々一二冊の會話編又は文典書あるのみにして他の書類は其名を聞くも其物を見るの方便なし萬延元年に至

て米國開版の原書數部と「ウェブストル」の辭書一冊を得たり(日本國へ英辭書輸入の初ならん)之を本塾藏書の初として其他に當時舊幕政府の筋より私に數部の英書を借用し又一年を隔て文久二年英國開版の物理書地理書學術韻府等の書に併せて經濟書一冊を得たり即ち「チャンブル」氏教育讀本中經濟の一小冊子にして當時は日本國中稀有の珍書なりき右の如く書籍に乏しくして生徒の書を讀まんとする者は手から原書を謄寫して課業の用に供する程の有様なれば固より塾中に教則を立てんとするも其方便ある可らず次で五年を経て慶應三年の冬亞國の原書數百部を得たり之を本塾一新の機とす此時には地理物理數學の書は勿論、従前稀に見たる經濟書歴史の如きも各其種類に從て數十冊づつを備へ生徒各科を分て書を講ずること甚だ易く塾中復た原書を謄寫するが如き迂遠の談を聞かず

翌年は即ち王政維新の春にして其四月に至り本塾に於ても始めて新に規則を作て之を木版に刻したるは學課の稍や整理したる證として見る可し今日現行の慶應義塾中の約束書を見れば全く當初の規則に異なるが如くなれども其原稿は則ち明治元年に成りて爾來年々歳々に増補改正したるものと知る可し學則は専ら有形の實學を基礎として文學に終るを旨とす數學の如きは初に在て生徒の最も好まざる所にして之を奨勵するためには頗る困苦したりしが十餘年來次第に之に慣れて今日は塾中普通の課業と爲りて復た故障を見ず

英書を讀み其意味の微細なる所までも之を解して不審を遺さざるは本塾の最も長ずる所なれども外國交際の日に繁多にして外國に直接の關係を生ず可き今の時勢に在て語學の心得なきは不都合なるを知り常に外國の英語教師を雇ふて讀書の傍に語音を學ばしめたるに近年倍々英語の必要を感じ年々教師の數を増し現今に至りては常に外國人十餘名を聘雇することゝなれり

本塾の學風は一に西洋近時の文明學を旨として和漢古學の主義は素より取る所なしと雖も今日の文學を勤めんとし
て漢字を知らずしては用を便するに足らず依て課業にも讀漢書の一科を設けて頻りに之を獎勵す

本塾の入社就學の年齢を限らざるが故に往々二十歳以上の學生にして始めて洋書を學ばんとする者あり此種の生徒
は尋常五年の學期を蹈むこと能はず只管速成を求むることなれば之がため本科の外に一科を設け本則に拘はらずして
教授す、之を別科生と名く蓋し我國の洋學は日尙淺くして少小の時より教育の順序を経ざる者甚だ少なからず去迎今
目の時勢に於て苟も洋書を知らずしては忽ち人事に差支を生ず丁年以上始めて就學するも事情止むを得ざるに出たる
ものなれば今後數年の間は別科の科も亦要用なることならん

明治七年夏の頃本塾の教員相會し學術進歩の事を議して謂らく西洋諸國には「スピーチュ」の法あり（即ち今日の
演説なり）學塾教場の教のみにては未だ以て足れりとす可らず「スピーチュ」「デベート」の如き學術中最も大切なる
部分なれば此法を我國に行はれしめては如何との相談にて衆皆之に同意し何事にも世に普通ならしめんとするには吾
より之を始るに若かず然らば此原語を何と譯して妥當ならん談論、講談、辨説、問答等様々に文字を案じて遂に「ス
ピーチュ」を演説、「デベート」を討論と譯して其方法の大概を一小冊子に綴り社中竊に之を演習したるは明治七年五
月より凡そ半年の間なり此間に方法も稍や整頓したるを以て翌明治八年春本塾邸内に於て演説館なるものを新築して
演説討論演習の用に供したり但し其趣意は演説を以て直に聽衆を益するの目的に非ず唯此所に公衆を集め又は内の生
徒を會して公然所思を演るの法に慣れ以て他日の用に供せんとする者にして演説討論を稽古する場所なり開館以來既
に十四年、月次公衆を集めて學術上の事を演説す即ち今の三田演説會是にして此公衆演説の外に又或は塾中の生徒が

課業の傍に討論會を催ほす等の事も多し

本塾の主義は和漢の古學流に反し假令ひ文を談するにも世事を語るにも西洋の實學サイエンスを根據とするものなれば常に學
問の虛に走らんことを恐る依て社中の年長其科に達したる者に談じて人身學、動物學、本草學、化學、電氣學等の講
談（レクチュール）を設けたることあれども近年學事も追々進歩して日課を以てこれ等の學科を教授するに至れり

身體の運動は特に本塾の注意する所にして課業の時間は三時間より四時間を過るを許さず又數年前より邸内に劍術
柔術居合等の道場を設けて専ら體育を勵まし又近年は之に體操を交へ時としては邸内の運動場に於て學生競技會を催
すことあり蓋し塾中に病者の少なきは塾の地位市中高燥の部分に在ると運動法の然らしむるものならん

三十年來學則は次第に變革し今日にして前後比較すれば殆ど別種のもの、如くなれども退て考れば此間に大改革と
ては一回も施行したることなし唯時勢に従ひ學問の進歩に促がされて識らず知らずの際に徐々として自から改まりた
ることならん今後此法に依らんとて社中年長の常に注意する所なり

會計之事 本塾終始の困難は會計の事即ち是なり本來一錢の資本なく又他より補助する者もなくして塾を開き（明
治六七年の間華族太田資美君より外國語學教師雇入の資として數千圓を寄附せられたるは今に至るまで社中の深く感
謝する所なり）初の程は奥平藩の建物を借用し教師も各自自己生活の道ありて生徒へ教授の如きは唯斯道の爲にするの
熱心を以て自から勞するのみにして嘗て利益の邊に眼を著けたることなし或は束脩月金など名けて生徒より些少の金
を拂はしむるの慣行あれども固より以て塾舎營繕の費用にも足らず唯時の事情に従ひ社中朋友偶ま錢ある者が錢を費
すの有様にして明治元年まで日一日を送りたることなりしが此年の春より芝新錢座に新築を企て騒亂の最中職工の賃

錢等は極めて低くして普請は却て手輕に成功したれども塾の會計より見れば大事業なり加之この騒亂の爲に教員の者も一時自己の生計（多くは諸藩主より給與）を失ひ復た如何ともす可らず是に於てか社中大に議を起し古來日本に於て人に教授する者は所謂儒者にして此儒者なるものは衣食を其仕る所の藩主に仰ぐ歟若くは出入の旦那より扶持米を收領し、或は揮毫して潤筆料を取り、或は講筵に出頭して謝物を受る等極めて暖昧の間に心身を憚まして人の爲に道を教へたることなれども今や世界中の時勢は斯る暖昧なるものに非ず教授も亦是れ人の勞力なり、勞して報酬を取る、何の妨あらんや、斷じて舊慣を破て學生より授業金を取るの法を創造す可し且束脩とは師弟一個人の間に行はる可き禮式なれども今や衆教員にして教る者は皆師にして學ぶ者は皆弟子なり或は塾中今日の弟子にして明日同塾の師たることもあらん束脩の名義甚だ不適當なれば改めて之を入社金と名け其金額を規則に明記して之を納るに鬻斗水引を要せずとて生徒入社時には必ず金三圓を拂はしむることに定めたり當時世間に例もなきことにして且三圓の金は甚だ多きに似たれども一は以て輕躁書生の漫に入來するを防ぎ一は以て塾費に充んとするの趣旨なりき扱毎月授業料の高を定むるに當て其標準と爲す可きものなし依て案するに當時の教員若干名其一月の食費雜費を概算すれば物價下直の時節、一人に付凡そ四圓にして足る可き見込を以て各教員平等に四圓づゝを給す可き全額と塾の諸雜費とを共計して之を學生の數に割付れば一名より毎月五十錢を收めて過不足なかる可しとて慶應義塾の授業金半圓なりと記したるは本塾創立以來明に金を取て人に教るの始なり當初は大に世間の耳目を驚かして或は人情に戻りしことならん雖も漸く習慣を成すに従て又怪しむ者もなく爾後次第に物價の騰貴塾費の増加に従て授業金も亦増加し一圓より一圓五十錢遂に二圓二十五錢までに上り明治十二年改定して一圓七十五錢と爲り今日は即ち改定の法に従ふものなり

右の如く入社金を收め又授業金の法を定めたれども塾の會計は尙甚だ困難なり教員の收領する所平等に四圓と定めたるも固より一時救急の法にして永久す可きに非ず此際に維新の新政治も漸く行はれ明治三四年の頃より都鄙に官立の學校漸く起らんとするの勢にして官には無限の資金を費し給料等も固より豊なるに反して私塾には一錢の有餘なし唯我社中の熱心協力に由て維持するのみ、其一斑を舉れば在芝新錢座の時に一棟の寄宿寮を増築せんとして資を得ず依て社中の兩三名が急に一部の英書を翻譯し其開版發兌の利益を以て建築費に充たることあり其譯書は洋兵明鑑とて當時珍奇の兵書なりしが今日は既に已に無用のものならん亦本塾の教員たる者は如何に學力に逞しき人物にても教場の事、庶務の事を兼動して其俸給と名く可きものは一月五六十圓より昇る可らず百圓以上の月給は創立以來塾中に聞かざる所なり故に一旦この教員が國中他の學校に聘せらるゝときは其月給、本塾に比して二三倍以上なるを常とす畢竟其人物が本塾を視ること故郷の如く自家の如くして其間に利益の情を忘れたるものならん若しも此學塾をして官立の學校ならしめ在校生の生徒常に二三百名（現今本塾の生徒のみにて九百餘名は近年最も多きものなり）三十年の間に六千餘名を教育せんには其費用少なくも毎年二三萬圓を要して本年まで費額の共計七八十萬圓に下らざることならん然るに今本來無一錢の私塾にして七八十萬圓の事を實行したるは人の同心協力も亦其效大なるものと云ふ可し人の同心協力其效大なりと云ふと雖も亦無限のものに非ず在昔村夫子の家塾の如きは門弟子の次第に増加するに従ひ之を門下の繁盛と稱して自から些少の實益をも増加したることなれども本塾の如きは則ち然らず生徒の多きに準じて費用も亦多く、繁盛は學問の繁盛にして會計は却て困難を加ふるの實あり、教員の俸給豊ならざるも必ず之を支辨せざる可らず、塾舎の建物美麗ならざるも必ず營繕を加へざる可らず、逆も永久の目途ある可らざれば寧ろ今にして斷

然廢校と決して地所建物共に之を賣却し三十年來塾の爲に盡力したる人々に之を分配せん歟、去迎は亦惜しむ可し恰も培養保存の目途なき大木の如く之を伐ると伐らざると決斷し難き折柄明治十三年冬の頃又社中の評議にて苟も家産に餘ある者は一時又は年々に多少の金を捐て、試に之を維持せんとするに決し舊生徒又舊教員にして現時身を起し家を成したる者又は本塾に入て就學したるには非ざれども常に塾の事に心を關して之を喜憂する者即ち塾友とも云ふ可き人々が會議を設けて維持の方法を立たり之を慶應義塾維持社中と稱し爾來往々捐金して維持社中に加入する者少からず數年間に社中の人數百六十餘名金額二萬三千餘圓に至り明治十九年には講堂新築費として一塾友より一萬圓の寄附あり之に數千圓を加へて邸内の正面に煉瓦二階造り一棟後ろに木造西洋造り二棟を建築し舊の講堂は生徒の寄宿舎としたり新講堂既に成り塾務學事とも益々改良するに隨ひ學生入學の數は年に月に増加するの趣なれば尙維持の前法を繼ぎ更に維持金を募り塾の規模を益々盛大にせんとて今方に計畫中なり今後本塾の完備すると否とは此維持の如何に係るのみ

本塾の邸地凡そ一萬四千坪塾に屬する建物凡そ千二百坪、塾の會計と邸地の會計とは之を分別し前記の維持金は塾の教場に屬する費用と其建物の營繕費等を補助するに用ひ邸地の地稅地方稅等の諸公費と邸内の道路外圍等の費用は本邸住居の各戸より毎年屋敷入用なるものを拂はしめ其集金を以て之を支辨す邸地々券の記名はあれども内實は地主の權を許さず塾のあらん限りは子孫に相傳せずして之を維持すること恰も寺院の法の如くし邸内平等の出金を以て諸入費を辨じたる上に本塾の敷地と其庭園には屋敷入用を課せざるの慣行にして目今の處、邸地の會計に負債はなしと雖も庭園其他に著手す可きものを放却して東京諸邸中に比類なき本邸の勝景を空ふするは遺憾に堪へず又塾の會計も

維持金の集りたるものありと雖も其利子のみを以て固より足らず動もすれば元金を消費して後日の不安心を抱くもの少なからず慶應義塾の困難唯會計の一事にあるのみ

明治二十二年一月

東京三田 慶應義塾塾監局

左の二表中前の（慶應義塾入社生徒年表）は文久三年癸亥より明治二十一年に至るまで全二十六年慶應義塾に入社したる六千三百十二名の生徒各年の入社數を示し後の（慶應義塾入社生徒國分表）は文久三年より明治十五年に至るまで二十年間の入社生徒を本籍の國々に分配したるものなり最多數は武藏最少數は伯耆國全く入社なきは飛驒、隱岐及び對馬なり（二表略す）

左に記す慶應義塾之記は慶應四年四月本塾の地位を府下鐵砲洲より芝新錢座に移して始めて慶應義塾の名を附したるときに文にして次の中元祝酒之記は同年七月中元の休暇に同窓相會して飲み當時日本國中に文運の尙ほ持續して絶えざるを祝したる祝文なり慶應四年は即ち明治元年（九月改元）にして兵馬騷亂の最中全國安んじて文を講ずるの暇ある可らず況んや其亂の中央たる江戸即ち東京の如き唯遠近戰爭の談のみにして百般の人事は恰も火の熄えたるが如く舊幕府の開成校も狐狸の巢窟に變じ學者輩は四方に散じて行く所を知らず相撲芝居の興行、寄世見世物さへも悉皆休業の折柄、彈丸雨飛の下に學校を開き文を講じて一日も閉校したることなきものは獨り本塾あるのみ事既往に屬して今更言ふも無益に似たれども當時の眞面目を知るの一助とも思ひ之を紙末に附するものなり（以下略）

慶應義塾資本金募集の趣旨

慶應義塾は開基以來三十年、今に至るまで入學生徒の數六千三百餘名卒業生を出すこと五百餘名前後出で、官私百般の事業を執る者其人員少しとせず故に義塾の地位は一個の私立普通中學校として視る者なく世人の意中これを大學校視する者往々少なからず今これを名實相當の地位に進るには其方法多端なる可きも畢竟學校の地位は教師の技倆に従つて高低あるものなれば今般外國より有名の教師三名を聘し文學、法學、商學の三科を設けて大學校の地位を定め各科の生徒凡そ百人を限りて都合三百人を入學せしめ從來の學科には多少の修正を施して其豫備と爲し又傍らに商法簿記の科を加へて速成の商業生を教え大學の卒業生も商法の卒業生も都て實業世界に有用の器たらしむるを以て改良の目的と爲し其案既に成ると雖も之を實施するには若干の資本を缺く可らず爰に去る明治十四年以來、義塾維持金を募集し有志諸君より寄附せられたる金額、既に二萬三千四百十五圓あり其中に就き數年間に消費したるもの一萬三千六百二十三圓、現存して有利の資本となるもの九千七百九十二圓又明治十九年中煉瓦石造百二十坪餘の講堂一棟を建築し外に木造の新講堂二棟に舊來の塾舎並に演說館等を合すれば本塾に屬する建物二千坪の外に芝區三田二丁目二番地即ち本塾の邸地一萬四千坪その時價凡そ十五萬圓乃至二十萬圓の不動産あるが故に今日の有様に従ひ現員一千餘名の學生を教育するには講堂塾舎に不足する所なく邸地も府下第一等の景勝を占めて衛生健康に宜く塾費は即ち授業料に合するに塾の有利資本より生ずる収入を以てして都て維持法に差支なしと雖も只今より更に一步を進めて企望の改良を謀らんとするに當りて新資本の源なきに苦しむのみ前陳の良教師を聘して義塾の地位を進るの目的を達するには

下名を始として本塾社員の先輩が心身の勞を致すの外に毎年の現費金凡そ二萬五千圓を以て足る可き豫算を得たることなれば冀くは世上吾々と志を同ふする人にして義塾既往現在の實況に鑑み改良の爲め多少の資金を寄附せらるゝの好意あらば學事の面目爰に改まりて永年本邦の爲め一の良學校を生ず可きなり但し本塾創立以來の沿革に就ては去る明治十六年略記して本年再版したる慶應義塾紀事あり参考のために本書に添ふ

明治廿二年一月

福澤諭吉
小幡篤次郎
小泉信吉

寄附金の方法

一 寄附金は多少を論ぜず期する所は其金を集めて資本と爲し資本より生ずる利子を以て年費に供せんとするものなり

一 寄附の金高、期望の數に贏ち利金を以て年々の消費に充るは固より欲する所なれども若しも利金のみを以て其費額に足らざるときは元金を以て之を補ひ一年凡そ二萬五千圓の消費は減ずること能はず何となれば學校の地位上進の爲め必要の年費なればなり

一 寄附金は即納を好まざるに非ざれども寄附者の都合に依り或は五箇年を限り割納するも可なり

一 寄附金を即納せんとして現金を納るに不都合なる場合には一時これを納めて直に塾の會計より借用したる姿にして年に七分の利子を拂ひ後に其借用を返済するも可なり

一 寄附金は多少を論ぜずと雖十圓以下の高は永代の帳簿に登録せず

慶應義塾資本金募集の趣旨

一 寄附金の募集高、保存法、消費額及學事職務の狀況は每一週年報告書を作りて寄附者並に従前の維持社員に報道す可し

金卷名譽錄

世の人皆寫眞を悦ばざるはなし中にも自身の寫眞は最大切にして幼年の時に寫したるものなどを年経て見れば舊きむかしの吾身の事を思出して一入の感ある可きは人情の常なり今の普通の寫眞は唯身の姿を寫したるものなれども尙且斯の如し然るに此金卷は慶應義塾の幼稚舎に居る學生の學業品行の心掛けを寫したる寫眞帖なれば幾歳月の後幼稚舎が壯年と爲り大人と爲り又白髮の老翁と爲りたる時に之を見たらば其むかし東京三田の幼稚舎に就學して云々の生徒なりしとの事を想起して其愉快は譬へんにもなかる可し左れば滿舎の諸子が此寫眞帖に姓名の登録を勉めざるは生涯の愉快を棄るものと云ふ可し明治二十四年十二月九日午後三時幼稚舎にて學生と共に寫眞せし後三田の老翁福澤諭吉記

明治二十五年一月二十五日慶應義塾幼稚舎にて

和田君の不幸は實に言語に絶へたる次第滿舎諸子の愁傷は申すまでもなく老生などは三十年來諸子の未だ生れざる前よりの親友にして交情相變らざること一日の如くなりしに存じも寄らず此不幸に逢ひ愁傷も通過ぎて唯夢の如きのみ次第に日の移るに従てますく淋しくなることならん老餘の落膽御察しありたし

扱逝く者は追ふ可らずとして當幼稚舎の事は逝者の志を繼で永く維持せざる可らず其法は難きに似て決して難からず幹事早川氏は従前の通りに舍務一切を引受け教場の事も舊の如く佐武高力二氏の專任にして諸教員と共に力を合せ會計は酒井氏の司どる所にして奥さん(和田未亡人の事なり子供の稱呼のまゝに奥さんと云ふ)も亦相替らず此家に住居して佛事家事の餘暇には兼て手慣れたる幼稚生の養育に差圖することなれば舍中の百事都て舊の如くにして遺憾なしと雖も尙ほ事を鄭重にする爲め前年幼稚舎より出身したる賤息一太郎捨次郎並に今泉秀太郎氏を相談役と爲し追て其他にも相當の人を選定する積りなれば今後要用の事あるときは會員と相談役と協議を盡して本塾員に謀り老生も小幡氏も共に其議に與る可し

右の次第にして慶應義塾の幼稚舎は依然たる舊のまゝの幼稚舎なるが故に學生諸氏も亦依然として舊の如く勉強ありたし又諸子の父兄より舍に預り置きし學資金は今度取纏めて三菱銀行に預け置くことにしたるよしなれば是れも序の時に故郷へ文通ありたし扱これより少々いやな小言を申さんに今度の不幸に付き暫く休業して今日より更に開舎したる處で諸氏の中に聊か横著心を催し和田先生が無くなられたから少しはなまけても宜かるふ、時としてはあばれて喧嘩をしても宜かるふなど思ふ者もあらば大間違の沙汰にして決して相成らぬ事なり教場の取締は以前の通りにて缺席を許さず運動の爲めには體操もあり柔術もあり課業の暇には運動場に遊戯して玉投も宜し相撲も苦しからず身體を強くする方便とあれば之を止めざるのみか唯大に勧めるのみにして老生の心には諸子が半死半生の色青ざめたる大學者となるよりも體格屈強なる壯年たらんことをこそ願ふほどの次第なれども都て惡戯は止めいたしたく、石を投げ、木の枝を折り、壁に疵付けたり、落書をしたり、朋輩同士互に喧嘩して年少の者を泣かせるのみか邸内往來の子女に

悪口するなどは學生の身分にあるまじき卑劣なる振舞なり凡そ是等の事實は見付次第に幹事並に其他の會員が處分する筈なれども老生も共に之を叱ることある可し故に今後幼稚舎の取締は以前に異ならざるのみか一層やかましくなることなれば學生諸子も決して油斷す可らず但し老生は惡戯を叱る代りに折節は舍に參りて面白きお話しなどする積りなれば諸子に於ても損得はなき筈なり

慶應義塾基本金募集の趣旨

慶應義塾は創立以來殆ど四十年を經過し學生の入社するもの前後合せて壹萬餘人卒業生を出すこと貳千名固定流通の資本を合せて參拾五萬餘圓あり本邦私立學校中指を第一に屈すべきものと云ふも誣言にあらざるべし然るに去る明治二十二年以來大學部建設の事を企て世上に訴へて寄附金を求め後進者の爲め學問研究の地歩を高めんと欲したるに宮内省の賜金を始め同意賛成の諸君より續々寄附せられたる金額今日迄實收せる所拾萬五千餘圓に上れり仍て英米の二國より教師を聘し明治二十三年大學部を開始し文學法律理財の三科を置けり今日に於て本塾の科程は世間の高等小學第二年を卒業せしものを本塾普通科五等の第一期に入學せしめ七年にして高等科を卒業し尙ほ三年にして大學部を卒業するの制なれば卒業期に於て帝國大學に比し僅に一ヶ年を早うするものにして本邦内最も高尚の教育を授くる學校と云ふを得べし殊に昨中文部大臣の認定を得て滿二十八歳迄徴兵を猶豫せられ普通科高等科大學部の三科中孰れにても卒業したるものは無試験にて一年志願兵たるの特典を得たれば學生の便利云ふべからず大學部の生徒にして既に卒業せるもの百餘名に至り皆學力優等にして多くは有用の業務に従事せるを以て稍々本塾當初の目的を達せるに似

たりと雖も然れども我國官立の大學は僅に帝國大學の一あるのみにして其入學を希望するもの年々非常の多數に上り一々其望に應じ難く入學する能はずして失望するもの毎期數百人なりと云ふ今回京都に一の官立大學を興すの舉ありと雖も帝國の廣き學生の多き僅に二三大學の能く其需めに應じ得べきにあらず顧みて本塾の有様を視れば其學科制度は稍々遺憾なきが如くなれども此の如く學科の程度を高むるに就ては隨つて多額の經費を要し本塾の流通資本は數年にして消耗し盡さんとす況んや校舎は狹隘にして多數の生徒を寄宿せしむる能はず外宿生多ければ隨つて風紀を亂すの恐あり外國教師の俸給高價にして多數を傭する能はず書籍館も不充分なり體操場も不完全なり工業科高等商業科の設立は目下の急務なりと雖も之れを興すを得ず百事尙ほ不満足にして其完全を期すれば頗る望洋の歎なき能はず仍て今回大に有志諸君の贊助を得て更に基本金を募集せんとす世の有志諸君幸に同情を表せられ多少の金員物品を寄附せられ益々本塾の基礎を鞏固にし本塾四十年來教育上に盡せる微力に一層の光彩を添へ以て日本人民は直に國庫金に依らずして大事業を成功し得るの人民なることを證明せんことを切望す

明治三十年八月

慶應義塾

寄附金の方法

一寄附金は多少を論ぜず期する所は其金を集めて基本金と爲し基本金より生ずる利子を以て年費に供せんとするものなり

一寄附金は即納を好まざるに非ざれども寄附者の都合に依り或は五箇年を限り割納するも可なり

一寄附者の都合に依り地所建物其他有價物件の寄贈も亦喜で之を受納すべし

慶應義塾基本金募集の趣旨

一一一

偽版取締關係

偽版取締に關する願書

註 此願書は明治四年頃京都府へ提出したものである。(編者)

東京芝新錢座

福澤諭吉

申上候

○私儀多年洋書翻譯出版仕候處御一新以來京攝の姦商偽版いたし候に付東京府え愁訴仕尙又昨年東京書林岡田屋嘉七手代出版の節阪府え願偽版の内一二枚は當御府え御取上相成別に増補和解西洋事情と申書有之右は膳所藩士黒田行次郎と申者私へ一應の挨拶も不致私所著の書を盜取字の傍にカナ杯付け辰年六月中京都府にて官許願受公然に賣出し御差許相成居候に付尙又東京府え歎願仕京都府にて一旦官許には相成候得共偽書に官許と申し素より有之間敷義兵馬騷亂の砌一時の御間違にこそ可有御座間早々絶版被仰付度旨相願且又當御府よりも偽版賣買の御禁令は毎度御布告も有之候に付最早私の著書に偽物は無之筈或は路傍の噂に京攝の際にては偽書の賣買矢張り公然たる由承り候得共私は敢て信じ不申萬々一左様の義も有之行次郎の偽書絶版も不仰付候ては乍恐政府は其非を遂るにも可相當哉其他偽書賣買

の御禁令も一場の空言のみ御布告も一片の故紙に異ならず必ず有間敷事と存居候處此度私義舊里中津表へ歸省の途中當所へ立寄昨三日午序心齋橋通り書林え罷越候處豈計や偽書賣買は依然として舊に異ならず黒田行次郎の偽書は勿論偽版二通り迄も有之其外西洋事情の翻刻西洋旅案内の偽物二版有之實に言語に餘り候次第政令の行はれざる驚くべく亦歎すべし此様子にては京都にても同様の事に可有之京攝の町人等何故斯く迄も政府を蔑視仕候哉一圓了解仕兼候右の次第何とぞ御勘考被成下片時も速に御所置被成下度様仕度此義實は私一人の難澁のみに無之出版の不取締は天下の文學に差響候義大凡世界中文明の政府と唱候國柄には決して有之間敷事と奉存候右の段奉願候以上

午

十一月四日

追て

昨三日心齋橋通書林にて買取候偽書左の通に御座候爲證據書林にて私手から落手仕候請取書の寫五通紙末に相認置候彌以御裁判相成右の請取書御入用にも御座候はゞ尙買取候偽版の書に相添差出可申候

第一

覺

一金貳步壹朱

西洋事情四冊

右の通請取申候

十一月三日

河内屋

偽版取締に關する願書

偽版取締關係

大 助印

一一四

此書は黒田行次郎の偽作にて二版有之候或は偽書を又候偽し候事にも候哉京都にて二度迄も偽版の官許御渡相成候義は有之間敷奉存候

第二

覺

一金貳分三朱

西洋事情四冊

右の通り受取申候以上

十一月三日

秋田屋

太右衛門印

此書は眞本を直に翻刻いたし候品に御座候

第三

覺

一金貳分一朱貳百文

西洋事情次篇

右の通槩に請取申候以上

十一月三日

河内屋

徳兵衛

此書は西洋旅案内を翻刻いたし表題を改候品に御座候

第四

覺

一金壹分三朱

西洋旅案内二冊

右の通槩に請取申候以上

霜月三日

河内屋

勘助印

此書は眞本を偽し小本に製し候品に御座候

第五

覺

一金壹歩貳朱

西洋各國事情

前篇全三冊

右の通槩に請取申候以上

十一月三日

小嶋屋

伊兵衛印

此書は私の著述に無之唯福澤諭吉著と姓名を盜候品に御座候

偽版取締に關する願書

一一五

右は昨日差急ぎ通り掛りに買取候品に御座候得共尙又京阪の書林を篤と御糺問被成候はゞ偽版に關係致し候罪人は尙五人の外に多人數可有之奉存候

偽版取締を訴ふる文

註 此は偽版取締を訴ふるため證據として東京府へ提出せる「西洋事情」の巻頭に記したものである。(編者)

此一本は開版の初期に製し版主無二の貯本に候間偽本と御引合眞偽分明に相分候はゞ御返却被下度奉存候先般差出候西洋事情偽本二通りの偽物たるは固より疑を容れず此外黒田行次郎の偽作等に至ては本の體裁をも改め公然たる偽物に御座候怪むべきは上方の偽版者なり一昨年來度々偽版御禁制の御布告有之候得共少しも御趣意を奉戴不仕人の愚なるは國法の重きを知らざるに至るもの乎近日承候得ば事情外篇も既に偽本出來候よしまだ其偽本を買取不申に付公然と訴候義は出來不申候得共偽物手に入次第直に訴訟可仕覺悟に御座候此節翻譯者の多事なること實に甚し原書を譯し官許を請ひ梓に上せ本を製するは當然の手續なれども發兌の後偽版を恐れ偽版者を探り彼に索め此に問ひ俗務紛紜讀書の情も或は却掃し了することあり斯の如きは獨り讀書翻譯家の迷惑のみならず之を大にすれば天下國家の不幸と奉存候

論 吉 誌

○版主の貯本なるゆへ藏版印を不押

○眞版口繪の用紙必ず洋紙にあらざれば厚雁皮を用ゆ偽本は不然

偽版に關する訴訟書類

註 此書類は慶應義塾出版社の記録中より抜抄したものである。(編者)

飾磨縣にて學問のすゝめ手習文偽版出來の趣にて大阪丸屋より探索人罷越右學文のすゝめ(但半紙本)手習文(但手習本と表題有之)買取り持歸りたる趣にて 月 日丸屋良助持參に付九鬼氏へ見せ猶又書面一通を添へ文部省督學柳本氏へ出す

大阪にて明治用文章(是は究理圖解西洋事情等の書より拔萃したる書なり)出來の處類版に付大阪書林行事之を如何と思ひ丸屋へ掛合たる由にて前飾磨出來の書と一同良助持參(此書は一應文部省へ出し又之を大阪に返す)

文部省へ差出したる書面の寫

偽版の文化を害するは固より論を俟たず喋々辯論に及ばざる義從來政府の法に於ても嚴禁なり然る處私の藏版は先年來京攝の際にて夥數偽版の難を蒙り毎度官へ歎願もいたし或は私に偽版者へ掛合追々に版木取上候品も有之昨秋の頃に至つては先づ偽版も無之様相成候得共此迄偽版致候者は露顯の節は其版木を差出し別に摺込の書とて若干の本を版木と共に棄るのみにて別に其罰と申もの無之に付偽版を企る時前以て其罰の輕重を測量いたし此版を偽し幾千部の書を賣捌き幾許の利潤を得て後に露顯の時節を待て政府の處置は斯の如しとて出入の損德何程と申すことを明かに算定の上にて取掛り候義偽版者の常態に候今日に至る迄世間に偽版の念を絶ち不申畢竟法の寬なるに由り起りたる弊害と奉存候今此弊を防ぐには嚴律必罰の外方便は有之間敷候

偽版取締を訴ふる文 偽版に關する訴訟書類

前條の偽版を防ぐの術は甚だ易し唯法律を嚴にし有形の罪を押へて實地に之を罰するのみなれども別に又一種の偽版あり之は原版の眞面目をありの儘に偽版せずして其文章を盗み或は二様の書中にある事を一書に寫し或は片假名を平假名に直し或は本の表題を眞本に紛らはしく題し以て一時の利を射るものなり從來書林の通語にてこれを類版と唱ふ固より此一書に述べしことを他に禁すべきにあらず譬へば地理書に地球の形圓し何れの國は方里何百里杯と申義を一書に記せばとて之を他に禁すべきにあらず唯出版の官許上に於て差支へと申すは眞本の文章を其儘用ひて少しく助字を變じ其繪圖の風を僅に變じて堅なるを斜にする杯の工夫にて書を著すものを云ふなり其者の口實には著書以て世の文化を助け國家萬分の一の恩に報するなど云ふと雖も實は罰を測量して書を偽する者より其罪更に大なりと云ふべし其故は甲の偽版者は利を得るも盜名を以て罰を蒙り一身の面目を失ふの報あれ共乙の方は公利を貪て兼て又面目をも全ふせんとするものなればなり此偽版者の罪は其形に輕くして心に重きものにて人の心を責るは法律の難んずる所なれば活眼を以て其所業を察し其内實を除く事難かるべし或は又識者の説に類版様のものを以て眞本を偽する者あらば其著者は既に利を奪はれ失望の餘りに尙一層之に氣力を増し益新奇の工夫を運らして新本を著はし益世の著述を廣くするに至るべしと是れ全く經濟の定則を知らざる空學者流の愚論なりタイム、イズ、モニとて西洋の通諺時刻は金なり千辛萬苦一書を著し天下の用を達し世人の便利を起し其費したる時刻と精神との報として專賣の利を著者に歸し與ふべきの利は一毫にても奪ふべからず是則ち經濟の定則私有の通義なり然るを今著者をして十分の時を費し十分の勞を爲さしめ其類版を默許して本人へ五分の報を得せしめ五分を失ふが爲めに一層の氣力を發して益勉強せしめんとするの策は果して何の經濟論に基くものなるや

此策は猶火盜の難を繁くして家業を勵ましめんとするに異ならず若し夫れ然らば世間の工業を進むるの策は盜賊を多くして火を放つて家を焼く若くものなかるべし天下古今斯る奇談あるを聞かず且又前段の如く類版を許して出版の氣力を増さんとするの説果して眞實無妄ならば宜しく此趣意を擴めて一般に及ぼすべし故に類版を許すは之を勸むるにしかず尙一步を進めて偽版者に賞を與へなば如何天下の著者は今日より筆を闕て文學の路忽地閉塞すべきなり又或は翻譯の書都會の地に多けれ共田舎には不自由なる故止むを得ずして偽版を刻するは私の爲めにあらず世の便利を達するが爲めなりと云ふ者あり是亦經濟の事理を知らざる者の説なり著者の未だ之を著述せざる前は天地の間に未だ其著書なる物なし其物なければ之を得ざるに不自由あるの理なし元來不自由とは求めて得べき品を得ずして人の心に感ずる所の不足なり著書の物たるや之を出版するも之を出版せざるも全く著者一心の自由に在ること其趣恰も金穴が金を貯へて之を人に借すも借さざるも勝手次第なるが如し然るに今田舎に居て價を出せば求めて得べき書を買はずして偽版を刻するは金穴が金を借すを好まずとて之を口實に設けて其家に入て金を盗むに異ならず三歳の童子も其理非を辨すべきなり

右は過激の論に似たれ共先日或人の論を承り候節私にて之を辨解致し候義有之則其儘こゝに記し候義に付惡しからず御覽被下度何れにも偽版の禁制は嚴重相成候様仕度私一身の爲に論ずるは勿論天下文學の爲めにも患る處に御座候昨冬より飾磨縣にて偽版出來候様承り及候に付内々探索の者差遣し候處相違も無之數部の本を偽版致居候由之も實證として手に入りたるは別冊に御座候御改めの上可然御處置奉願候也

明治六年二月十七日

福澤諭吉

三月三十日山口良藏啓蒙天地文と云ふ書（これは手習の文天地の文だけを一冊合本と爲したるもの半紙本大字）手習の文下の卷二十一丁摺紙一枚（是は飾磨縣御布告出版所にて摺立になりたるもの）を持來る右兩品に書面を相添へ四月四日東京府へ出す掛り官員鈴木村氏

此書面四月四日差出し候處同日呼出有之有文書の證據可差出の沙汰あり故に大本學問のすゝめ文部省より取返し翌五日府廳へ出す其節此書中△印の下へ學問のすゝめ一冊の字あり

右書面の寫

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候偽版は兼て文部省より御布告の出版條例に従ひ日本國中の嚴禁なり著者に專賣の利を歸せざれば力を費して書を著す者なし世に著書なければ文明の以て進む可き路なし故に偽版の禁は西洋文明の國々にて最も嚴にして飽く迄著者を保護するの法を設けり其一例を擧げんに亞國にて偽版する者は其賣弘めし版本の紙數一帖（一帖は大抵八枚なり）に付半ドルルの過料を取り且つ其偽版者の手許にある版木摺本を没入するの法あり譬へば一冊八十枚の本を千部偽して之を賣れば一部に付五ドルル千部にて五千ドルルの過料なり此條例死法にあらず現に罰して罪を假すことなし法律嚴なりと云ふべし私の著書は先年より京攝の際に於て夥多しく偽版の難を蒙り毎度官に訴へ稀には御處置に相成候事もこれあり候得共唯版木取上げ位の事にて偽版者を罪に處し過料を命ずる等の義は一度も無之故に今日に至る迄世に偽版の念を絶たず既

に飾磨縣にて偽版致し候由に付私に探索の者を差遣し候處私著述學問のすゝめ啓蒙手習の文其外文部省學制勸善訓蒙（以上二版は私の藏版にあらず）の偽版出來居候則爲證據手習の文摺本一枚學問のすゝめ差出候此度大阪にても啓蒙天地文と申す書出版相成候之は私著述啓蒙手習文一章其儘盜み偽版致し候ものなり是亦一本差上候間御改め被下度卷末に阪府藏版の印あり同府にて私の藏版を偽し公然賣弘め致し候や府廳にて人の著書を盜むことも有之間敷或は他に偽版者ありて府名を冒したるもの乎兎に角に證據は此一冊に候間早々御處置奉願候人或は云ふ方今學校の設け盛大に赴くに付書籍不足なり此不足を補ふ爲め他人の著書を翻刻することなれば私の爲めにあらず世上一般の便利の爲めなりと是れ經濟の大法を知らざる者の空論なり官許を受けて出版したる書は官にて其專賣を許し其保護を請合たる者なれば千里必究恰も金札に異ならず今田舎にて商賣の仕組盛大に赴き金札不足とて札の版を偽すべきや田舎にて書籍不自由なりと云ふも錢を出して買ふべき品なり其錢を出さずして私に他版を偽するは不足不自由を口實に設け文明の名を玩で一時の利を射る者乎知一不知二の愚人姦商に欺かれて天下の公法を犯すもの乎此二者より外あらざるべし右の段篤と御取調至急御處置奉願候也

明治六年四月四日

第二大區小九區三田二丁目十三番地主商

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

右の書面差出したる處同日十二時二分府廳より差紙到來代人として英二（朝吹）罷出候處學問のすゝめ其外手習の文證據あらば可差出旨達しありたり其外古手習文摺紙の譯柄等尋ねあり

偽版に關する訴訟書類

四月五日先般文部省へ差出置たる學問のすゝめ取返し飾磨縣手習の文上卷一同府廳へ差出し其節別紙相添へ差出す併し之は府の役人心得迄と申置たり

別紙の寫

一私方より探索の者さし遣し候節承込候條々左に申上候

飾磨縣

御布令出版所

大野 大 屬

伊藤 軍 八

右學校掛りにて多分出版の事に關する人なるべし

小川 屋 圓 助

メノキ屋 嘉兵衛

右は京都府の籍に連なる者のよし此節飾磨縣姫路二階町寄留出版取扱人尤兩人は兼て京都にても書物取扱いたし居り人物の不正なるは他書林にても知る處なり

一又或は云く右黨類にて姫路城内にても竊に出版いたし士族の内にも働き居候よし

一學問のすゝめ一冊は飾磨縣出來の偽版に御座候

一手習の文摺本一葉は大阪府より飾磨縣へ雇はれ候職人の手より得たるものに御座候則其前文一冊は既に出來手習本と表題せり此文丈はいろは國盡等私方へさし支無之候得共爲念申上候

福澤 諭 吉

四月 大阪丸屋良助左の書を持來る

明治壬申九月官許 (不許翻刻の印あり)

童蒙手習案文 愛知縣書肆 片野東四郎刻

右は當方藏版手習の文の偽版なり外に學問のすゝめ一冊大陽曆講釋一冊(これは改曆辨の偽版上表紙に新聞附録の印と文明社の印あり)

右兩品に書面相添へ四月十九日東京府へ差出す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候偽版の義に付先般飾磨縣出來の偽書相添へ歎願の書面差上置候處まだ爲何御沙汰も無之日々御處置奉待候折柄又候童蒙手習案文一部(二冊)大陽曆講釋一部(一冊)學問のすゝめ壹部(一冊)偽版出來申候則爲證據差出候間御取調べ奉願候右手習案文は官許愛知縣書肆片野東四郎刻にて不許翻刻四字の印を押せり然る處此書は私著述啓蒙手習の文を偽し候ものに相違無之此偽書に官許と申は文部省にて御許可相成候や又は愛知縣地方官免許に候や何れにも官より御許しの義可有之文部省の出版條例に據

偽版に關する訴訟書類

れば偽版は嚴禁なり左候得ば文部省は公に偽版を禁じ默して之を許すの御趣意にも可有之や或は此官許は地方官の許す所なるか地方官に出版免許の權は有之間敷結局此片野東四郎は所謂姦商にて官許の二字を冒し人を欺き候者と奉存候官許の眞偽は姑く聞き此書三通り共私の著述を偽し公然と世間に賣買致居候には相違無之先般より天下に文學の御世話有之翻譯の書漸く流行に付尾張邊の上國は最も學問に志し候者多きゆへ早々偽版出來候義に可有之追て學問の流行するに従ひ九州にも奥州にも偽版出來學問と偽版と同時に進はれ盜賊と學者と一處に住居著述者は千辛萬苦數月の勞を以て一書を發兌し偽版者は逸居安樂一時に數人の著書を盗み勞する者こゝに在り利を得る者彼處に在り事物の義理轉倒錯置文明の世には稀有の沙汰と奉存候抑も世に文學の教を施すは人をして義理を明かにし各其職分を勤め世に盜偷欺偽の沙汰なからしめんとするの趣意にて此文學の器は書籍なり然る處今此書籍を以て利を盗むの資となすは即ち文學を以て盜賊を導くに異ならず長大息も亦餘りありと奉存候右の段篤と御勘考被成下片時も速かに御處置被成下度目今私共活計の道は著述出版のみ世間にも同様の者可有之偽版の流行斯く繁く相成到底官より嚴重の御處置無之とあれば天下國家の得失は聞き一身の爲め活計の方向を不改候ては不叶の場合に御座候間事務御多忙の折柄毎度數願仕恐入候得共確實の御沙汰奉願候也

明治六年四月十九日

第二大區小九區三田二丁目十三番地主

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

○

右愛知縣偽版一條權令井關氏へ掛合及候處別紙の通り書狀到來 但し書狀は代筆なり當方より掛合は先生直談なり

逐日暖氣の候彌御安健慶賀此事に御座候過日は御來臨の處大に御早々兼て御通辭有之候啓蒙手習案文の義は文部省許可の上刊行相成候義に有之其餘取調の義は縣地へ申遣し置候間夫々取糺可致候此旨御回答迄に申進候早々頓首

四月廿八日

井關愛知權令

福澤諭吉様

同廿九日右返書遣す 但し本書は先生自筆なり

喧和の候益御清安被成御座奉拜賀候先日は突然參上緩々得拜晤難有奉存候陳ば昨日左の如き御書面を得たり

兼て御通辭有之候童蒙手習案文の義は文部省許可の上刊行相成候義に有之其餘取調の義は縣地へ申遣置候間夫々取糺可致候此旨回答云々

尊名

福澤諭吉様

此御書面を拜見按するに必ず御代筆にて候際に御趣意の行違ひ候義と奉存候童蒙手習案文は文部省にて許可相成候由併し其版主片野東四郎は拙者啓蒙手習文を偽し其偽版を刻したるに相違無之此事實は御本縣の諸官員衆も今日に至り其版本を御覽の上は明かに御承知に可有之此偽版發兌の節東四郎より官へ何と願出候や福澤諭吉著述を盗み表題を改めて偽版致し度云々と願出候はゞ御本縣にて御取次文部省へ出願候義は有之間敷何れに敷名を設

偽版に關する訴訟書類

けて欺て官許を取る趣向に本人より仕向け御本縣も誤り文部省も誤りて官許相成候事に可有之然るに今此偽書は文部省にて許可を得たるものゆへ其實は偽版たりとも差構ひなしと申す理は有之間敷人の罪は其實に在て其名にあらず今東四郎の罪を舉れば人の著書を偽して版を刻す其罪一なり此偽版を公にせんが爲めに官を欺て出版の免許を取る其罪二なり事實の罪情明白にして更に疑を容るべきにあらず然るを許可の二字を名にして其實の罪を問はざれば官を欺きたる罪を咎めざるのみならず却て官を欺きたるが爲めに偽版の罪を免れしむるなり不審に堪へず候又其餘偽版の義は御本縣へ御申遣相成候由早晚御處置には可相成候得共偽版の取糺は一日片時をも延引すべからず偽版發兌の間は正に是れ盜賊の事を働き居るの時刻なれば一日の因循は一日の害惡を増候事にて加之愛知縣に偽版流行すれば他縣にも其例に倣ひ弊風全國に及ぶべし實に歎息の至りに候大陽曆講釋と申書は愛知縣文明社の出版にて私の著述改曆辨を其儘翻刻いたし候品に相違無之文明社と申すは御本縣新聞局の由此局中も明かに偽版者なり彌以て御取糺とあらば即日辨じ候義に可有之方今諸方にボリスの御法も出來些細の鼠盜迄も御取締りと申す世の中に公然と一局を開き人の著書を偽し人の利を盗み世間も之を怪まず官も之を咎めずとは抑も何の由縁に可有之や不審に堪へず候既に御承知も可有御座愛知縣御藏版の勸善訓蒙は飾磨縣にて偽版出來申候日本國中互に相盜するにあらずや偽版出來眞版の主人の爲め便か不便かとの義は御管下にて勸善訓蒙の御藏版を取扱ふ面々へ御尋ね被下度候右は昨日御文通拜見何分にも御趣意解し難く或は御代筆の際に行違も可有之哉と存一應奉親候義に御座候頓首

四月廿九日

福澤諭吉

井關愛知縣權令様

○
四月四日同十九日偽版の義に付歎願書を府廳へ差出したれども爲何沙汰無之依て五月四日裁判催促の爲め左の書面を差出す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候當四月四日偽版の義に付大阪府并に飾磨縣出來の偽本相添歎願書差出し尙其後愛知縣出來の偽本童蒙手習案文二冊大陽曆講釋一冊外に學問のすゝめ一冊差出し御處置奉願置候此程愛知縣出來の偽版の義に付同縣權令殿へ内々掛合及候處童蒙手習案文は文部省にて官許相成候由返答有之誠に驚入候次第右偽版者片野東四郎義は固より他の著書を盗み候程の者に付文部省へ官許願の節は草稿を添へず願書のみにて官を欺き免許を取り候義に可有之候得共發兌の上は法の如く文部省へ納本差出し同省にて一應検査相成候は勿論の義左候はゞ其節其文を見て現に私の著書啓蒙手習の文を偽したりとの事は明白なるべし然るに今日に至る迄公然と賣弘御許相成候義は不審に不堪或は納本差出し候節文部省にて納本検査をも御失念と見做し候ても先般私より其版本を押へ其偽版たる次第を詳に申上手習案文は愛知縣片野東四郎の偽版大陽曆講釋は同縣文明社の偽版天地文は大阪府學校の偽版啓蒙手習文大本學問のすゝめは飾磨縣の偽版と明かに證據を以て申上尙今日に至る迄御處置不相成有様を奉伺候へば兼て文部省より御布告相成候出版條例も其名ありて其實なき様奉存候或は官に深き御趣意も被爲在條例にも不拘廣く偽版を許すとの事に候哉若し左様の御趣意にも候はゞ至急御

布告相成候様仕度著述者も覺悟不致候ては相成らざる義何分にも唯今の處にては偽版を禁ずるにもあらず又之を許すにもあらず實に疑惑の至りに御座候政令の得失を論ずるは固より私共の任にあらず偽版を禁じて出版を盛にするも或は之を許して著述の源を塞ぐも只政府の御趣意次第私共は強て御制禁を願ふにあらず禁制なれば禁制の處にて覺悟いたし免許なれば免許の處にて覺悟致候迄の義に御座候間兩様の處速かに御決斷相成候様奉願候毎度御催促申上恐入候得共偽版禁制の世に偽本を賣買致候間は正に是れ盜賊を働き居るの時刻にて一日の因循は一日の害を増し候義に付不得止申上候義に御座候以上

明治六年五月四日

第二大區小九區三田二丁目十三番地主商

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

五月十日府廳より呼出狀到來明後十二日九時庶務局へ可罷出云々

五月十二日第九字代人として朝吹英二府廳庶務局へ罷出候處金田某大阪府よりの返書の趣を達す其大意

啓蒙天地の義は是迄手習文を學校に相用ひ候得共不便利に付右書中を抜取り活字にて摺立學校用にいたし候義にて決して他へ賣買いたし候義には無之此節御掛合に付早速絶版可致間當人へ御達し可被下云々

五月十四日東京府へ左の書面を出す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候大阪府學校出版啓蒙天地文の義早速同府へ御掛合相成候處右は彼地にて便利の爲め活字版にいたし學校へ分配相成候迄にて世間に賣買致候義には無之候得共此度御掛合の趣も有之に付絶版可致旨同府より御報相成候旨被仰渡奉候然る處文部省御布告の出版條例は全國に行はるべき法令にして偽版は禁ずる處なり學校の不便の爲め天下の法令を犯すの理は有之間敷大阪府學校の便利は版主たる私の不便に御座候盜者の便利は被盜者の不便奪者の便利は被奪者の不便是等の不便は固より口實と爲すべきものにあらず法令の趣意は他の妨げを爲さずして人々の便利を得せしむるに在るなり又活版にて賣買を禁ずと云へば手輕の様に有之候得共正版にても活版にても其書を賣買するも否も人の著書を盗みし偽版に相違は無之唯之を偽するの法に異同あるのみ加之彼の天地文は活版のよし版府の御調欺偽無之は萬々奉信敢て疑を容るべきにあらず候得共私共義多年版本取扱ひ斯る精巧の活版は未だ目撃不仕既に絶版相成候義に候得ば何れにも版本は没入私へ御渡し相成候事に可有之速かに其活版一見仕度奉存候右の通り學校の便利の爲めと云ひ活版にて其書を賣買せずと云ふも結局偽版の責は遁れ申間敷版府に於て此度絶版可相成との義は即ち偽版の不正たるを府にも御了解相成候證なり其不正とは何故に不正に候哉著述者に掛合もなくして理不盡に其書を偽し著述者の面目を汚したるゆへ不正に可有之眞版の書を偽し眞版主專賣の利を奪ひしゆへ不正に可有之然るに今既に其不正を知り僅に絶版を以て事を處せんとせば其絶版の日に至る迄人の面目を汚し人の利を奪ひ候其責に任ずる者は無御座候哉彌以て左様に候はゞ天下の人廉恥に乏しき者試に偽版を企てざる者なかるべし企てゝ露顯する時は其罪絶版より重からず不正の輩には極めて便利なりと云ふべし右の次第に付此度大阪府より當御府へ御報の趣一應被仰聞候得共私に

於ては承服不仕候何卒此一事に付私の面目を汚し私の利を奪ひし次第柄篤と御取糺の上御法の如く御處置奉願候也

明治六年五月十四日

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

○

五月廿日東京府より差紙到來来る廿二日午前第九字庶務課へ罷出可き旨達有之
同二十一日在名古屋の早矢仕氏より左の書狀到來

拜啓御清適奉恐悅候然ば過日當地にて御手に入り候偽版一條義塾より御掛合に相成候事と見へ去月廿九日左の始末に相成申候

入檻の事

士族 塚田謙次

書林 永樂屋東四郎

万屋東平手代 爲助

年寄預け

永樂屋庄兵衛

菱屋平兵衛

同 藤兵衛

美濃屋清七

外に

万屋東平

當節旅留主中歸宅の上入檻の筈此外御吟味中のもの有之候

右此節御吟味嚴重何れも其已來は休業の姿當人共誠に心配今更後悔且恐入申候爲體に御座候他處迄手廣に取引する者許りにて過月以來近國取引一切差支實に書林大騒動に御座候乍併己を責むるより外無之然る處此後如何可相成難計様子には殆んど困入り候次第に見へ申候自今偽版の義は御安心可被成候假令千萬兩利を得る共決して致間敷申居候改曆辨偽版十兩餘損分相立候様子也可笑一事に御座候外書も多分偽版有之候得共此度は全く義塾のみ吟味にて外偽版も大體削り候様子右に付前書の輩相嘆き候は是迄の心得違ひ幾重にも恐入只管寛大の御處置仰ぎ度候得共縫り附候先も無之大當惑右に付已來たとへ近國の偽版たりとも周旋可仕候間此度の義御勘辨筋義塾へ御詫方の義丸屋御社中に相願呉れ候様申聞候然し已來の防ぎにも可相成實は差控へ罷在候得共頻りに迫り候間不得止奉願出候義に御座候何分今度の義御赦免被成下候様御取扱方厚く私より奉願上候吳々先生へも深く御願被下候様致度願上候右御取扱被成下置候はゞ至急義塾より寛大且つ早く片附候様其筋へ打合せ被下置度願上候也左も無之候はゞ今日に至り別段手の盡し様今更無之乍併此儘にては如何相成べくやも難計大心配の處に御座候右に付已來は近國の偽版迄も探索爲仕可申候右の廉を以て御用捨御取扱願上候殊に近國小學校追々創業に可相成手段に

運び居候當節の如く書林の姿にては捌け方にも拘はり申候遠三尾濃信飛の五六ヶ國は大體當所にて仕入候義に御座候是に付大に取引に差支候次第に御座候何分厚く御勘辨御取計らひ可被下候右願の通相成候上は却て後來の爲めにも可相成哉にも存候吳々も御取扱ひ厚く先生へ御願被下度様奉願上候勿々頓首

五月十七日

尙々本文の趣とても行届き申間敷哉又は御聞届被成下置候御模様歟否や至急何卒御一筆御投可被下候乍併此度限り格別の御沙汰を以て寛大の御評議奉願度自然外書林にも差響き候何分他國取引差支に付困入り申候様に御座候分けて願上候已上

○ 五月廿三日東京府より愛知縣の返書達有之左の通り

御府下商福澤諭吉著述發兌せる啓蒙手習の文并に改曆辨の書を縣下書肆片野東四郎文明社の兩名にて翻刻發兌の儀に付諭吉より偽版云々願立に依り右刊行の實否手續き等可申進旨致承知候右東四郎吟味の處啓蒙手習の文より説意を竊み纏に私意を加へて著述と偽り許可を文部省に請ふて專賣し一己の取計に無之候得共其心利潤に昏迷して官を欺き候義に付速に專賣差留め置一應文部省へ掛合の上處斷可致存候

改曆辨を大陽曆講釋と改題し文明社中塚田凱一己の取計を以て書肆片野東四郎外六名の者同意せしめ私擅に翻刻致し候に付速かに刻版冊子を取揚げ追て處置可取計此段御回答候也

明治六年五月十六日

同七等出仕

海老原

穆

東京府御中

追て諭吉申立書及返却候也

同權參事 生田純眞
愛知縣權令 井關盛良

○ 六月十九日東京府より被呼出朝吹英二恩田清次の兩氏にて罷出候處過日願置候啓蒙天地文偽版の義に付阪府より答書相達し候由にて被爲見候間寫取候則左に記す

當府下書籍會社取扱の啓蒙天地文の義に付福澤諭吉再度故障申立候趣御掛合の旨致承知候右は先度申進候通り素より賣買爲致候者に無之貧學の情態を察し既に入用の高出來候に付自然他に賣出し候ては不相濟義と存じ絶版申附候況して人の著作を偽して其利を採る譯柄にも無之偽版と申すは其全部を上梓し其作名證印を摸倣するの謂に可有之右は全く一書中の一篇を謄寫可致處數百の童兒故上板にて習字の手に相用候迄の義にて全體著作の書は全部の内には無用の處多く有之候事故必要の處を拔萃し幼童兼て書馴候書法に寫し相授け候事なり加之近來の著述僅々の書も其價頗る不廉にして無用の全部を求る時は右書冊の如きは既に習熟するいろは四十七文字も買得不致ては不相成貧窮の子弟力に能はざる處も有之去りとて有用の處のみ買取候譯にも參り兼候より前件の次第に候凡そ如何なる著書と雖も能く天下の寫書するを禁ずるを得んや是へも故障申に至ては終極なき義と存候右等の情實猶御申聞け有之度此段及御答候也

明治六年六月三日

大 阪 府

東 京 府 御 中

追て出版條例中にも他人藏版の圖書を翻刻する者と雖も其版本を官に没入すと有之候て其原版主へ相渡候例無之哉に存候間當府へ留置同人へは相渡不申候此段御申聞け可被下候也

前文の如く阪府よりの答書に付又候東京府へ願書指出候則左に記す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候先般大阪府學校出版啓蒙天地文の義に付再度同府へ御掛合奉願候處早速同府へ御掛合被成下同府よりの御答書御呼出しの上逐一拜承仕候右は彼地にて貧學生の情實御察し御入用の高丈け御出來候故他に賣出不相成様御絶版の趣乍去先日證據の爲め指出し候見本も則ち彼地書林にて買取候本に有之候得ば賣出し相成らずとも申難くよしや賣出に不相成候とも偽版出來不出來と申す事實には少しも指響き無之義と奉存候凡そ世に偽物を造るの念ありて既に之を造り世間に措くに臨で其事發露するときは政府の御法にて之を謹罰被成候を見れば縱令賣出不相成候とも偽版の事跡は昭々たる事に候又先般同府の御答書に活版摺立云々と有之此度御絶版云々と有之候得ば此度の版は必ず正版に可有之左候得ば先般活版御摺立と申すは御間違ひに候哉阪府の御調夢々偽欺無之は勿論に候得共前後の御答書齟齬有之何分疑念不相霽候に付版本没入の上は其活版一見被仰附被下候様仕度奉存候又貧學生の情實御察し御摺立の趣一通り御尤の様に相聞へ候得共世に我所持の品にあらざるものを取て之を他人へ與へ候權利あらざれば尤に似て尤とも謂ふべからず啓蒙天地文は則ち

私の所持品にて私へ專賣の權利御許可有之候ものなれば阪府にて何様貧兒官に迫り告訴哀歎仕候とも世に所持品の權利行はれ候間は阪府より之を御與へ相成候筋萬々不可有之若し之を人に取るも我私用に供せずして他の貧人に與ふれば其罪なきと云ふに至らば乍恐世に政道はなき時節とこそ奉存候又之を人に取るも他の貧人に與ふれば彌正義の事とせば阪府は何故に其所轄の貧人に應じ候書數を以て限りとして御絶版相成候哉御絶版を以て考察仕候得ば阪府にても稍や此度の御摺立を不正の事と被思召候形跡に奉存候又其全部を上梓せざれば偽版には無之との趣今世に一庫の財寶より其一部を盜み我未だ全庫を盜まざるが爲め盜にあらすと申人あるも誰か之を尤もの申分と評すべきや此譯に候へば全部の偽版も一篇の偽版も其不條理に至りては同様の事に候又全部中には無用の事多く有之候事故必要の處を拔萃云々及近來の著述は僅々の書も其價頗る不廉云々に至りては是れ偽版の口實と爲すべきにあらす偽版の理非は一事なり其書の有用無用又其價の廉不廉は又他の一事なり況んや書中の無用の事多しと買客捨て取らざるべし既に其一分は有用とし其餘分の無用なるを口實として買客にて猥りに其一分を掠奪せんとするは是れ全備せる時計を見て我に其用あるものは其機關なり然るに我に用なき覆ひを附け我に餘計の散財なましむとて逆公事を設け其機關を奪掠するに異ならず天下廣しと雖も誰か之を信じ之を理ありと云ふものあらんや然らば阪府に有用無用を以て偽版口實となされ候所以有之間敷候又價の廉不廉は賣客と買客の間に在て賣客之を廉と云ふも買客之を不廉と云はん廉不廉とは經濟書の所謂勤勞財本の元價より割合貴きと低きとを以て定むべければ賣買の間には廉なれば買ひ不廉なれば買はざるべし假令其價所謂元價に越へ甚しく不廉なればとて之を口實と爲し他人の私有權を冒すべからざるは理の當然と奉存候又凡そ如何なる著書と雖も能く天下の寫書を禁ず

るを得んや是れへも故障申すに至ては終極なき義云々の御答は何れへ御向ひ被仰候事にや天下に寫書の禁なきは勿論の事にて私義何様不文に候とも其等の辨明は仕得候に付申立の義無之御贖寫の義に候得ば幾億萬卷出來候とも聊か故障申上候筋合無之候贖寫に代るの上木とは上木の書は贖寫と申做候事出來申間敷前文逐一堂々たる阪府の御答書とも難奉伺既に私の著書御偽版の上私の面目を汚し加之前段の御無理を以て一介の私を御壓制有之候は乍恐先般の御布告一夫其所を得ざる事なからしむるとの御趣意とは大に相違可有之是れ所謂強は弱を凌ぐ被成方政府の最も御惡み被成候儀何卒事理落著を得候様御公裁奉願度御多端の央恐入候得共急速御掛合嚴重御處置奉願候也

明治六年六月

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

○

六月十五日大阪久恒氏より來書同地にて智惠の糸口偽版出來候由探索の處偽版人は同地南大組第十二區高津町三番地福島良助と申仁の由同人より偽版致候に相違無之との證書取置候趣にて寫し送り來り候則ち左に記す

偽版者より取置の證書の寫

一古川正雄様御藏版智惠の糸口并に朱印共重版仕り右摺立候書物百五拾部賣捌き候條相違無御座爲後日證札如件

明治六四年六月七日

南大組第十二區高津町三番地

福島良助印

古川正雄様御藏版御掛中

右書物の行先左の如し

十七部	私處へ持參
八拾部	河内屋平七
代金五兩也	
拾部	河内屋勘助
貳拾五部	秋田屋平助
内拾部戻り	

其他行方不知候得共版本を吟味致候に未だ百五拾部か二百部位摺立候物なるべし墨も格別附居不申候

右久恒氏來書中の一事なり

前文の次第に付東京府へ願書差出し置く則ち左に記す

工部省六等出仕古川正雄先般奥國へ罷越候留主中同人藏版取締致吳候様頼に付右藏版私方にて世話仕居候處今般大阪表にて同人藏版の内智惠の糸口偽版出來に付探索の者差出し候處大阪府下南大組第十二區高津町三番地福島良助偽版の趣に付早速同人へ掛合候處全く偽版仕候に相違無之段申出版本摺本并に別紙の通り證書差出し内済にて取計らひ呉れ候様頻に申出候得共私にて内済に致すべき譯柄に無之且同人申立には右偽版百五十部摺立賣捌候趣に御座候得共右は當人の申口にて如何程摺立賣買致し候も不相分且阪地は是迄度々歎願仕候通り偽版相企

偽版に關する訴訟書類

候惡黨相集り候場所に付自然右福島良助黨類のもの可有之哉も計りがたく候間早々同府へ御掛合右良助嚴敷御吟味の上嚴罰被仰附度勿論出版は官許を得たるものなれば偽版者の罪は盜倫の罪と同様なるべきに是れ迄偽版者は其罪の重きを辨へず其罰の輕きを計り終に今日に至る迄偽版の念を絶たず畢竟是等は皆政府の命令を輕蔑せしより起りし事にて偽版の一事のみならず政令御施行へも關係可仕哉に奉存候間嚴重御處置の上以後世間の懲らしめと可相成様仕度此段奉願候也

右願書七月七日朝吹英二氏東京府へ持參の處糸口偽版の義に付既に大阪府より掛合に相成居候に付願書は出さず

大阪府より東京府懸合書の寫

當管下南大區第十二區福島良助と申者御府下古川正雄藏版智惠の糸口偽版候に付版木製本共一切官沒致し候此上罰例の義は當所裁判所に於て詮議可有之相廻し置候此段御懸合に及び候也

大阪府權參事

竹 内 綱

大阪府參事

波 邊 弘

大阪府知事

波 邊 昇 印

東京府知事 大久保一翁殿

先日被差出願書(三十三葉目先般大阪府學校出版啓蒙天地の文云々)阪府へ申越候にも又々喋々辯論急速落著致間敷に付當府の裁判を受け候ては如何に哉と存候間右願書中末文「御公裁奉願度御多端の央恐入候得共急速御掛合嚴重」の字を抜き別冊に認め又々東京府へ差出す

七月十七日代人として朝吹英二罷出左の書附を出す

千八百七十二年来國出版「ジョン、ハラウイリス」氏法律韻府第一冊三百六十三葉「コピライト」の條抄譯(コピライトとは從來出版官許と譯したる原語なり)

人の智力工夫に係りたる産物を政府の法を以て保護する事之を「コピライト」と云ふ智力工夫に係りたる産物とは圖畫著書の如き是なり圖書は元と一人の智に生ずるものと雖も何人にも一度之を見れば印行の術を以て容易に其數を増すべくして他有形の産物とは其趣を異にせり

版權の由て起る原を尋るに人々の意匠は其人の心に屬するものにて之を自由にすべきは固より論を俟たず或は之を圖書に著はし既に其形を成すと雖も本人の意に従ひ獨り自から之を樂むも或は之を人に示すも自由自在他より間然するの理なし是即ち版權を著者に歸して動かすべからざる所以なり然りと雖も著者既に其心匠を書に記して人に示すときは世の人之を見て版に寫し其數を増す事甚だ容易なる故確かなる國法を設けて此弊を防がざる可からず此法を設けて版權を保護する時は著書の出る事益多くして人の智見を開き世の裨益を爲す事最大なり故に

文明の諸國にては皆此法を便利なりとして施行せざる所なし云々

版權を得たる著書を偽版する者其偽版を賣る者或は差圖して偽版を行はしめ偽書を賣らしむる者露顯に於ては罪人の手許に在る摺本製本を残らず没入して元と版權を得たる著者に引渡し且つ其摺立たる紙一枚（西洋の一枚は書物に綴る時大抵日本の八枚となるを常とす）に付半ドルルの過料を取て是亦版權の本人へ與ふるを法とす圖書又は樂譜等を偽する者あれば國法の違する處左の如し之を偽するに原本の全部を盗む歟又は法を遁れんが爲めに原本の趣向を變じ或は之を増し或は之を減するも版權の本人より免許せざる者は其版本を没入し摺立たる紙一枚に付一ドルルの罰金を出さしむ（前條は活字版の法にて此條は木版の法なり）

譯者注解「コピライト」は從來出版官許と譯したれども此譯字よろしからず「コピ」とは寫すの義なり「ライト」とは權の義なり即ち著述者が書を著はし之を寫し之を版にして當人獨り之を自由に取扱ひ他人をして偽するを得せしめざる權なり此權を得たる者を「コピライト」を得たる人と云ふ故に「コピライト」の原語は出版の特權或は略して版權杯と譯して可ならん日本人の考ふる如く此書を著すも差支なし此事を記すも忌諱に觸るゝ事なし杯とて政府より其出版を許すの趣意にあらず書を著はし事を記すは人々の見込にて勝手次第他人の著述を盗むにあらざれば毫も差支あることなし唯政府の職分は約束の如く偽版を防ぐの一事のみ

明治六年七月十五日

福澤諭吉譯

八月七日東京府より呼出しに付代人として萩友五郎罷出候處左の旨口達有之候

大阪府偽版の義に付阪府に於て今更致方無之依て阪地裁判所の裁判を乞ふ旨彼地より報知有之候に付此旨相達候若しも福澤氏にては當地の裁判を乞はんとらば尙又其旨願出候方可然段金田氏被申聞候

右に付八日又々同人罷出假令阪府の御處置は如何有之候とも元より福澤は原告阪府は被告に付當御裁判所に於て公明の御裁判願度旨金田氏迄申通じ候處暫時相控へ候様被申聞相控へ居候處今一應其旨書面にて差出し候様被申聞候に付其儘引取翌九日左の書面を出す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候昨日御呼出兼て奉願候大阪府に於て私の著書啓蒙手習の文拔萃偽版の義阪府は同所の裁判所へ御訴相成候に付私義も同裁判所の御審斷を願ふ歟又は當御裁判所へ訴ふるやの旨御尋の趣奉長候今般偽版の一條は元と私より訴へ出で候義にて即ち私は原告阪府は被告なり此度阪府にて同所の裁判所へ御訴へ相成候義は阪府より自から偽版の義を御訴へ相成候事にて私にては少しも關係無御座私は當御府下の平民何事に由らず訴ふる所は當御府御裁判を願ふ所は當地の御裁判所たる固より論を俟たず大阪の裁判所へは毫も關係無之義と奉存候間阪府の御處置に拘はらず御法の通り尋常の路を経て東京御裁判所の御審斷を蒙り候様御取計らひ奉願候也

明治六年八月

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

八月廿四日東京府より被呼出代人として朝吹英二罷出候處大阪府偽版裁判願の義當司法省裁判所へ願書可差出旨被申聞候

右に付願書相認廿五日代人として萩友五郎司法省裁判所へ罷出左の書面を出す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候大阪府學校にて私の著述書啓蒙手習の文の内より一章を取り啓蒙天地文と題し偽版致候義に付明治六年四月中東京府へ愁訴仕り其後同府より大阪府へ御掛合再三往復の御書面御示し相成候得共大阪府の御處置私に於ては承服不仕候右一條に付ての書類は東京府より御省へ御廻し相成候趣に付御取糺の上御裁判奉願候也

明治六年八月廿五日

第二大區小九區三田二丁目十三番地主商

福澤諭吉

司法省裁判所御中

右の書面差出候處明後廿七日午前八時可罷出旨口達ありたり

○

東京府貫屬士族廣瀨爲政なる者國盡の文を寫し地球往來と表題を命じ出版候に付九月八日左の書面東京府へ差出す但し穂積寅九郎之を持參す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候今度東京府貫屬士族廣瀨爲政義地球往來と表題せる書二冊を出版致し候に付一見仕候處右二冊の内第一冊の巻首に各國貨幣の圖等を附し候丈にて本文は私著述世界國盡の文を取り少しづゝ字句を増減致したる迄にて全く偽版に相違無之然る處右書出版に付明治六年四月文部省にて官許相成候私義偽版の事に付ては毎度愁訴致し候得共今日に至る迄一度として御處置無之のみならず今度も又候右の次第出版條例には背きたる御處置と存候就ては奉伺度義は文部省は出版條例御布告相成候得共條例の明文に不拘假令實は偽書にても少しづゝ文句を増減致し候得ば官許相成との御趣意に候哉概して云へば出版條例は人民の守るべきもの乎破るべきもの乎至急御沙汰被成下度此事は言行を以て決すべき事なり右の段文部省へ御掛合被成下度奉願候也

明治六年九月八日

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

此書面は東京府より文部省に回り又東京裁判所に回り文部省にては廣瀨へ出版の官許を與へたる事なれば偽版にあらず又世界國盡と地球往來とは文句少々宛異なり偽版と申難しと裁判所より東京府へ及通達候處東京府より十一月十三日御達の通りにて御差戻しに相成たり

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候東京府貫屬廣瀨爲政偽版の義に付九月八日奉願候一條今以て御處置不相成右偽版は元來文部省の御不取調にて出來候義には可有之候得共廣瀨なる者出版を願ふ時には御

偽版に關する訴訟書類

條例に背き候ヶ條無之云々と願書認め候義に可有之左候得ば同人は官を欺きたる者なり其身元も不明なるにあらず貫屬とあれば御府より家祿も御給與相成候者に可有之候間文部省の御處置は別に致し先づ御府にて御取糺被下度即ち出版條例の附録三條末段の趣旨に御座候此段奉申上候也

明治六年十月三日

福澤諭吉

東京府知事 大久保一翁殿

此願書は九月十三日に差出候願書と同一なり十三日御差戻しに相成たり

明治六年十月九日東京府より御呼出に付福澤諭吉代人として岡本徳太郎出府の處金田氏よりの口達左の如し

一偽版一條先般より其方毎々願出候に付其段文部省へ掛合候處愛知縣に出來の天地文偽版一件同縣より當省へ願出候に付其儀は司法省へ可訴出旨及掛合置候處今以て何たる返答も無之候故猶同縣へ催促の上御返詞可申との義文部省より當府へ通達相成候

一左の書面被差示候に付寫し取候也

其府下商福澤諭吉より偽版の義に付云々申立候次第過日申出有之候處右は於當省兼て精々調來候得共前件の事體は殊更章創に係り候義に付自然不行届の廉も有之べく即今右規則實驗に従ひ一層精密取調居候に付尙嚴重可調査此段相達候事

明治六年九月廿二日

文部省

東京府

追て諭吉貴府へ申立に世上に偽版澤山有之云々右は其府より同人へ御取糺し其姓名住所等明了相尋更に可

申出候事

一飾磨縣偽版一件司法省御處置相成其儀文部省御回達書右同斷

贖罪金三圓

飾磨縣權典事 大野 尙

右の通り處斷致候此段爲御心得申入候也

明治六年七月三十日

司法 大丞

文部省 御中

前條の通り世上に偽版澤山有之其姓名住所等明了相認可差出旨御沙汰に付同斷

右の通り御口達に付偽版人姓名住所相認め同年同月十二日午前湯川頼次郎東京府へ出頭之を金田氏へ差出し置候但偽版人姓名住所書は偽版一條明精書なり

十月十五日文部省より御呼出に付櫻井恒次郎出省の處先達て申立候書中偽版澤山云々の一件に付其偽版人姓名住所等明了相認可差出旨東京府の手を以て掛合に及候處早速其書面被差出候得共其書面の通りにては澤山と申譯に無之候殊に又其書面も文體不宜剩へ書面に押印も無之不束の至り云々且又先般より度々差出し候願書の文段も文體宜しからず甚だ官省を凌辱するものに類す云々嚴しく御口達相成就申書中に偽版澤山の文段を押へて甚しく御達し相成候に付櫻井氏世上偽版澤山と申出候は先般より福澤氏藏版の偽版五六版も出來致し世上の者他人の藏版物も段々偽版有之様

承り及候に付世上偽版澤山と申上候次第にて更に官省を凌辱する杯の心底毛頭無御座全く商の身上に候得ば偽版の爲め難澁の事不少より申上候次第のみに御座候猶退省御達の趣本人へ篤と申聞御答可申上と返詞致し退省候也

右の御指令に付同年同月十七日岡本徳太郎罷出左の通り書面差出す

先般御呼出に付私義當日病氣にて代人差出候處兼て偽版の義奉願候書面の内世間に偽版澤山又は毎々偽版の難を蒙り云々の文段不都合の由被仰聞右は御差支相成候哉は不奉存候得共元來政府にて法令御確定相成候上は苟も之を犯す者なき筈出版條例一度御發行相成候後は全日本中偽版と申は痕跡を絶候事と存候處へ私一人の藏版にても數部偽版致し候者有之に付驚愕の餘書面に認め候義に御座候將又他人藏版の偽物を探索するは私の任に無御座候得共自然確證を握り候事も有之其次第申上候は御省の御便利相成候義に御座候はゞ心掛可申候

私差出し候書面の文段政府へ奉對不體裁の由此義は元來簡易輕便を主とし文章を不飾ありの儘に事を記し候故或は不體裁にも可有御座候哉文章は唯事を記し候迄に候間如何様認め替候ても事實は異なり不申候得共省略文體にて不相濟義に候はゞ字句は如何様とも認め可申奉存候

右の段御請申上候也

十月十七日

文 部 省 御 中

福 澤 諭 吉

右の書面差出し候處官員一覽後申候には偽版澤山の文體に候處猶又其譯不申出元來偽版澤山の文段は不體裁に付斷りの書面差出し候様被相違候也且又今一應取調候様御口達相成候

右の段御口達の處同月廿一日書面にて同月廿二日御返納申出べき旨御達書に付岡本徳太郎文部省へ罷出左の書面差出し候

以書附申上候

偽版の義に付私より差出し候書面中偽版澤山有之云々の文段に付右偽版人の姓名住所逐一取調可申上様毎々沙汰有之候得共俄かに出來不申候尤も澤山と申上候は私の藏版すら五六版は偽版の難を蒙り候故澤山と申上候此外にも他人の藏版十二ヶ月帖勸善訓蒙智恵の糸口の偽版は慥に世の中に出來申候其證據には其偽版本を目撃致候義有之併し私の身に係り候義に無之故八當の探索不致候此探索は私にて致すより御省の御手筋にて被成候方埒明可申候併し私方より探索致し御便利にも相成候義に御座候はゞ探索可致候得共日を期して御請合は出來不申候此段奉申上候也

十月二十二日

文 部 省 御 中

福 澤 諭 吉

十一月十三日東京府より御呼出しに付代人萩友五郎出頭致候處廣瀬爲政出版地球往來中の文は世界國盡の文と往々異なる處も有之候得ば全く偽版とも難申に付其段福澤諭吉へ説諭相加可申旨東京裁判所より當府廳へ及通達候に付其旨相達し申候併し最前より偽版一條毎々出訴被致居候に付ては所詮説諭等に承服被致間敷存候得共存寄次第地球往來

偽版に關する訴訟書類

一條に於ては此後東京裁判所へ可致出訴候旨口達ありたり

右に付九月十八日代人草郷清四郎左の書面を東京裁判所へ持參候得共宛名違不宜其儘持歸り翌十九日湯川頼次郎出頭之を差出す餅長ヨシチカ之を取納め追て御掛合可相成候旨御口達有之候

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候

東京府貫屬士族廣瀨爲政なる者私の著述世界國盡の文を寫し地球往來と表題を命じ出版仕候

右の義に付去る九月八日東京府へ出頭仕候處右地球往來中の文は往々世界國盡に異なる處もあれば全く偽版とも申難きに付其段私へ説諭可相成旨當御裁判所より東京府へ御沙汰の旨同府より私へ被仰渡候

地球往來の文と世界國盡の文と往々少しく異なる處あるとて之を偽版にあらずとするの御説諭は私に於て承服不仕候

出版條例は文部省より御布告相成候ものなり此條例に基き日本政府の裁判所にて此書を偽版とせずして御差許しとあれば夫れ迄の事にて自から覺悟可仕候得共私の所見にて慥かに偽版と認めたるものを御説諭を承り枉げて偽版にあらずと申上候儀は出來不申私義強て偽版の御禁制を懇願するに非ず唯々出版條例を遵奉するのみ條例に基き彌以て私の出願不條理に候はゞ其不條理の次第を明かに被仰渡度私一人の爲めのみならず天下一般著述者の心得にも相成候義に付至急御明裁奉願候也

明治六年十一月十九日

第二大區小九區三田二丁目十三番地主商

福澤諭吉

東京御裁判所

十一月廿二日東京御裁判所檢事局より御呼出に付代人湯川頼次郎出頭候處廣瀨爲政著述地球往來の義に付ては世界國盡の文と往々異なる處も有之故偽版と難申相達候得共去る十九日差出候口上書に従へば全く偽版にあらずとも難申候間其確證差出し候はゞ尙明かに吟味を遂ぐべき旨餅長君より口達有之たり

右に付十一月廿四日湯川頼次郎義東京裁判所に出頭左の書面を餅長君に差出す

以書附申上候

第二大區小九區三田二丁目十三番地主福澤諭吉申上候

東京府貫屬士族廣瀨爲政著述地球往來の偽版たる證左の通りに候

私著述世界國盡の文と地球往來の文とは僅かに字句を取替へ候迄にて全體の文意文章毫も異ならず即ち別冊朱書の通りに候間御覽被下度候

此偽版たる次第を尙明かに證せん爲め試に官版の國立銀行條例の首葉を偽し下札の如く認替候此體裁は全く廣瀨爲政の心匠を摸し候文體に御座候假に今私義此偽書を以て出版の官許を取り條例の版主たる大藏省より御掛合相成候節は其曲私に在る事分明なるべし然らば則ち爲政の書は偽版に相違有之間敷候也

偽版に關する訴訟書類

偽版取締關係

明治六年十一月廿四日

第二大區小九區三田二丁目十三番地商

福澤諭吉

一五〇

東京御裁判所

同日差出し候願書へ差添へ候國立銀行條例に下札の偽案左の如し但し國立銀行條例を差出し置きたり

國立銀行規則

國立銀行は官より出せる公債證書を引當と爲して之を政府の大藏省に預け其代として紙幣寮より通用の楮幣を受取り別に交換の元金として本位貨幣を備へ置き以て之を發行するものなり今之を起立するに付帝國日本政府にて定めたる條々左の如し

第一條 銀行の取立を願ふ事

第一 新に銀行を立てんとするには其社員五名より少なかるべからず

福澤諭吉偽案

註 國立銀行條例の本文は左の通りである。(編者)

國立銀行條例

國立銀行ハ政府ヨリ發行スル公債證書ヲ抵當トシテ之ヲ大藏省ニ預ケ紙幣寮ヨリ通用紙幣ヲ受取り引換ノ準備金ヲ設ケテ之ヲ發行シ以テ其業ヲ營ムモノナリ今之ヲ創立スルニ付大日本政府ニ於テ制定シタル條々如左

第一條 銀行ノ創立ヲ願請スル手續ヲ明ニス

第一節 凡ソ國立銀行ヲ創立セントスルニハ其組合ノ人數ハ必五人以上タル可シ

右一時世界國盡并に地球往來を差出し置たり然る處篤と吟味の其上追て沙汰可致義餅長君口達せり湯川頼次郎退省す

明六雜誌

征臺和議の演説

明治七年十一月十六日

下を見れば限なし上を見れば限なし一身の私を論ずるには足るを知るの金言忘る可らずと雖ども國家文明の大計に於ては苟も満足することある可らず此度支那と和議の一條我政府の勉勵に由り遂に支那をして五十萬テールの償金を拂はしむるに至たるは國のために祝す可し征臺出師の其日より今日までの成行を見れば我は十分の勝にて支那は十分の敗なり我今日の有様を以て支那の有様に比較すれば誰か意氣揚々たらざる者あらん余輩も亦其揚々中の人なり然りと雖ども事の成敗は其一局を以て斷ず可らず事の前に源因あり事の後に餘波あり之を思はざる可らず今般の一事に就て其源因は出師の日に生じたるに非ず遙々其前日に在ること明なれども其源因の内情は我人民の得て知る所に非ざれば之を論ぜず今後を生ず可き餘波も鬼神に非ざれば之を知る者なし況や余輩の鄙見何を以て之を臆測するを得んや

故に余輩は和議の電報を得たる其當日の有様を以て之を論ぜん抑も此度の一條は日本と支那との間の事なれども其利害得失に至ては別に之に關する者あり即ち其これに關する者とは何ぞや西洋諸國是なり蓋し西洋の人民直に日支和戰の議に關するに非ず(兩國の政府の間に立入たる外國人の議論忠告等は先づ無きものとして)商賣上の事を以て之に關するなり我征臺出師の後日本にても支那にても互に武備を整へ双方にて買入たる船艦武器の代金は莫大なることとなり而して其船艦武器は悉皆西洋諸國の商人より買入たるものなれば西洋人は物の賣主なり日本と支那とは其買主なり故に此度の事に付き和戰は日支双方の關係なれども物の賣買に付ては別に一個の西洋諸國なる者を加へて三方の關係と云はざるを得ず

既に此三方の關係あれば此事の始末を論ずるにも三個并に排列して其孰か得にして孰か失なるを辨ぜざる可らず支那は十八省の富を保ち四百餘州の洪大に據り和に非ず亦戰に非ずして遲疑因循事を決する能はず巨萬の財を費して無用の武備を整へ積年陰に奴隸視したる日本國へ遂に五十萬の金を拂ふて暗に其罪を謝し名利共に失ひ盡して然かも失ふて得る所なきものなれば之を失策の極と云ふ可し

日本は支那に比して二十分の一の小國なれども國の強弱は地の廣狹を以て論ず可らず一度び戰に決して其議を變ぜず寸兵に動らずして獨立國の體面を全ふしたるものなれば榮辱を以て之を鄰國に比すれば固より年を同ふして語る可らず然りと雖ども會計上を以て之を論ずれば所得の償金を以て悉皆の軍費を償ふ可きや恐らくは大に不足することならん加之今の軍備なるもの船艦鐵砲は勿論兵士の軍服沓帽子に至るまで皆外國の品物に非ざるはなし西洋諸國にて戰爭は人の好まざる所なれども職人役夫の輩は軍備のために營業の繁昌するを悦で戰爭を待つとの談もあれども我國の如きは出師のために一足の草鞋をも餘計に賣る者なし我軍費の大半は唯西洋諸國の商業を助るものなれば會計上を以て論ずるときは所得を以て所失を償ふに足らずと云ふ可し終始唯得にして失なき者は西洋諸國の商人なり一時に兩國の買物を引受け意氣揚々として砲艦の古物を輸入し手に唾して千萬の利益を得べし我政府などには買物に就き失策もな

かる可し是れ余輩の知る所に非ざれども支那の有様は想ひ見る可し西人の狡猾なるは平時も恐る可し況や兵端將に開んとするの際に當り買主の狼狽何ぞ其品を見るに遑あらん何ぞ其價を問ふに遑あらん足元を見たる商賣なれば愛兒を玩具の店頭に連れたるが如く直段は賣主の勝手次第なり此度日本と支那とに賣込み又約條したる品物の代金を凡そ三百萬圓と積り平均三割の口錢なれば其利益九十萬圓なり我國の得たる償金よりも多し

故に曰く下を見れば限なし支那の有様を見れば誠に憐む可し一人と一人との争鬪にて此度の勝利を取り此度の面目を得たることなれば最早申分なくして正に足るを知る可きの時なれども國の文明の大計を考れば未だ満足す可らず上を見れば限なしとは此事なり西洋人が他の争論を傍觀して其間に臨時の利益を占め争論無事に治れば又平生の貿易を以て不相替利益を得るが如きは得の得なる者と云ふ可し在昔亞米利加合衆國の獨立したる後歐羅巴にナポレオンの騷亂ありしとき合衆國は眞に局外中立して國內の物産を勵まし其物を歐洲に輸入して大利を得たりとの事あり其事情は此度の事に異なれども他國の事變に由て利を得るの趣意は略相似たり西人の内心を測るに彼輩は向後も常に亞細亞諸國に不和争鬪の起るを祈ることならん實に口惜しき始末ならずや

何卒此後は我日本にても假令ひ西洋諸國の亂に由て臨時の利益を得ることなきも我亞細亞洲の事變に由て彼輩に利を與ふることなきやうに用心ありたきことなり我國産の槍劍甲冑を以て戦争の出來る世の中なれば兎も角もなれども戦争の具を西洋より買入るゝ場合には勝敗の外に錢の勘定なるものをも加へて勘考せざる可らず

抑も戦争は國の榮辱の關する所國權の由て盛衰を致す所なれば一概に錢の損得のみを云ふ可らず或は此度支那の勝利に由て我國民の氣風を一變し始て内外の別を明にしてナショナルチ（國體）の基を固くし此國權の餘力を以て西洋

諸國との交際上に及ぼし譬へば近日條約改正の期に至て裁判の權をも我に取り居留地の規則も保護税の仕組も我日本政府の一手に掌握せんとするの大議論に及びたるときにも西洋諸國と屹立して毫も彼に假すことなく一を與ふれば又隨て一を取り右に失すれば左に奪ひ恰も支那の政府に對するが如く公明正大なる談判を遂ることを得ば最早我國に於て遺憾あることなし眞に此盛大の勢に達するの見込あれば何物をか惜むに足らん何事かを顧ることを爲ん何ぞ些々たる金の損得を論ずるに及ばんや全日本國の人民は拍手快と稱す可きなり

右は今後の成行を想像して國の幸福を企望し今の有様に満足せずして上の上を見たる論なり然りと雖ども未來の事は鬼神に非ざれば知る者なし況や其事も漸を以てせざれば行はる可らざるに於てをや唯人心の成行を待つのみ結局今の我困難は外國交際に在り今の我勁敵は陰に西洋諸國に在り然かも其敵は兵馬の敵に非ずして商賣の敵なり武力の敵に非ずして智力の敵なり此智戰の勝敗は今後我人民の勉強如何に在るのみ（明治七年十一月第二十一號）

内地旅行西先生の説を駁す

外國人の内地旅行に付き曩に西先生の演説を聞き次で余も亦鄙見を述て民間雜誌第六編に出版したれども此出版は専ら先生の説に對したるものに非ず其後明六雜誌中西先生の演説書を見て益余が所見と異なる所あるを覺へ今乃ち先生の説を駁すること左の如し

内地旅行はこれまでの外國交際を廣くすることにて未曾有の事を新に始るには非ず開港以來港より十里四方は外國人の旅行を許したる其十里を今後百里と爲し又二百里と爲すまでのことにて別段の事を始るものと云ふ可らず先生の

説に内地旅行は日本人の未だ嘗て味を知らざる南瓜をバアクスが持参したるが如しとあれども此南瓜を持参したる者は英の公使バアクスには非ず亞の水師提督ペリリなり其旨ひ歎まずひ歎を吟味するは嘉永年中阿部伊勢守の役前なれども當時伊勢守は勿論日本國中に南瓜を監定する者一人もなく八百屋の兵威を恐れて南瓜の旨否を論ぜず往生づくにて之を喰ひしことなり先生の説當らざるが如し

八百屋の押賣りにて南瓜を買込み嘉永年中より今日まで之を喰ひしに南瓜は性無毒なれども日本人の體質に相應せずして下痢を始め漸く衰弱して全國の金力を失はんとするの容體を發したり故に此南瓜はバアクスの持参に非ずペリリの土産なり但しペリリの土産は十里内に用ひバアクスは之を全國に弘めんとするのみ日本人は其味を知らざるに非ず既に之を喰て下痢まで起したるに尙もこれに喰ひ足らずして食ることあらば南瓜のために命を危ふすること既往の實驗に由て明なり然るに今ごろ之を分析など、は些と手後れに非ずや

爰に先生のロジックを假て演繹法を用ひん曲線の一部を見れば其部分些少なりと雖ども必ず終には環線たるを知る可し即ち部分を推して全體を求るの法なり茶碗のかけらが一切れあれば其茶碗の大きさは推て知る可きが如し外國と貿易商賣を爲すに彼我人民の智力平均せざれば我は損にして彼は得なりされば今我國の貿易商賣は我を損するの媒にして我國民の智力爰に止まれば我國を滅すの大害と云はざるを得ず其然る所以は何を以て知る可きや演繹法に由り開港以來今日までの有様を損亡の一部分と爲して推して後日の全體を求めば損亡の全環を得可きなり即ち外債の嵩みたるは宵の明星の一寸見はれたるなり外人に元金を借て商賣する者あるは茶碗のかけらを見るが如し明星の軌道は環ならざるを得ず茶碗の全形は窪く丸からざるを得ず二十萬の外債は五千萬に至る可し元金を貸すは不動産を買ふの前徴なり

り余がロジックは斯の如し然るに今従前の交際に由て現に我國の富を失ひながら尙外人の旅行を許して其交際を廣くせんとするは損亡の一部分を推して其全環を成すの道を促すに異ならず何となれば旅行は雜居の訓練なり雜居は商賣の方便なり商賣は損亡の源なればなり

又先生の説に云く旅行を許すは尙早しと云ふ可らず御一新後既に七年にもなり人身窮理に於ても人の身體の骨から變つた月日なれば世の文明も必ず進みたるに相違なし左もなく御一新で針路が定つたと云ふ甲斐もなし云々と此説に就ても余は疑なきを得ず抑も御一新とは何事なるや幕府屋の看板を卸して天朝屋の暖簾を掛け今の參議を昔の閣老に比すれば毛が三本多ひ位の相違にて等しく天保以來日本に産したる人物の外ならず此參議以下の役人を集めて立たる政府にて其針路は好和開交と定るも唯政府一家の針路のみにて人民は則ち然らず此民や舊幕の專制を以て行はれたる無氣無力の瓦石なれば昔より今に至るまで針路も方向もある可らず假令ひ七年の間に骨質は一新するも其氣質は依然たること疑なし西先生は御一新の機能を大造なるものに思はるゝ様なれども余は少しく所見を異にし御一新は唯政府屋の店先きを僅に改革せしまでのことにて逆も天下の人心を一變するの功を奏したりとは思はず人心の方向を定め各内外の別を知て商賣にも公事にも外國人に後れを取ることなきの場合に至るは七年の星霜を経て能す可き事に非ざるなり故に外國の交際に就て全國の利害に關することを論ずるに當ては此人民は矢張幕府より讓受けたるまゝの人民と視做して説を立てざる可らず

此人民を以前同様の人民と視做し御一新の甲斐は未だ人心の底まで達せずとすれば内地旅行は無據尙早しと云はざるを得ず爰に余がロジックにて宵の明星の代りに女の子を持出さん女子の性たる其婚す可きは生れ落たる其時より明

なり其成長する一日片時の間も婚媾の時の一部分にあらざるはなしされども其婚して當人の利と爲り害と爲るは年齢に關するものなり然るに女子の性は婚するに定りたるものなりとて十二三歳の娘の子に武藏坊辨慶を入婚に取て雜居せしむることあらば此娘の利と云ふ可きや如何にロジツクの理屈仕掛にて娘を責るとも余は之を無理非道と云はざるを得ず此娘なる者決して石婦にあらざれば婚姻を嫌ふに非ず少しく時節を待たんとて苦情を述るのみ西先生は此娘の苦情を聞て汝は女の道を知らざる片輪者なり兎角物に接せざれば慣るゝことなし武藏坊でも熊阪の長範でも即刻婚にせよとて之を叱ることならんが娘の身と爲りては當惑の次第ならずや

右は粗末ながら余がロジツクの演繹法なり以下は又先生の歸納法に答へん先生の說に凡そ事物の害と爲る可き箇條を計へ立てゝ之を防ぐの術あれば残るものは唯益のみと爲るゆへポッチーウなりとて第一より第七までの害を述べ又之を防ぐの術をも示されたれども其術は事實に行はる可きや甚だ不安心なり

第一貿易の事に付ては内外に諭告して禁ずるとあり西先生も内地に貿易すれば國の害たることは明に證する所にて正しく余と同説なれども之を禁じて事實に止る可きや先生慥に爰に見込ありや今までの政府の手際にては外國人へは游獵の禁制をも守らしむること能はず然るに現に錢の損得に關る商賣のことに付き如何なる諭告を用れば之を禁じて止む可きや其實際を見ざれば決して信ず可らず又禁じて仕たらば曲事なるゆへ其處置を施す可しとあれども其處置とは何事を爲すやこれまで外國に掛りたる公事訴訟には司法省も困りしことにて十に七八は日本人に曲を蒙る者あり今後旅行の地を廣くして次第に交際を煩はしくすれば十に七八なりしもの百に七八と爲る可し余が考には寧ろ負けても七八の負に止りたく求て之を七八にするは好まざる所なり七八と七八十とを比較すれば六十三乃至七十二の差あり

り二天作を知る者なれば此勘定の分らぬことはなかる可し

第二入て成らない所はない譯とあれども案内なくして人の内には入る可らず往來留の路は通行す可らず先生の說に若し之を犯せば内外人とも同様で曲事だとあれども唯曲事だと云ふのみにては之を防ぐの術に非ず先きのロジツクの歸納法の處には其害が悉く防ぐことが出来れば消極が變じて積極と爲ると云はれたれども今爰には曲事だと計り云ふて其曲事を防ぐの術がなければ消極は矢張消極のまゝにて毫も積極の方に變じたる様子には見へず

第三保護のことは目今亂暴人もあらざれば不用なる可し此事はあまり心に關するに足らず第四通辯の不自由より間違は起る可し彼地の事だと計り云ふ可らず第五狗を連る事は固より差支の箇條に入る可らず狗を連るも虎を連るも勝手次第余が考には狗を連るよりも兎を輸入して錢を取らるゝ方遙に恐る可しと思ふ位のことなり第六緘が出来の一箇條は約東面にて大概宜しかろうとて先生は唯怪我人を恐るゝやうなれども外國人と訴訟に及び其事の困難なるは前にも云へる如く嘉永年中より今日に至るまでの實驗に由て知る可し余が患る所は管に人の怪我のみに非ず國の獨立に怪我あらんことを心配するなり第七殺害のことは下手人を出して濟むことなる可し余も亦別に見込なし

右の如く第一より第七に至るまで先生にも慥に其害を防ぐの術はなきが如し唯其眼目は末段に云はれたるステブレーション箇條書を頼みにして弊害を防ぎ止めんとするの一法あるのみ先生の說と余が所見と全く相反する所は此一段に在り余が存意には箇條書が事實の用を爲す位ならば初より何も心配はある可らずと思へり宜しからぬ事なれどもパウ、イス、ライト権力は正理の源なりと云ふ諺あり之を思はざる可らず尙是等に就き議論の詳なるは民間雜誌第六編を見る可し

終に變通の處置は如何にも御同感なれども變通とは事の宜に従ひ働の趣を變じて其達す可き目的をば失はざることならん、されば同じ針路に船を向るとも變通の道に於て必ずしも前に進む斗りと云ふ理はある可らず進むも善し止るも善し或は時宜に由ては退くも亦可なり之をこそ變通と云ふ可けれ事物の成行は一年又は數年を以て其全環を定む可らず今外國の交際は正しく今のまゝにて差支あることなし或は少しく退て内國と外國との區別を更に嚴にし内外人民の金銀貸借などには別段の法を設る方、便利なることもあらんと思へども我政府に權威なく我人民に智力あらざれば之を如何ともす可らず其如何ともす可らざるの事情を其儘にして早晚如何ともす可きの時節を待つより外に方便ある可らず此時節を待つとて船の針路を改るに非ざれば患るに及ばざるなり（明治八年一月第二十六號）

註 右の文中に「民間雜誌第六編云々」とあるは、本集中「民間雜誌」の項に採録せる「外國人の内地雜居許す可らざるの論」と題するもの、又「明六雜誌中西先生の演說書云々」とあるは、左記の一文である。参考のため茲に掲載する。（編者）

内地旅行 十一月十六日演說

西 周

内地旅行此様外題を抜へ投げ出して借其可否は如何と云つた時は如何挨拶をして善からうか是れは調度バアクス先生が自國から南瓜を持つて來て此南瓜は旨くつて味が善くつて喰ると養生の爲になるから喰て御覽なさいと謂つたと同じ事で成程珍しい事は珍しい物なれど喰つて見た上でなければ旨いか不佳か腹の爲に善いか悪いか分らないも同様内地旅行も許して見たと上でなくては善いか悪いか實は分らない譯でござる

だがそう言ふと其南瓜を喰つて中つた時は仕様がなかつた段になつて喰はなかつたら善かつたにと言つて後悔した所が始らない譯だ夫故に喰はぬ前に此南瓜の旨いか不佳か腹の爲になるか毒にはならぬかと云ふことを知らねば成らぬ

だが南瓜なら切つて見て木目の細さで味を知るとかまだも分らねば分析術にかけて其成部分を分離して見るとかして旨いと

か不佳いとか毒になるとか薬になるとかは知れることだが内地旅行と云ふ外題はそうは行かぬ

だが其分析の仕方こそ違へ何の路分析して見ねば利害は分らぬことに相違ない

すれば其分析の仕方を求めねばならぬと云ふ處で化學の分析法では行かないことが分つて居るからロジック即ち論理學の分析法にかけねば成らぬ

さて此様内地旅行とか何とか云ふ類の外題は何れ何の道ロジックの分析法にかけねば行かぬことは能く分つた事として然らばロジックの分析法は如何したら善からうと云ふ時に茲に二通りの分析法がある

其一つはデダクシウン即ち演繹法の分析法と其一つはインダクシウン即ち歸納法の分析法で先づ初めの演繹法の分析から初めましょう

さて演繹法の分析と云へば本道は一つ本を立て、段々と末へ説き下すことだが今此内地旅行と云ふ題は全體ではなくつて部分だから是より推して其本を求めなければならぬ

そこで此分析では先づ部分を推して全體を求めると云ふ一つの方法に従はねば成らぬそうして其方法は即ち星學で行星の軌道を測るの法と同様の事でござる

今ま宵の明星と云ふ星は日が落ちると西の方に見え夜が明けかゝると東の方へ見え始終日の前後に出る者だから何時見ても少しの間だ二十四五分時間より多くは見へぬ併し其二十四五分の間に西でも東でも天の一方へきつと周天を三百六十度に分つた其度數の幾分か互つて一つの曲線を引いたことは分るだらう此引いた曲線は何様に短かくつてもきつと曲線に相違はないなぜと云ふに幾何學のアイソオムに直行線は何時までも直行せねば成らぬと云ふことがあれば曲線を延長すれば何様に其周圍が大きからうとも必ず本の線の出た所まで還つて縦ひ正圓で無くても是非シルクル即ち環きの状態をなした物にならねば成らぬ此道理が有る故に今明星が宵ひに一寸幾時間か曲線を引いて天の幾度幾分に互つたと言へば其部分の曲線から算用して全體の軌道の大きさが知れる様な者で今此内地旅行と言ふ外題は何か全體がありて其部分だらう何か大きな軌道が有て其部分の曲

線だらうと云ふことを察すれば其全體は何かそれを求めねばならぬ

扱かうした處で内地旅行と云ふ事實は之を一部分たる曲線と見て其實反體に當る即ち曲線の處で言へば直線で其實反體に當る者を求めたら攘夷絶交と云ふことになるだらうそうして見ると内地旅行と云ふは直線ではなく曲線の方で此曲線を出た處から出た處まで引回して見ると則ち攘夷絶交と云ふ題と本來反體の好和開交と云ふ題が一つのシクル即ち環きとなりて此内地旅行は其一部分の曲線だと云ふことが知れる勿論此好和開交と云ふ全體の中には此内地旅行と云ふ事實ばかりではなく是と同じく此好和開交の一部分たる事實が猶數ヶ條有る第一好和通商の條約此中に五港を前後に開いた事第二に東京大阪のコンゼツシウン其後年々逐々に居留地を廣めた事第三に今度のインテリオルライエージ内地旅行第五には雜居此數ヶ條の事實は皆好和開交と云ふ一環内即ち一軌道の内の一部分で何の事實を以て攘夷絶交と云ふ事實へ比較しても何れでも皆な實反對だからそこで内地旅行と云ふ一事實は好和開交と云ふ全體の内の一分好和開交が主意なれば内地旅行も許さねばならぬと云ふことは明白でござる

今政事上の方向は何處に在るやと視たら好和開交と云ふ針路を取つたといふことは誰でも識者を持たずして知れたこととござるそれに今内地旅行は許さぬと云つては豪斯多刺里亞に針路を向けて八丈島の先きからベーリングの海峡へ向ふ様な者でござらう

借かう言つた所で誰でも言ふだらう政事上の方向が好和開交だから内地旅行は其の中の一大部分と云ふ位な事は學者異く演繹だの天文だのと云はずとも知れたことと併し其處には色々な關係が有つてそう御正論通りには行かぬことだ何れ何の路許しは許すことなれど猶早い最少し内地の人民が開けた上で許すのだと云ふ議論が出るだらう

併し早いと言へば此方にも理窟がある東京大阪の居留地は舊幕の時まだ針路の定らない時に出來たことだそれから御一新後七年と云ふ星霜を経て人間の身體も骨から變つたといふ月日それに舊幕の時より一分も進まぬと言ふては御一新で針路が定つたと云ふ甲斐はない様だ夫でもまだ早いと云はれ様かと云ふ議論が出る

併し今の前から話した議論を能々見ると實に學者論で好和開交と云ふ頭腦の題目から内地旅行は許さねばならぬと立つた論故之を學者論と言はれても仕方がない所がござる

そこで學者論にならぬ様に一層利害に切な様に歸納の方法で論じて見ませうだが是は全く歸納の法と謂ふではない唯數ヶ條の事實を數へ立てて其上で利害を分ける處丈が稍歸納の法とも謂はれる位なこととござる

それで今歸納の法で論じやうと云ふ段になつて何様したら善い何様するのだと云ふに先づ内地旅行と云ふ題目に就て内地旅行を許せば行へば何様利がある何様害があるといふ事を數ぞへ立ねば成らぬ

併し其利害を數へ立るに其利害が同種類の者で無い故一々比較して見る譯には行かない是が算術だと利を百目と立てたら其内で害の色々あるのを二々五分に三々七分又五々八分都合十二々の害を引去つて残り利が八十八分あると云ふ様に精密な比例が立つことなれどロジックではそうは行かぬ故に先づ内地旅行を行つて利のある方を積極ポシチウと見害の方を消極ネガチウと見るでござる

そこで積極のポシチウの方は除いて廢て仕まい残つた消極の害ばかり取つて此害ばかりを數へ立てて其害が幾つあるかを見て此害は迎も醫す可らざる害か又策を設けて害を防ぐ事が出來るか云ふことを穿鑿して其害が悉く防ぐことが出來れば今消極だ害だと云つた者が悉く變じて積極のポシチウに歸へる算用だ又其害が迎も何様にしても防ぐことは出來ぬ醫するとは出來ぬと見れば愈々眞の害で利害が釣合なければ行はぬが善いと云ふ者

そこで内地旅行と云ふ外題に害が幾つあるかと云ふに

第一 外國人が這入込んだら貿易をするだらう

第二 這入て成らない處へ這入るだらう

第三 保護して遣るが面倒だ

第四 通辨が分らぬに困る

内地旅行

第五 狗を連ると困る

第六 罅れが出来た時困る

第七 まだ亂暴人が居らうも知れぬ夫れ此間の箱館の日耳曼コンシユルの一件か

と害と思ふヶ條を敷へ擧た所が第一の貿易をするだらうは是は内外に諭告して禁じて置て其上で仕たらば仕た者が曲事だらう第二に入て成らない所へ這入る天下に入て成らない所はない譯但し官府だの役所だの或は今無ければ要塞だの城堡だのと云ふは何處の國も同様だから内外人とも同様として犯せば曲事だ第三の保護を假す一件既に當春の令でも附添を連すとも善いとあれば是も内外人同様で濟むことだ第四通辨是は連れやうと連れまいと勝手次第通辨がなくて不自由なは彼地の事だ第五狗を連れる成程狗は道理を知らぬ者だから其嚙合から喧嘩が出来易いだが是は禁じても構はぬこと第六に罅が出来る是は向ふの約東面に略ある通り金を領事に預けるとか願書を出した上とか喧嘩が起つたら公使の判断に任すとか其通りで大概宜しからうしたが茲の苦情が一番大切で何を言ふにも日本の人民が愚だから馬鹿だから又しては擧足を取られるだらうと云ふのだしたが子供に將棋を教へる様な者で初手から對馬とは何しても行かぬだから歩三兵から仕込む積りで掛つたら却て後々對馬になる基眞處内地旅行位で年々百人も五十人も怪我をすることもあるまいそこで第七一番終りのまだ切ると云ふのだ是は外交小言の著者が言つた通り政府が元尊王攘夷と云ふ面を蒙つて居たからまだ其芝居の餘黨が居るで困るだらうと云ふことだ併し箱館の例もあり誰も命は惜しきやな者だ是も政府の針路さへ違はず好和開交と云ふ誠心が徹底したらばまだ二遍や三遍は有ても構はぬこと縣令が氣を利用して早速に下手人を取て出さへすれば構はぬこと又政府で好和開交の誠心さへ徹底したら我が國には山奥になると命も知らずのインヂアンが居りますから御用心なされと約束をきめても構はんことにすれば第七ヶ條もどうかかうか防ぎが就く手段で何分にも是はと思ふ所は悉くスチツプレーシオンで細かにヶ條書をして條約を結すんだなら所謂消極は消し盡して無い者になるでござらうすれば跡は悉く積極になることが明白だと云ふ者だから此歸納の方から見ても矢張許す善いと云ふ道理だ

併し是でもまだ後の二ヶ條は氣が濟まない理窟は理窟だが學者の理窟で信用が出来ないと云ふ論があれば又爰にモヂヒケイシウン即ち變通の法と云ふ者が幾つもござる是は先んにも好和開交と云ふ軌道があると云つた通り其軌道をなす曲線は内地旅行と云ふ唯一つの曲線とばかり限つたことではない此曲線を又半分にしても四分にしても又は八分かつ十分でも如何に小さく割つた所が曲線の性質が有て如何しても直線にはならない

すれば内地旅行も其通りで好和開交と云ふ軌道内の者と見たら必ず一時にせずとも宜からう今年は東海道丈の旅行を許し來年は山陽を許し其次は東山道を許して例の曲線を二分にも三分にもしたり又何れ好和開交の軌道の内には内地旅行の曲線ばかりではないまだ先きに雜居と云ふ曲線があると見るとそれをも混淆して或は東京の築地を廣めて朱引内とするとも其後年武藏相模二ヶ國とするとも其次には東海道丈は雜居を許すとか此變通の仕様は幾らも方法があるだらう

すれば強ちに斷はらずとも爰を潮に少しでも許したが宜からうすれば豪斯太刺里亞へ行く針路が眞直に無人島へ指さすとも少し琉球の方へ倚つたまででベーリングの海峡へ向けたとは宜からう

全體ジュリスヂクシウンが違ふ裁判の權管が彼方へ届かぬだのタリーフを改正する權がないの彼奴等が專擅だの狡猾だのと云つた所が此地から爲べき事ほど爲て置てそらして獨立の權をつ立てる様にしなくては無理に抗衡することは出来まいと思はれるでござる

したが此様議論を述べたら柄政者は何様云ふだらう其様に貴様の様に理窟つぽい事を言つた所が言ふ口は有つても爲る權は有るまい姑黙つて居るべしと言はれた所で此論者も閉口して席を下がるでござらう(明治七年十二月明六雜誌第二十三號)

男女同數論

近日男女同權の議論甚だ喧しく孰れが是非なるを知らず都て事物の議論をするには先づ其事物の品柄吟味せざれば